

学 生 便 覧

2026

(令和 8 年度入学者用)

この学生便覧は入学時にのみ配付される
ので卒業まで大切に使うこと。

神戸大学大学院法学研究科

令和8年度授業予定表

博士課程

【前期】

令和8年 (2026)	4月 1日 (水)	—	前期開始
	2日 (木)	—	入学式
	8日 (水)	—	前期授業開始
	5月 7日 (木)	—	火曜日の授業振替日
	5月 8日 (金)	—	水曜日の授業振替日
	6月 9日 (火)	—	授業の予備日
	7月 23日 (木)	}	定期試験・到達度確認期間 ※学部合同授業の定期試験・到達度確認も同じ期間に行われるので、履修者は要注意。
	8月 5日 (水)		
	6日 (木)	}	前期授業終了 定期試験・到達度確認の予備日
	9月 25日 (金)		
	30日 (水)	—	前期終了

【後期】

令和9年 (2027)	10月 1日 (木)	}	後期開始 後期授業開始
	15日 (木)		
	11月 6日 (金)	—	火曜日の授業振替日
	12月 1日 (火)	—	授業の予備日
	1月 13日 (水)	—	月曜日の授業振替日
	14日 (木)	—	授業の予備日
	15日 (金)	—	休講 (大学入学共通テストの準備のため)
	1月 25日 (月)	}	定期試験・到達度確認期間 ※学部合同授業の定期試験・到達度確認も同じ期間に行われるので、履修者は要注意。
	2月 5日 (金)		
	9日 (火)	}	後期授業終了 定期試験・到達度確認の予備日
3月 25日 (木)	—		
31日 (水)	—	後期終了	

令和8（2026）年度授業予定表

法科大学院

【前期】

令和8年 (2026)	4月 1日 (水)	—	前期開始
		—	前期授業開始
	4月 2日 (木)	—	入学式
	5月 7日 (木)	—	火曜日の授業
	5月 8日 (金)	—	水曜日の授業
	6月 9日 (火)	—	予備日
	7月22日 (水)	—	月曜日の授業
	7月27日 (月)	}—	期末試験期間（2L, 3L科目）
	8月 5日 (水)		
	8月17日 (月)	}—	期末試験期間（1L科目）
	8月20日 (木)		
	9月30日 (水)	—	前期終了

【後期】

令和8年 (2026)	9月24日 (木)	—	後期授業開始
	10月15日 (木)	—	月曜日の授業
	11月 6日 (金)	—	月曜日の授業
	1月13日 (水)	—	月曜日の授業
	1月15日 (金)	—	休講
	1月19日 (火)	}—	期末試験期間
	2月 4日 (木)		
	3月31日 (火)	—	後期終了

目 次

法学研究科の学位授与方針等（ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー）	1
法学研究科・法学部組織図	11
教育基本法（抄）・学校教育法（抄）	12
1. 教学規則等	
神戸大学教学規則	13
神戸大学学位規程	39
神戸大学共通細則	48
神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程	52
神戸大学学生懲戒規則	54
国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	57
2. 研究科規則等	
神戸大学大学院法学研究科規則	63
神戸大学学位規程法学研究科細則	81
神戸大学大学院法学研究科博士課程学生の履修等に関する細則	83
修士論文及びリサーチ・ペーパーに関する内規	86
課程博士論文に関する内規	87
修士号及び博士号上位表彰実施要領	88
法学研究科博士課程後期課程の演習の単位修得等に関する内規	90
エコノリーガル大学院プログラムに関する申合せ	93
末延財団グローバル比較法サーティフィケートに関する内規	94
神戸大学准認証アーキビスト養成プログラムに関する申合せ	95
神戸大学大学院法学研究科博士課程学生の試験等における不正行為に関する内規	97
神戸大学大学院法学研究科博士課程学生の成績評価基準等に関する細則	98
神戸大学大学院法学研究科博士課程学生の成績評価不服申立に関する内規	99
神戸大学大学院法学研究科博士課程学生の追試験に関する内規	100
神戸大学大学院法学研究科研究生規程	101
神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の履修等に関する細則	103
神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の成績評価基準に関する細則	109
神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の成績評価に関する細則	111
神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の試験等における不正行為に関する内規	112
神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の成績評価不服申立に関する内規	113
神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の追試験に関する内規	115

神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の進級基準に関する細則	116
神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生における成績優秀者表彰 に関する内規	117
神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の休学及び留学に関する内規	119
神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の欠席届に関する内規	121
神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の忌引に関する内規	122
神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻における グローバル・ビジネスロー・プログラム修了者の認定に関する内規	123
演習に関する申合せ	1241
3. 修学上の周知事項	
授業時間及び授業時限について	126
試験について	127
試験における不正行為に対する措置について	127
交通機関の運休, 気象警報の発表, 避難指示・緊急安全確保の発令時における授業, 定期試験の休講措置について	128
「GPA」について	131
科目ナンバリングについて	134
交換留学生制度	135
4. 学生の心得・奨学及び福利厚生	
学生の心得	137
就職に関する相談・情報収集について	143
奨学制度	144
授業料免除(授業料減免)	145
心身の健康管理	146
神戸大学学生健康診断規程	147
5. 規約等	
神戸法学会規約	149
神戸大学大学院法学研究科学生協議会規約	151
6. 付 録	
沿革略史	152
大学院修了者数	156
一般社団法人凌霜会定款(抄)	157
法学研究科教員名簿	159
六甲台第1キャンパス建物配置図・平面図	162

○法学研究科の学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー)

Ⅰ. 法学研究科（博士課程前期課程）

1. 前文

神戸大学大学院法学研究科法学政治学専攻は、開放的で国際性に富む文化の下、体系的な教育課程を通じ高度に専門的な法学・政治学の知識を提供することによって、法学・政治学の領域の研究者を養成すること、高度化・複雑化する現代社会において専門知識を用いて問題を解決する能力を持つ職業人を養成すること、急速に変化する社会において新しい問題に直面している社会人に対し継続教育を行うことを目的とする。

この目的の達成に向け、倫理観・責任感を持って研究を遂行できるよう、国際的に卓越した教育を提供し、それぞれのプログラムに関する以下の方針に従って、学位を授与する。

法学研究科博士課程前期課程には、研究者養成プログラム、高度社会人養成プログラム、グローバル異分野共創プログラム（KIMAP in Global Business Law）が置かれている。

本研究科が各プログラムに掲げている教育目的は次のとおりである。

1-1 研究者養成プログラム

日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事する、次世代の研究者を養成することを目的とする。

1-2 高度社会人養成プログラム

昨今の国内外社会の急速な情報化、高度化、流動化に伴い、社会における問題も多様化、複雑化していることを受けて、学部段階以上の法学・政治学の知識の会得、問題解決能力の涵養を目的とする。

1-3 グローバル異分野共創プログラム（KIMAP in Global Business Law）

国際ビジネスの世界では、専門知識に加えて、すべて英語で仕事をこなすことが求められる。このプログラムは、経済学および経営学分野の学際的教育と法律専門教育に加えて、英語での実務的能力を育成し、国際ビジネス法律家として社会で活躍できる人材の育成を目的とする。

2. 学位：修士（法学） 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、法学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・各プログラムにおいて、修了までに次の能力を修得すること。

2-1 研究者養成プログラム

神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、国内外の大学等の研究・教育機関において法学・政治学の諸分野の研究・教育に従事する者としての以下の基礎的な能力を有する。

- ・社会科学を通じて人間社会が抱える諸問題を把握し、解決するための能力
- ・世界の法学・政治学分野の研究理解力
- ・法学・政治学分野の先進的な専門知識
- ・論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する能力

2-2 高度社会人養成プログラム

神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、現代社会の変化によって生じている新た

な法および政治上の問題に対する応用的・実地的・総合的な解決能力を有するとともに、学部段階よりも高度な法学・政治学の知識を有し、豊かな問題解決能力を有する。以上の能力には、以下を含む。

- ・社会科学を通じて人間社会が抱える諸問題を把握し、解決するための能力
- ・世界の法学・政治学分野の研究理解力
- ・法学・政治学分野の先進的な専門知識
- ・論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する能力

2-3 グローバル異分野共創プログラム (KIMAP in Global Business Law)

神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、国内外のビジネス界において英語で法律実務・ビジネス実務に従事する能力を有する。以上の能力には、以下を含む。

- ・他の人と協働して実務につく能力
- ・法学の外国語文献の読解能力および英語での会話能力
- ・法学を中心とする先進的かつ学際的な専門知識
- ・論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する能力

3. 学位：修士（政治学） 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、法学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・各プログラムにおいて、修了までに次の能力を修得すること。

3-1 研究者養成プログラム

神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、国内外の大学等の研究・教育機関において法学・政治学の諸分野の研究・教育に従事する者としての以下の基礎的な能力を有する。

- ・社会科学を通じて人間社会が抱える諸問題を把握し、解決するための能力
- ・世界の法学・政治学分野の研究理解力
- ・法学・政治学分野の先進的な専門知識
- ・論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する能力

3-2 高度社会人養成プログラム

神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、現代社会の変化によって生じている新たな法および政治上の問題に対する応用的・実地的・総合的な解決能力を有するとともに、学部段階よりも高度な法学・政治学の知識を有し、豊かな問題解決能力を有する。

以上の能力には、以下を含む。

- ・社会科学を通じて人間社会が抱える諸問題を把握し、解決するための能力
- ・世界の法学・政治学分野の研究理解力
- ・法学・政治学分野の先進的な専門知識
- ・論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する能力

神戸大学のカリキュラム・ポリシーにもとづき、法学研究科は以下に示した方針に従ってカリキュラムを編成する。また、指導教員による個別指導に加え、プログラム・分野毎の集団指導体制を取り

入れることにより、高度な専門性の上に立った領域横断的な研究を行う能力を体系的に育成する。

4. 学位：修士（法学） 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）

4-1 研究者養成プログラム

国内外の大学等の研究・教育機関において法学・政治学の諸分野の研究・教育に従事する者としての基礎的な能力を身につけることができるよう、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。

- ・人間性：社会科学を通じて人間社会が抱える諸問題を把握し、解決するための能力を身につけることができるよう、方法論特殊講義を開設する。
- ・国際性：世界の法学・政治学分野の研究理解力を身につけることができるよう、外国文献研究および特殊講義を開設する。
- ・専門性：法学・政治学分野の先進的な専門知識を身につけることができるよう、特殊講義を開設する。
- ・創造性：論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する能力を身につけ、最終的に修士論文を作成することができるよう、演習（論文指導および論文作成）を開設する。

4-2 高度社会人養成プログラム

現代社会の変化によって生じている新たな法および政治上の問題に対する応用的・实际的・総合的な解決能力とともに、学部段階よりも高度な法学・政治学の知識を有し、豊かな問題解決能力を身につけることができるよう、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。

- ・人間性：社会科学を通じて人間社会が抱える諸問題を把握し、解決するための能力を身につけることができるよう、方法論特殊講義を開設する。
- ・国際性：世界の法学・政治学分野の研究理解力を身につけることができるよう、外国文献研究および特殊講義を開設する。
- ・専門性：法学・政治学分野の先進的な専門知識を身につけることができるよう、特殊講義を開設する。
- ・創造性：論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する能力を身につけ、最終的に修士論文またはリサーチ・ペーパーを作成することができるよう、演習（論文指導および論文作成）を開設する。

4-3 グローバル異分野共創プログラム（KIMAP in Global Business Law）

国内外のビジネス界において英語で法律実務・ビジネス実務に従事する能力を身につけることができるよう、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。

- ・人間性：他の人と協働して実務につく能力を身につけることができるよう、実務科目を、それぞれ開設する。
- ・国際性：法学の外国語文献の読解能力および英語での会話能力を身につけることができるよう、法律英語科目および先端法学専門科目を開設する。
- ・専門性：法学を中心とする先進的な専門知識を身につけることができるよう、先端法学専門科目を開設する。経済学および経営学分野の学際的な知識を身につけることができるよう、社会科学基礎科目および異分野共創科目を開設する。
- ・創造性：論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する能力を身につけ、最終的に修士論文またはリサーチ・ペーパーを作成することができるよう、社会科学基礎科目、異分野共創科目および演習（論文作成）を開設する。

なお、以上4-1～4-3に掲げた科目は、講義・演習等の授業形態に応じて、アクティブラーニングなどを適宜組み合わせて行う。学修成果の評価は次の方法で行う。

- ・講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に即して多元的、包括的

な方法で到達度を判定する。

- ・演習及び実習科目については、筆記試験、レポート、参加度、発表内容、実技等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で到達度を判定する。

5. 学位：修士（政治学） 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）

5-1 研究者養成プログラム

国内外の大学等の研究・教育機関において法学・政治学の諸分野の研究・教育に従事する者としての基礎的な能力を身につけることができるよう、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。

- ・人間性：社会科学を通じて人間社会が抱える諸問題を把握し、解決するための能力を身につけることができるよう、方法論特殊講義を開設する。
- ・国際性：世界の法学・政治学分野の研究理解力を身につけることができるよう、外国文献研究および特殊講義を開設する。
- ・専門性：法学・政治学分野の先進的な専門知識を身につけることができるよう、特殊講義を開設する。
- ・創造性：論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する能力を身につけ、最終的に修士論文を作成することができるよう、演習（論文指導および論文作成）を開設する。

5-2 高度社会人養成プログラム

現代社会の変化によって生じている新たな法および政治上の問題に対する応用的・实际的・総合的な解決能力とともに、学部段階よりも高度な法学・政治学の知識を有し、豊かな問題解決能力を身につけることができるよう、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。

- ・人間性：社会科学を通じて人間社会が抱える諸問題を把握し、解決するための能力を身につけることができるよう、方法論特殊講義を開設する。
- ・国際性：世界の法学・政治学分野の研究理解力を身につけることができるよう、外国文献研究および特殊講義を開設する。
- ・専門性：法学・政治学分野の先進的な専門知識を身につけることができるよう、特殊講義を開設する。
- ・創造性：論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する能力を身につけ、最終的に修士論文またはリサーチ・ペーパーを作成することができるよう、演習（論文指導および論文作成）を開設する。

なお、以上5-1～5-2に掲げたこれらの科目は、講義・演習等の授業形態に応じて、アクティブラーニングなどを適宜組み合わせで行う。学修成果の評価は、次の方法で行う。

- ・講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で到達度を判定する。
- ・演習及び実習科目については、筆記試験、レポート、参加度、発表内容、実技等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で到達度を判定する。

II. 法学研究科（博士課程後期課程）

1. 前文

神戸大学大学院法学研究科法学政治学専攻は、開放的で国際性に富む文化の下、体系的な教育課程を通じ高度に専門的な法学・政治学の知識を提供することによって、法学・政治学の領域の研究者を養成すること、高度化・複雑化する現代社会において専門知識を用いて問題を解決する能力を持つ職業人を養成すること、急速に変化する社会において新しい問題に直面している社会人・職業法曹に対

し継続教育を行うことを目的とする。

この目的の達成に向け、倫理観・責任感を持って研究を遂行できるよう、国際的に卓越した教育を提供し、それぞれのプログラムに関する以下の方針に従って、学位を授与する。

法学研究科博士課程後期課程には、研究者養成プログラム、高度社会人養成プログラム、高度専門法曹養成プログラムが置かれている。本研究科が各プログラムに掲げている教育目的は次のとおりである。

1-1 研究者養成プログラム

前期課程又は専門職学位課程修了後に、各専攻領域において対象を更に深化させる研究及び総合的な法学・政治学の知識、問題解決能力を学生に伝える教育を行い得る能力の養成を行う。

1-2 高度社会人養成プログラム

前期課程又は専門職学位課程において行った研究や学修を踏まえて、高度化・多様化する社会における法学・政治学上の諸問題を主体的に解決し得る能力の育成を行う。

1-3 高度専門法曹養成プログラム

弁護士等を対象とし、実務家教員及び研究科教員による授業と論文指導を通じ、高度の実務的専門性を体系的に身に付け国際的競争力のある法律家を養成することを目的とする。

2. 学位：博士（法学） 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、法学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・各プログラムにおいて、修了までに次の能力を修得すること。

2-1 研究者養成プログラム

神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、法学・政治学の各専攻領域において研究をさらに深化させ、法学・政治学の諸分野の研究・教育に従事する者として、より高度な能力を有する。

以上の能力には、以下を含む。

- ・社会科学を通じて人間社会が抱える諸問題を把握し、解決するための高度な能力
- ・世界の法学・政治学分野の研究理解力
- ・法学・政治学分野の先進的かつ高度な専門知識
- ・論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する高度な能力

2-2 高度社会人養成プログラム

神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、高度化・多様化する社会における法学・政治学上の諸問題に対応しうる、より高度な問題解決能力を有する。

以上の能力には、以下を含む。

- ・社会科学を通じて人間社会が抱える諸問題を把握し、解決するための高度な能力
- ・世界の法学・政治学分野の研究理解力
- ・法学・政治学分野の先進的かつ高度な専門知識
- ・論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する高度な能力

2-3 高度専門法曹養成プログラム

神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、極めて専門的・先端的な法分野で活躍できる法律家としての高い能力を有する。

以上の能力には、以下を含む。

- ・人間社会が抱える諸問題を把握し、解決するための高度な能力
- ・世界の法学分野の研究理解力
- ・高度専門法曹にとって必要な極めて専門的・先端的な知識
- ・論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する高度な能力

3. 学位：博士（政治学） 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、法学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・各プログラムにおいて、修了までに次の能力を修得すること。

3-1 研究者養成プログラム

神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、法学・政治学の各専攻領域において研究をさらに深化させ、法学・政治学の諸分野の研究・教育に従事する者として、より高度な能力を有する。

以上の能力には、以下を含む。

- ・社会科学を通じて人間社会が抱える諸問題を把握し、解決するための高度な能力
- ・世界の法学・政治学分野の研究理解力
- ・法学・政治学分野の先進的かつ高度な専門知識
- ・論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する高度な能力

3-2 高度社会人養成プログラム

神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、高度化・多様化する社会における法学・政治学上の諸問題に対応しうる、より高度な問題解決能力を有する。

以上の能力には、以下を含む。

- ・社会科学を通じて人間社会が抱える諸問題を把握し、解決するための高度な能力
- ・世界の法学・政治学分野の研究理解力
- ・法学・政治学分野の先進的かつ高度な専門知識
- ・論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する高度な能力

神戸大学のカリキュラム・ポリシーにもとづき、法学研究科は以下に示した方針に従ってカリキュラムを編成する。また、指導教員による個別指導に加え、プログラム・分野毎の集団指導体制を取り入れることにより、高度な専門性の上立った領域横断的な研究を行う能力を体系的に育成する。

4. 学位：博士（法学） 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）

4-1 研究者養成プログラム

法学・政治学の各専攻領域において研究をさらに深化させ、法学・政治学の諸分野の研究・教育

に従事する者としてより高度な能力を身につけることができるよう、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。

- ・人間性：社会科学を通じて人間社会が抱える諸問題を把握し、解決するための高度な能力を身につけることができるよう、方法論特殊講義を開設する。
- ・国際性：世界の法学・政治学分野の研究理解力を身につけることができるよう、外国文献研究および特殊講義を開設する。
- ・専門性：法学・政治学分野の先進的かつ高度な専門知識を身につけることができるよう、特殊講義を開設する。
- ・創造性：論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する高度な能力を身につけ、最終的に博士論文を作成することができるよう、演習（論文指導および論文作成）を開設する。

4-2 高度社会人養成プログラム

高度化・多様化する社会における法学・政治学上の諸問題に対応しうるより高度な問題解決能力を身につけることができるよう、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。

- ・人間性：社会科学を通じて人間社会が抱える諸問題を把握し、解決するための高度な能力を身につけることができるよう、方法論特殊講義を開設する。
- ・国際性：世界の法学・政治学分野の研究理解力を身につけることができるよう、外国文献研究および特殊講義を開設する。
- ・専門性：法学・政治学分野の先進的かつ高度な専門知識を身につけることができるよう、特殊講義を開設する。
- ・創造性：論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する高度な能力を身につけ、最終的に博士論文を作成することができるよう、演習（論文指導および論文作成）を開設する。

4-3 高度専門法曹養成プログラム

極めて専門的・先端的な法分野で活躍できる法律家としての能力を身につけることができるよう、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。

- ・人間性：人間社会が抱える諸問題を把握し、解決するための高度な能力を身につけることができるよう、高度専門法曹特殊講義を開設する。
- ・国際性：世界の法学分野の研究理解力を身につけることができるよう、高度専門法曹特殊講義を開設する。
- ・専門性：高度専門法曹にとって必要な極めて専門的・先端的な知識を身につけることができるよう、高度専門法曹特殊講義を開設する。
- ・創造性：論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する高度な能力を身につけ、最終的に博士論文を作成することができるよう、演習（論文導入演習、論文指導および論文作成）を開設する。

なお、以上 4-1～4-3 に掲げた科目は、講義・演習等の授業形態に応じて、アクティブラーニングなどを適宜組み合わせて行う。学修成果の評価は、次の方法で行う。

- ・講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。
- ・演習科目については、筆記試験、レポート、参加度、発表内容、実技等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。

5. 学位：博士（政治学） 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）

5-1 研究者養成プログラム

法学・政治学の各専攻領域において研究をさらに深化させ、法学・政治学の諸分野の研究・教育に従事する者としてより高度な能力を身につけることができるよう、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。

- ・人間性：社会科学を通じて人間社会が抱える諸問題を把握し、解決するための高度な能力を身につけることができるよう、方法論特殊講義を開設する。
- ・国際性：世界の法学・政治学分野の研究理解力を身につけることができるよう、外国文献研究および特殊講義を開設する。
- ・専門性：法学・政治学分野の先進的かつ高度な専門知識を身につけることができるよう、特殊講義を開設する。
- ・創造性：論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する高度な能力を身につけ、最終的に博士論文を作成することができるよう、演習（論文指導および論文作成）を開設する。

5-2 高度社会人養成プログラム

高度化・多様化する社会における法学・政治学上の諸問題に対応しうるより高度な問題解決能力を身につけることができるよう、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。

- ・人間性：社会科学を通じて人間社会が抱える諸問題を把握し、解決するための高度な能力を身につけることができるよう、方法論特殊講義を開設する。
- ・国際性：世界の法学・政治学分野の研究理解力を身につけることができるよう、外国文献研究および特殊講義を開設する。
- ・専門性：法学・政治学分野の先進的かつ高度な専門知識を身につけることができるよう、特殊講義を開設する。
- ・創造性：論理的かつ複眼的に思考し、問題を解決する高度な能力を身につけ、最終的に博士論文を作成することができるよう、演習（論文指導および論文作成）を開設する。

なお、以上5-1～5-2に掲げた科目は、講義・演習等の授業形態に応じて、アクティブラーニングなどを適宜組み合わせる。学修成果の評価は、次の方法で行う。

- ・講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。
- ・演習科目については、筆記試験、レポート、参加度、発表内容、実技等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。

Ⅲ. 法学研究科（専門職学位課程実務法律専攻）【法科大学院】

1. 教育目的

神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻は、わが国の社会が必要とする、質的に高い能力を有する多数の職業法曹を育てるため、3つの教育上の目的を掲げる。

第1の目的は、すべての法曹に必要な基本的な知識と豊かな応用能力を有する職業法曹を養成することである。

第2の目的は、ビジネス・ローと呼ばれる広義の企業取引に関わる先端的分野について、特に深い知識と応用能力を有し、複雑かつ高度なものとなった法的紛争に対応しうる職業法曹を養成することである。

第3の目的は、先端的な研究や様々な能力・資質・経験に裏打ちされた、国際性・専門性に富んだ職業法曹を養成することである。

2. 学位：法務博士（専門職） 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、法学研究科実務法律専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・ 法学研究科専門職学位課程に所定の期間以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・ 修了までに次の能力等を修得すること。
 - ・ 人間性：法曹として求められる高い倫理観を有する。
 - ・ 専門性：すべての法曹に必要な基本的な知識およびこれを基盤とした応用能力、ビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識およびこれを基盤とした応用能力、将来の法曹としての実務に必要な学識および能力ならびに素養（法律に関する実務の基礎的素養ならびに法的な推論、分析および構成に基づいて弁論をする能力を含む。）を有する。
 - ・ 創造性：新たな問題事象に対して、これまでの法的思考を継承しながらも、それを批判的・創造的に発展させて問題を解決する能力を有する。
 - ・ 国際性：多様な考え方や異なる文化の存在を踏まえ、社会の多元性を尊重して問題を解決する能力を有する。

3. 学位：法務博士（専門職） 教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）

神戸大学のカリキュラム・ポリシーにもとづき、法学研究科実務法律専攻は、以下に示す方針に従ってカリキュラムを編成する。

- ・ 人間性：法曹として求められる高い倫理観を身につけることができるよう、対話型演習法曹倫理を開設する。
- ・ 専門性：すべての法曹に必要な基本的知識およびこれを基盤とした応用能力を身につけることができるよう、法律基本科目（必修）を開設するほか、より高度な知識および応用能力を身につけることができるよう、必修科目以外の法律基本科目を開設する。また、ビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識およびこれを基盤とした応用能力を身につけることができるよう、展開・先端科目を開設する。さらに、上記の知識および応用能力に加えて、将来の法曹としての実務に必要な学識および能力ならびに素養（法律に関する実務の基礎的素養ならびに法的な推論、分析および構成に基づいて弁論をする能力を含む。）を身につけることができるよう、法律実務基礎科目（必修）を開設するほか、より高度な能力および素養を身につけることができるよう、必修科目以外の法律実務基礎科目を開設する。
- ・ 創造性：新たな問題事象に対して、これまでの法的思考を継承しながらも、それを批判的・創造的に発展させて問題を解決する能力を身につけることができるよう、展開・先端科目を開設する。
- ・ 国際性：多様な考え方や異なる文化の存在を踏まえ、社会の多元性を尊重して問題を解決する能力を身につけることができるよう、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目を開設する。

なお、これらの科目は、講義・演習・実習等の授業形態に応じて、アクティブラーニング、体験型学修、遠隔授業等を適宜組み合わせで行う。各科目の具体的な教育方法は、以下に示す方針に従う。

- ・ 法律基本科目については、講義により、科目ごとに必要とされる基本的知識の修得を図ったうえで、

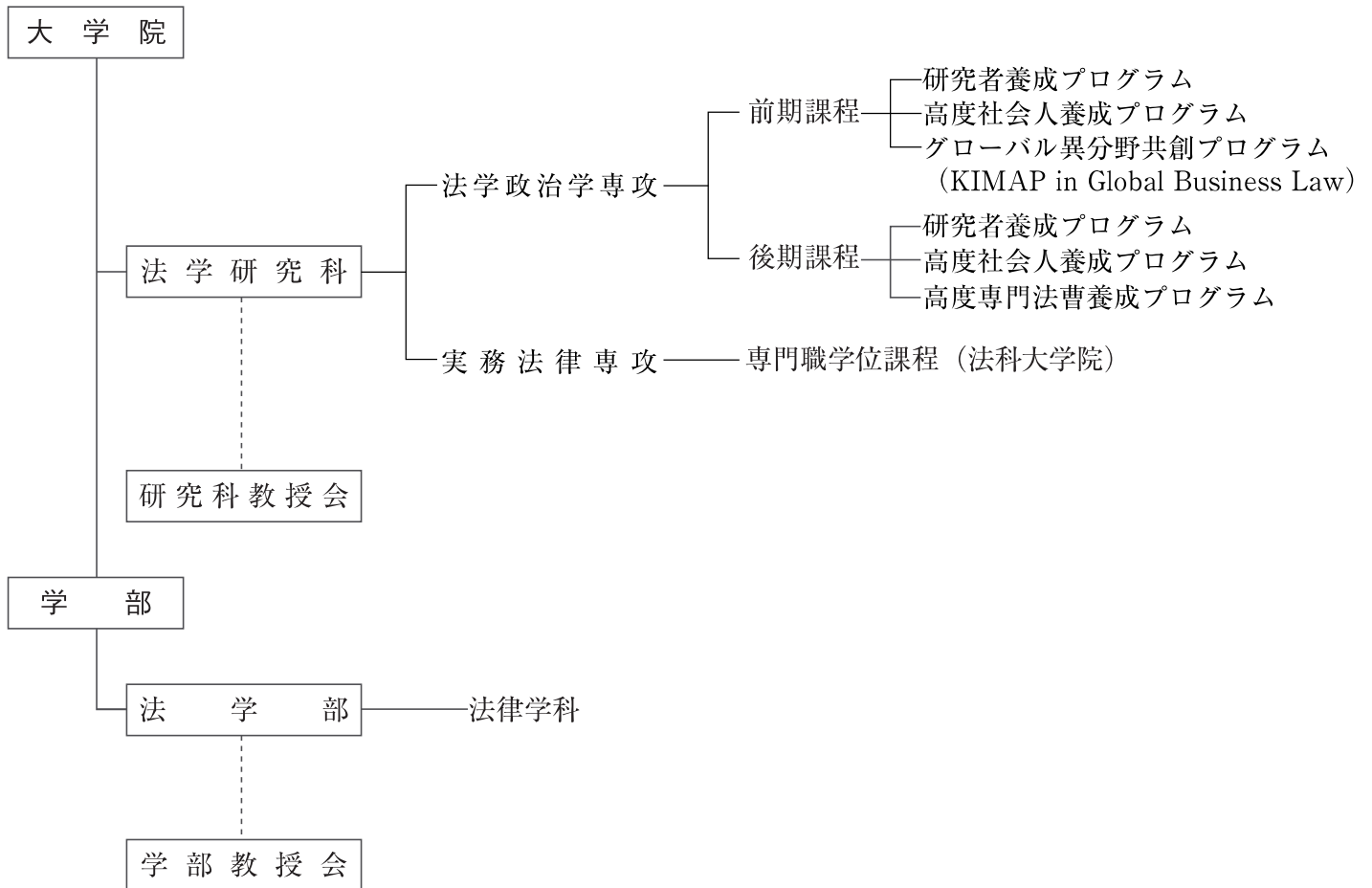
演習により、ソクラテス・メソッドやケース・メソッド等を用いてその知識を基盤とした応用能力（文書作成能力を含む。）を涵養する。さらに、R&Wゼミにより、実務法曹に必要とされる専門的な文書作成能力・論述能力を涵養するための実践的な訓練を行う。

- ・法律実務基礎科目については、講義により、科目ごとに必要とされる基本的知識（法律に関する実務の基礎的素養を含む。）の修得を図ったうえで、演習により、ソクラテス・メソッドやケース・メソッド等を用いてその知識を基盤とした応用能力（専門的な文書作成能力のほか、法的な推論、分析および構成に基づいて弁論をする能力を含む。）を涵養する。さらに、エクスターンシップ、ローヤリング等の体験型学修を適宜組み合わせることで実務法曹に必要とされる実践的能力を涵養する。
- ・展開・先端科目については、講義により、ビジネス・ローを中心とした先端的法分野の知識の修得を図るほか、演習により、ソクラテス・メソッドやケース・メソッド等を用いてその知識を基盤とした応用能力を涵養する。また、R&Wゼミにより、実務法曹に必要とされる専門的な文書作成能力・論述能力を涵養するための実践的な訓練を行う。
- ・基礎法学・隣接科目については、講義により、科目ごとに必要とされる基本的知識の修得を図るほか、アクティブラーニング、体験型学修等を適宜組み合わせることでその知識を基盤とした実践的能力を涵養する。

学修成果の評価は、次の方法で行う。成績評価にあたっては、所定の成績評価基準に関する細則に従う。

- ・講義科目については、シラバスに明示した成績評価方法に従って、論述式の筆記試験、レポート、授業中の発言等による参加度等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で到達度を判定する。
- ・演習・実習等の科目については、シラバスに明示した成績評価方法に従って、論述式の筆記試験、レポート、授業中の発言等による参加度、発表内容等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で到達度を判定する。

法学研究科・法学部組織図



教育基本法(抄)

(平成18年12月22日法律第120号)

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第 1 条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

学 校 教 育 法 (抄)

(平成22年3月31日法律第26号)

第 83 条 (大学の目的) 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第 99 条 (大学院の目的) 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

1 . 教 学 規 則 等

神戸大学教学規則

[平成16年4月1日制定]

目次

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 学部

第1節 入学（第10条－第21条）

第2節 修業年限，教育課程，課程の履修等（第22条－第39条）

第3節 留学及び休学（第40条－第44条）

第4節 退学及び除籍（第45条－第47条）

第5節 卒業要件及び学士の学位（第48条・第49条）

第6節 授業料（第50条－第54条）

第7節 賞罰（第55条－第55条の2）

第3章 大学院

第1節 入学（第56条－第62条）

第2節 修業年限，教育方法，修了要件等（第63条－第71条）

第3節 準用規定（第72条－第77条）

第4章 学位プログラム（第77条の2）

第5章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生， 専攻生及び外国人特別学生（第78条－第83条）

第6章 特別の課程（第83条の2）

第7章 授業料，入学料及び検定料の額（第84条・第84の2）

第8章 教育職員免許状（第85条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は，国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定。以下「学則」という。）
第29条の規定に基づき，学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

（教育憲章）

第2条 本学の教育は，神戸大学教育憲章（平成14年5月16日制定）に則り，行うものとする。

（学部）

第3条 本学の学部に置く学科は，次のとおりとする。

文 学 部 人文学科

国際人間科学部 グローバル文化学科，発達コミュニティ学科，環境共生学科，子ども教育学科

法 学 部 法律学科

経 済 学 部 経済学科

経 営 学 部 経営学科

理 学 部 数学科，物理学科，化学科，生物学科，惑星学科

医 学 部 医学科, 医療創成工学科, 保健学科
 工 学 部 建築学科, 市民工学科, 電気電子工学科, 機械工学科, 応用化学科
 システム情報学部 システム情報学科
 農 学 部 食料環境システム学科, 資源生命科学科, 生命機能科学科
 海洋政策科学部 海洋政策科学科

(大学院)

第 4 条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻, 社会動態専攻	博士課程
国際文化学 研 究 科	文化関連専攻, グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環 境学 研 究 科	人間発達専攻, 人間環境学専攻	博士課程
法 学 研 究 科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学 位 課 程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学 位 課 程
理 学 研 究 科	数学専攻, 物理学専攻, 化学専攻, 生物学専攻, 惑星学専攻	博士課程
医 学 系 研 究 科	医科学専攻	博士課程
	先進生命医科学系専攻	博士課程
	医療創成工学専攻	博士課程
	健康科学専攻	博士課程
	未来社会医学専攻	博士課程
工 学 研 究 科	建築学専攻, 市民工学専攻, 電気電子工学専攻, 機械工学専攻, 応用化学専攻	博士課程
システム情 報 学 研 究 科	システム情報学専攻	博士課程
農 学 研 究 科	食料共生システム学専攻, 資源生命科学専攻, 生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻, 国際協力政策専攻, 地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノ ベーション 研 究 科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

2 人文学研究科, 国際文化学研究科, 人間発達環境学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 経営学研究科, 理学研究科, 医学系研究科 (医科学専攻を除く。), 工学研究科, システム情報学研究科,

農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は，これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

- 3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院とする。

（乗船実習科）

- 第5条 本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則（平成16年4月1日制定）で定める。

（収容定員）

- 第6条 本学の収容定員は，別表のとおりとする。

（学 年）

- 第7条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

（学期・クォーター）

- 第8条 学年を分けて，次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に定める各学期に二つの期間（以下「クォーター」という。）を置くことができる。
3 各クォーターの始期及び終期については，別に定める。

（休業日）

- 第9条 定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 臨時の休業日は，学長が定める。
3 教育上必要と認めるときは，第1項の規定にかかわらず，夏季及び冬季休業の期間は，各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。
4 教育上必要と認めるときは，第1項から前項までの規定にかかわらず，休業日において授業等を行うことができる。

第 2 章 学 部

第 1 節 入 学

（入学許可）

- 第10条 学長は，次の各号のいずれかに該当し，入学試験に合格した者で，第17条に規定する入学手続を完了した者（第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に対し，入学を許可する。

（1）高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
- (9) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（早期入学）

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

（入学期）

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、

学生を入学させることができる。

(編入学)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 施行規則附則第 7 条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で法学部、経済学部、経営学部又は工学部電気電子工学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(1) 大学に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前 3 号と同程度の課程を修了した者

3 第 1 項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部、理学部、医学部医療創成工学科、農学部又は海洋政策科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(1) 大学に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前 3 号と同程度の課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第 10 条各号のいずれかに該当する者に限る。）

(6) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第 10 条各号のいずれかに該当する者に限る。）

4 第 1 項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で工学部建築学科、市民工学科、機械工学科又は応用化学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(1) 高等専門学校を卒業した者

(2) 外国において、前号と同程度の課程を修了した者

第 13 条の 2 高等専門学校を卒業した者で、システム情報学部編入学を志望する者があるときは、第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(転入学)

第 14 条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(再入学)

第 15 条 本学を第 45 条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部編入学を志望する者があるときは、第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(入学志願)

第 16 条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

(1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入学共通テストにおいて受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。

(4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

第 16 条の 2 入学者の選抜は、学則第 27 条の 2 第 3 号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第 17 条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第 18 条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全部又は一部を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第 19 条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第 1 項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者が、第 1 項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。）第 12 条第 1 項の規定により入学料減免の認定を取り消された者は、取消しを告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

6 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第 20 条 前条第 1 項又は前条第 2 項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全部を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前条第 3 項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第 47 条第 1 項第 1 号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

3 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により入学料減免の認定を取り消された者が、前条第 5 項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第 47 条第 2 項の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

(宣 誓)

第 21 条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第 2 節 修業年限, 教育課程, 課程の履修等

(修業年限)

第 22 条 学部の修業年限は、4 年とする。ただし、本学に 3 年以上在学した者（施行規則第 149 条に規定する者を含む。）が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3 医学部医学科については、第 1 項の規定にかかわらず、その修業年限は 6 年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第 23 条 大学の学生以外の者のうち科目等履修生又は第 83 条の 2 に規定する特別の課程の履修生（以下「特別の課程履修生」という。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の 2 分の 1 を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第 24 条 学生は、修業年限の 2 倍を超えて在学することはできない。

2 第 22 条第 4 項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第 25 条 学部は、学則第 27 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を次条第 1 項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

第 26 条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養科目

専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第 27 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第 1 項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 4 第 1 項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

- 5 前 4 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第 28 条 第 26 条第 1 項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「履修規則」という。）で定める。

- 2 第 26 条第 2 項の規定により開設される授業科目（以下「日本語等授業科目」という。）及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）で定める。

(履修科目の登録の上限)

第 29 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第 30 条 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第 31 条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。

(単位の基準)

第 32 条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 27 条第 1 項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の

授業をもって1単位とすることができる。

2 全学共通授業科目（履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。）については、次の基準により単位数を計算するものとする。

（1）講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

（2）演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

（3）一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

（他学部の授業科目の履修）

第 33 条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

（大学院授業科目の履修）

第 33 条の2 教育上有益と認めるときは、学生に本学の大学院（博士課程後期課程及び医学系研究科医科学専攻の博士課程を除く。）の授業科目を履修させることがある。

2 前項の履修は、大学院の科目等履修生として行うものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程（令和5年9月26日制定）で定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第 34 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

5 前4項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

（休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い）

第 34 条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学

において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 35 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 36 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第 37 条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転学部)

第 38 条 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することができる。

(転学科)

第 39 条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することができる。

第 3 節 留学及び休学

(留 学)

第 40 条 第34条第1項又は第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第 41 条 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間

が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第 41 条の2 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、第 60 条第 1 項の規定により医学系研究科医科学専攻の博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の休学期間は、4 年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に 1 年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第 42 条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第 43 条 学生で、疾病により 3 か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第 44 条 休学の期間は、通算して 3 年を超えることはできない。ただし、第 41 条の 2 に規定する学生の休学期間の通算については、8 年を限度として、医学部において別に定める。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第 4 節 退学及び除籍

(退 学)

第 45 条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第 46 条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学料等未納による除籍)

第 47 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

(1) 第 18 条又は第 19 条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は一部免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

2 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により入学料又は授業料の減免の認定を取り消された者が、その者に係る納付すべき入学料又は授業料を納付期限内に納付しないときは、当該認定に係る年度末をもって学部長がこれを除籍するものとする。

第 5 節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第 48 条 卒業の要件は、第 22 条に定める期間在学し、124 単位（医学部医学科にあつては、188 単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位（医学部医学科にあっては、128単位）以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

- 第49条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第6節 授業料

(授業料の納期)

- 第50条 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別	納付期間
前期（4月から9月まで）	4月1日から4月30日まで
後期（10月から3月まで）	10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 修学支援法第12条第1項の規定により授業料減免の認定を取り消された者の授業料は、取消しを告知した日から起算して14日以内に納付しなければならない。
- 7 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。
- (1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
- (2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
- (3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(授業料の免除)

- 第51条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全部又は一部を免除することができる。
- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 52 条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第 53 条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第 54 条 第 50 条に定める期中途において、第 45 条の規定により退学し、第 55 条の 2 第 1 項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第 47 条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第 7 節 賞 罰

(表 彰)

第 55 条 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程（平成 17 年 2 月 17 日制定）で定める。

(懲 戒)

第 55 条の 2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。

3 停学 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 22 条の修業年限に算入しない。

4 前 3 項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）で定める。

第 3 章 大 学 院

第 1 節 入 学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第 56 条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- （修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学）

第57条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
 - (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

（後期課程の入学資格）

第58条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第3項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修

士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（次号及び第 74 条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

（医学系研究科医科学専攻の博士課程の入学資格）

第 59 条 医学系研究科医科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 5 年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和 30 年文部省告示第 39 号）
- (7) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

（医学系研究科医科学専攻の博士課程への早期入学）

第 60 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に 4 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 16 年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を

- 含むものに限る。)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (4) 我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は, 医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 2 前項に関して必要な事項は, 関係の研究科規則で定める。

(進学)

第61条 本学大学院の修士課程, 前期課程又は専門職学位課程を修了し, 引き続き後期課程又は医学系研究科医科学専攻の博士課程に進学を志望する者については, 当該研究科の定めるところにより, 選考の上, 進学を許可する。

(入学者選抜)

第62条 大学院の入学者の選抜は, 学則第27条の2第3号の規定により定める方針に基づき, 公正かつ妥当な方法により, 適切な体制を整えて行うものとする。

- 2 大学院の入学志願者に対する選考方法は, 各研究科において別に定める。

第2節 修業年限, 教育方法, 修了要件等

(標準修業年限)

第63条 修士課程の標準修業年限は, 2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず, 修士課程においては, 主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって, 教育研究上の必要があり, かつ, 昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは, 各研究科の定めるところにより, 専攻又は学生の履修上の区分に応じ, 標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 3 前項に規定する修士課程を置く研究科, 専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は, 次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻(1年履修コース) 1年

- 4 人文学研究科, 国際文化学研究科, 人間発達環境学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 経営学研究科, 理学研究科, 医学系研究科(医科学専攻を除く。), 工学研究科, システム情報学研究科, 農学研究科, 海事科学研究科, 国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は, 前期課程2年, 後期課程3年の5年とする。

- 5 医学系研究科医科学専攻の博士課程の標準修業年限は, 4年とする。

- 6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は, 2年とする。ただし, 教育研究上の必要があると認められるときは, 研究科の定めるところにより, 学生の履修上の区分に応じ, 標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

- 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程(以下「法科大学院」という。)の標準修業年限は, 3年とする。

(教育課程)

第 63 条の 2 大学院（専門職大学院を除く。）は、学則第 27 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職大学院は、学則第 27 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

（教育方法等）

第 64 条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

4 各研究科における授業科目、その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当該研究科規則で定める。

（他大学大学院等の研究指導）

第 65 条 教育上有益と認めるときは、他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1 年を超えないものとする。

2 教育上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等との協定に基づき、後期課程の学生に、本学と当該外国の大学院又は研究所等において、共同の研究指導を受けさせることがある。

（研究指導のための留学）

第 66 条 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 63 条の標準修業年限に算入する。

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第 67 条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年（人間発達環境学研究科人間発達専攻（1 年履修コース）にあつては、1 年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条（第 2 項を除く。）の規定により本学に入学する前に修得した単位（第 56 条又は第 57 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

（博士課程の修了要件）

第 68 条 博士課程（医学系研究科医科学専攻の博士課程を除く。）の修了要件は、後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者について

は、当該課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 医学系研究科医科学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 第75条において読み替えて準用する第36条（第2項を除く。）の規定により医学系研究科医科学専攻の博士課程に入学する前に修得した単位（第59条又は第60条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により医学系研究科医科学専攻の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

（専門職学位課程の修了要件）

第 69 条 専門職学位課程（法科大学院を除く。以下この条において同じ。）の修了要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、所定の単位を修得することとする。

- 2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。
- 4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
- 5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、第3項に規定する単位については、第74条、第74条の2、第74条の3及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単

位を超えてみなすことができる。

- 6 認定連携法曹基礎課程（本学法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。）を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると研究科が認める者に関する前項の規定の適用については、「30単位」とあるのは、「46単位」とする。

（学位論文及び最終試験）

- 第 70 条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与）

- 第 71 条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

第 3 節 準用規定

（準用規定）

- 第 72 条 第 12 条（入学期）、第 14 条（転入学）、第 15 条（再入学）、第 16 条（入学志願）、第 17 条（入学手続）、第 18 条（入学料の免除）（第 2 項を除く。）、第 19 条（入学料の徴収猶予等）、第 20 条（死亡等による入学料の免除）、第 21 条（宣誓）、第 22 条（修業年限）（第 1 項、第 2 項及び第 3 項を除く。）、第 24 条（在学年限）、第 27 条（授業の方法）、第 31 条（単位の授与）、第 32 条（単位の基準）（第 2 項及び第 3 項を除く。）、第 33 条（他学部の授業科目の履修）、第 38 条（転学部）、第 39 条（転学科）、第 45 条（退学）、第 46 条（疾病等による除籍）、第 47 条（入学料等未納による除籍）、第 50 条から第 54 条まで（授業料）、第 55 条（表彰）及び第 55 条の 2（懲戒）の規定は、大学院に準用する。ただし、第 24 条を準用する場合において、医学系研究科医科学専攻の博士課程以外の博士課程にあっては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

（履修科目の登録の上限）

- 第 73 条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第 29 条第 1 項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（成績評価基準）

- 第 73 条の 2 大学院（専門職大学院を除く。）の成績評価基準に関しては、第 30 条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

- 2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第 30 条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

（他大学大学院の授業科目の履修）

- 第 74 条 大学院学生の他大学（外国の大学を含む。）の大学院の授業科目の履修に関しては、第 34 条を準用する。この場合において、同条第 3 項中「60 単位」とあるのは、「15 単位（法科大学院学生にあっては 30 単位（ただし、93 単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30 単位を超えてみなすことができる。）」と、同条第 4 項中「及び外国の」とあるのは、「外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第 5 項中「学部規則」とあるのは「研究

科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第74条の2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位（法科大学院学生にあつては30単位（ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。）」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(大学院が編成する特別の課程における学修)

第74条の3 第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程における学修については、第35条を準用する。この場合において、同条第1項中「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、第56条の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第2項中「第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」とあるのは「第74条の3において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」と、「60単位」とあるのは「15単位（法科大学院学生にあつては30単位（ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。）」と、同条第3項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条（第2項を除く。）を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項」と、「第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「15単位を超えないものとし、かつ、第74条において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項、第74条の2において読み替えて準用する第34条の2第1項及び第2項並びに第74条の3において読み替えて準用する前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位（第74条、第74条の2及び第74条の3の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項及び前項」と、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留 学)

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項又は第2項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(休 学)

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第 4 章 学位プログラム

(学位プログラム)

第 77 条の 2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか，明確な人材養成目的に基づき，学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため，学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 学位プログラムの実施に関し必要な事項は，別に定める。

第 5 章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

第 78 条 他の大学，短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校との協定に基づき，当該大学（大学院を含む。），短期大学又は高等専門学校の学生で，本学の授業科目又は別に定める教育プログラムを履修しようとする者があるときは，特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については，協定に定めるもののほか，関係の学部規則，研究科規則等で定める。

(特別研究学生)

第 79 条 他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき，当該大学院の学生で，本学において研究指導を受けようとする者があるときは，特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については，協定に定めるもののほか，関係の研究科規則で定める。

(科目等履修生)

第 80 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは，科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては，単位を与えることができる。

3 科目等履修生については，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生，研究生及び専攻生)

第 81 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは，聴講生として許可することがある。

2 特定の事項について研究しようとする者があるときは，研究生として許可することがある。

3 本学学部卒業者で，特定の専門事項について攻読しようとする者があるときは，専攻生として許可することがある。

4 聴講生，研究生及び専攻生については，それぞれ関係の学部規則，研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

第 82 条 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生及び専攻生の授業料については，それぞれの在学予定期間に応じ，3 か月分又は 6 か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし，在学予定期間が 3 か月未満又は 6 か月未満であるときは，その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

- 第 83 条 外国人で、第 10 条、第 56 条、第 58 条又は第 59 条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。
- 2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第 49 条又は第 71 条に定める学位を授与する。

第 6 章 特別の課程

(特別の課程)

- 第 83 条の 2 本学の学生以外の者を対象として、法第 105 条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。
- 2 特別の課程の編成及び実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 授業料、入学料及び検定料の額

(授業料、入学料及び検定料の額)

- 第 84 条 本学の授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

- 第 84 条の 2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文科大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項又は第 79 条第 1 項の協定に基づき、不徴収とすることができる。
- 3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 22 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき本学に派遣された教育職員（以下「現職教育職員」という。）の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 4 科目等履修生のうち、第 33 条の 2 第 2 項の規定に基づき大学院の授業科目を履修する者の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 5 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 6 学長の承認に基づき現職のまま科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 7 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

第 8 章 教育職員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

- 第 85 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及

び研究科規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第1学部の表の規定中海事科学部の第3年次編入学定員に係る部分は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 神戸大学学則等を廃止する規則（平成16年4月1日制定）第1条の規定による廃止前の神戸大学学則（以下「旧学則」という。）第2条第2項に規定する法学研究科経済関係法専攻、公共関係法専攻及び政治社会科学専攻は、改正後の神戸大学教学規則（以下「新規則」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 旧学則の規定により存続するものとされた学部の学科及び研究科の専攻のうち、平成16年3月31日において現に学生が在学する学科又は専攻は、新規則第3条及び第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科若しくは当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該学科又は当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、神戸商船大学において同大学を卒業するため又は同大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を引き続き本学において行うため、平成16年3月31日において現に神戸商船大学に在学する者（以下「在学者」という。）が在学しなくなるまでの間、海事科学部及び自然科学研究科に次に掲げる課程及び専攻を置く。

海事科学部 商船システム学課程，輸送情報システム工学課程，海洋電子機械工学課程，動力システム工学課程

自然科学研究科

前期2年の課程 商船システム学専攻，輸送情報システム工学専攻，海洋電子機械工学専攻，動力システム工学専攻

後期3年の課程 海上輸送システム科学専攻，海洋機械エネルギー工学専攻

- 5 前項に規定する課程及び専攻における教育課程の履修その他在学者の教育に関し必要な事項は、海事科学部教授会及び自然科学研究科教授会が定めるものとする。

（中間附則略）

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻，医科学専攻，医療創成工学専攻及び保健学研究科保健学専攻は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 令和8年度から令和13年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 4 令和8年度から令和10年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員並びに修士課程及び博士課程の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1及び別表第2（省略）

別表 収容定員
1. 学部

区 分		入学定員		2年次 編入学定員		3年次 編入学定員		総定員				
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計			
文学部	人文学科	100	100					400	400			
国際人間科学部	グローバル文化学科	140	370					560	1,490			
	発達コミュニティ学科	100				2	2	404				
	環境共生学科	80				3	3	326				
	子ども教育学科	50						200				
法学部	法律学科	180	180			20	20	760	760			
経済学部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120			
経営学部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080			
理学部	数学科	28	153			学科 共通 25	25	112	662			
	物理学科	35		140								
	化学科	30		120								
	生物学科	25		100								
	惑星学科	35		140								
医学部	医学科	100	275	5	5	5	5	625	1,335			
	医療創成工学科	25						5		110		
	保健学科	看護学専攻		70								600
		検査技術科学専攻		40								
		理学療法学専攻		20								
		作業療法学専攻		20								
工学部	建築学科	90	443			3	3	366	1,806			
	市民工学科	60				3	3	246				
	電気電子工学科	90				4	4	368				
	機械工学科	100				4	4	408				
	応用化学科	103				3	3	418				
システム情報学部	システム情報学科	150	150			3	3	606	606			
農学部	食料環境システム学科	36	160			学科 共通 10	10	144	660			
	資源生命科学科	55		220								
	生命機能科学科	69		276								
海洋政策科学部	海洋政策科学科	200	200			10	10	820	820			
合 計			2,561		5		135		10,739			

2. 大学院

区 分		入 学 定 員								総 定 員							
		修士課程		博士課程				専門職課程 専攻課		修士課程		博士課程				専門職課程 専攻課	
				前期		後期						前期		後期			
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計
人文学科	文化構造専攻		17		8						34		24				
	社会動態専攻		44		20						88		60				
国際文化学科	文化関連専攻		18		6						36		18				
	グローバル文化専攻		47		15						94		45				
人間発達環境学科	人間発達専攻		51		11						102		33				
	(1年履修コース)		4	91		17					4	178		51			
	人間環境学専攻		36		6						72		18				
法学研究科	法学政治学専攻		37	37	18	18					74	74	54	54			
	実務法律専攻							80	80						240	240	
経済学科	経済学専攻		83	83	20	20					166	166	60	60			
経営学研究科	経営学専攻		51	51	32	32					102	102	96	96			
	現代経営学専攻							69	69						138	138	
理学研究科	数学専攻		22		4						44		12				
	物理学専攻		24		5						48		15				
	化学専攻		28	122	6	27					56	244	18	81			
	生物学専攻		24		6						48		18				
	惑星学専攻		24		6						48		18				

医学系研究科	医科学専攻						120	120						480	480
	先進生命医科学系専攻		119	119							238	238			
	医療創成工学専攻				8	8							24	24	
	健康科学専攻				17	17							51	51	
	未来社会 医導攻				5	5							15	15	
工学研究科	建築学専攻		64		8						128		24		
	市民工学専攻		42		6						84		18		
	電気電子工学専攻		64	316	8	42					128	632	24	126	
	機械工学専攻		76		10						152		30		
	応用化学専攻		70		10						140		30		
情報システム学	システム情報学専攻		103	103	12	12					206	206	36	36	
農学研究科	食料共生システム学専攻		28		5						56		15		
	資源生命科学専攻		46	132	8	23					92	264	24	69	
	生命機能科学専攻		58		10						116		30		
海事科学	海事科学専攻		75	75	11	11					150	150	33	33	
国際協力研究科	国際開発政策専攻		26		8						52		24		
	国際協力政策専攻		22	70	7	23					44	140	21	69	
	地域協力政策専攻		22		8						44		24		
ノンベリイ科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		40	40	10	10					80	80	30	30	
合計			1,330		300		120	149			2,656		900	480	378

神戸大学学位規程

[平成16年4月1日制定]

(趣 旨)

第 1 条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定により、神戸大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1) 本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程を修了した者

(2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

(1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。（この確認を以下「学力の確認」という。）

(2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第 6 条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1) 研究科の専門職大学院の課程（次号の課程を除く。）を修了した者

(2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第 7 条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究の成果（以下「研究の成果」という。）は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文の提出は、1編とする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 本条に定めるもののほか、学位論文及び研究の成果の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)

第 8 条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者（修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者）にも調査を委嘱することができる。

(研究科の在学者の最終試験)

第 9 条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

2 最終試験の期日は、その都度公示する。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

第 10 条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料 57,000 円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

(博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

第 11 条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があつたときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

(博士課程を経ない者の学力の確認)

第 12 条 研究科長は、前条第1項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。

3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。

4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

第 13 条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第 14 条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の審議)

第 15 条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第 12 条の規定により学力を確認された者及び第 13 条第 2 項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

2 前項の教授会は、当該教授会構成員の 3 分の 2 以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の 3 分の 2 以上の賛成があることを要する。

(学位授与の申請)

第 16 条 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべき者について、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

(1) 授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の場合は、第 5 条第 1 項又は第 2 項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6) 第 5 条第 2 項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

(学位の授与)

第 17 条 学長は、第 3 条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第 18 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第 19 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野等の名称等)

第 20 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位の名称は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

4 教学規則第 65 条第 2 項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

(学位の名称)

第 21 条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第 22 条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前 2 項の規定による議決をする場合には、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

(様 式)

第 23 条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補 則)

第 24 条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）附則第 4 項に規定する海事科学部の課程を卒業した者及び自然科学研究科の専攻を修了した者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表の規定にかかわらず、商船学又は工学とするものとする。

(中間附則略)

附 則

1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和 8 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第20条第1項関係）

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学 部 名 等	専 攻 分 野 の 名 称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部医療創成工学科	医工学
医学部保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
システム情報学部	システム情報学
農学部	農学
海洋政策科学部	海洋政策科学又は商船学

別表第2（第20条第2項関係）

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学系研究科	バイオメディカルサイエンス， 医工学，保健学又は公衆衛生学	医学，医工学，保健学又は公衆衛生学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術 又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は 政治学	学術，法学，政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第3（第20条第3項関係）

専門職学位の名称

研究科名	学位の名称
法学研究科	法務博士（専門職）
経営学研究科	経営学修士（専門職）

別記様式第1～2, 6～8, 12, 16 (省略)

別記様式第3 (第4条第2号により学位を授与する場合)

年 月 日	修 学 位 記 号	大 学 印	氏 名
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を 修了したので修士(○○)の学位を授与する			
神 戸 大 学			

別記様式第4 削除

別記様式第5 (第5条第1項により学位を授与する場合)

年 月 日	博 学 位 記 号	大 学 印	氏 名
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了した ので博士(○○)の学位を授与する			
神 戸 大 学			

別記様式第9 (第6条第2号により学位を授与する場合)

年 月 日	法 学 位 記 号	大 学 印	氏 名
本学大学院○○研究科○○専攻の法科大学院の課程を 修了したので法務博士(専門職)の学位を授与する			
神 戸 大 学			

別記様式第 10 (第 4 条から第 6 条により学位を授与する場合 (英文学位記))

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">学章</div>		
<h1>KOBE UNIVERSITY</h1>		
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF ○○○○○○○○ of ○○○○○○○○ UPON ○○○○ ○○○○		
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○○○		
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○		
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">大学 印</div>	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○

別記様式第 11 削除

別記様式第 13

	年 月 日
○○研究科長 殿	
	学籍番号
	氏 名
学 位 論 文 審 査 願	
神戸大学学位規程第 7 条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。	
	記
学 位 論 文	通
論 文 目 録	通

別記様式第 14

		年	月	日
神戸大学長 殿				
		氏	名	
学 位 申 請 書				
神戸大学学位規程第 10 条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士（○ ○）の学位の授与を申請いたします。				
備	考	退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第 10 条」を「第 13 条」に 読み替えるものとする。		

別記様式第 15

		年	月	日	
		論	文	目	録
		氏			名
論	文				
1	題	目			
2	印刷公表の方法及び時期				
	方	法			
	時	期			
3	冊	数	冊		
参考論文					
1	題	目			
2	冊	数	冊		

神戸大学 共通細則

[平成 16 年 4 月 1 日制定]

(入学志願)

第 1 条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写真

その他の書類

(合否の判定)

第 2 条 入学試験の合否の判定は、学力試験、健康診断及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して行う。

(宣誓)

第 3 条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成績)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90 点以上)

優 (80 点以上 90 点未満)

良 (70 点以上 80 点未満)

可 (60 点以上 70 点未満)

不可 (60 点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(4) 可 学修の目標を達成している。

(5) 不可 学修の目標を達成していない。

(学生証)

第 5 条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第 6 条 学生が、2週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第 7 条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第 8 条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所（保護者等の住所等を含む。）を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第 9 条 大学院における入学志願及び合否の判定については、第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第 4 条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第 10 条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第 11 条 諸願届等の様式は、別紙様式のとおりとする。ただし、インターネットを利用した登録に係る入力項目等については、別紙様式に準じて別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）附則第 4 項に規定する海事科学部の課程を卒業した者及び自然科学研究科の専攻を修了した者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表

(中間附則略)

附 則

この細則は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

別紙様式第 1 号 入学許可書（省略）

別紙様式第 8 号 学生登録票（省略）

別紙様式第 2 号 宣誓（省略）

別紙様式第 9 号 身上異動, 住所変更届（省略）

別紙様式第 6 号 学生証（省略）

別紙様式第3号 休学願

神戸大学 殿	年	月	日
	学部	学科	番号
	学籍番号	住所	
	氏名		
休学願			
下記のとおり休学したいので御許可願います。			
記			
1	理由		
2	期間	自 年 月 日	至 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297 mm × 210 mm)

別紙様式第4号 復学願

神戸大学 殿	年	月	日
	学部	学科	番号
	学籍番号	住所	
	氏名		
復学願			
下記のとおり復学したいので御許可願います。			
記			
1	理由		
2	復学年月日	年 月 日	

注 病気の場合は健康診断書 (復学意見書) 添付のこと。A4(297 mm × 210 mm)

別紙様式第5号 退 学 願

神戸大学 殿	年	月	日
	学部	学科	番
	学籍番号	本人住所	氏 名
退 学 願			
下記のとおり退学したいので御許可願います。			
記			
1	理 由	年	月 日
2	退学年月日	年	月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297 mm × 210 mm)

別紙様式第7号 欠 席 届

神戸大学 殿	年	月	日
	学部	学科	番
	学籍番号	住 所	氏 名
欠 席 届			
下記のとおり欠席したいので御許可願います。			
記			
1	理由	年	月 日
2	期間 自 至	年	月 日

注 疾病の場合は、診断書を添付のこと。 A4 (297 mm × 210 mm)

神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規則」という。）第 33 条の 2 第 3 項の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の学部生が本学の大学院（博士課程後期課程及び医学系研究科医科学専攻の博士課程を除く。以下同じ。）の授業科目を履修すること（以下「先行履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 先行履修は、大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して、本学の大学院の授業科目を履修する機会を提供し、学部教育と大学院教育との円滑な接続を図ることを目的とする。

(授業科目)

第 3 条 先行履修をすることができる授業科目は、各研究科が定めるものとする。

(申請資格)

第 4 条 先行履修を申請することができる者は、規則第 80 条第 3 項の規定に基づき関係の研究科規則で定める科目等履修生の入学資格に関する規定にかかわらず、大学院に進学を志望する本学の学部生であって、かつ、前条の授業科目を履修するために必要な学力を有する者とする。

(申請手続き)

第 5 条 先行履修を希望する者は、履修しようとする授業科目を開講する研究科が定めるところにより、当該研究科の長に申請するものとする。

2 前項により申請できる授業科目は、当該研究科が開講する科目に限るものとする。

(履修の許可)

第 6 条 前条の申請があったときは、各研究科の定めるところにより、所定の手続を経て、当該研究科の長が授業科目の履修を許可するものとする。

(履修単位数の上限)

第 7 条 履修科目として申請することができる単位数の上限は、各研究科が定める。

(修得した単位の取扱い)

第 8 条 先行履修した学部生が当該授業科目を開講した研究科に入学した場合は、当該学生の申請に基づき、先行履修により修得した単位を教学規則第 75 条の規定に準じて、15 単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として、当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

2 前項の申請は、当該研究科が定めるところにより、当該研究科長に申請するものとする。

3 第 1 項の規定に基づき、先行履修により修得した単位を研究科の修了要件単位に含める場合は、当該授業科目の成績は、原則として、修得時の成績とする。

4 先行履修により修得した単位は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、先行履修に関し必要な事項は、先行履修を実施する研究科が、募集要項等において定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科が存続する間、改正後の第1条中「及び医学系研究科医科学専攻」とあるのは「並びに医学系研究科医科学専攻及び医学研究科医科学専攻」と読み替えるものとする。

神戸大学学生懲戒規則

[平成16年4月1日制定]

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第55条の2（第72条において準用する場合を含む。）に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「部局等」とは、学部、研究科その他学生の所属する組織をいう。

(学生懲戒の基本的な考え方)

第 3 条 懲戒は、学生による事件事故等に係る行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえ、教育的指導の観点から慎重かつ総合的に勘案して決定するものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第 4 条 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。

- (1) 刑罰法令に触れる行為
- (2) 本学の教育・研究活動及び管理運営に対する重大な妨害行為
- (3) 本学の名誉・信用を著しく失墜させる行為
- (4) その他前各号に準ずる不適切な行為

(試験等における不正行為)

第 5 条 試験等において不正行為を行った場合の取扱いについては、高等教育推進機構教養教育院及び部局等の定めるところによる。ただし、当該行為が懲戒の対象となりうる行為と判断された場合にこの規則を適用することを妨げない。

(懲戒の内容)

第 6 条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 次のとおり登校を停止させること。
 - イ 有期の停学 期限を付すもの
 - ロ 無期の停学 期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(停学期間中の措置)

第 7 条 停学期間中における次に掲げる事項は、認めない。

- (1) 授業科目の履修及び定期試験の受験
- (2) 学位論文審査の受審
- (3) 本学の施設及び設備の利用
- (4) 課外活動団体での活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、停学期間中であっても認めるものとする。

- (1) 停学期間終了後の授業科目履修及び学位論文審査受審のために必要な手続
- (2) 特に退去を命ぜられない場合の本学の学生寮又は外国人留学生宿舎への居住
- (3) 部局等の長が特に必要と認める本学の施設及び設備の利用
- (4) 本学学生であることを資格要件としない課外活動団体での活動

3 当該学生が所属する部局等は、停学期間中の学生に対し、面談等により、更生に向けた指導を

適宜行うものとする。

(無期の停学の解除)

第 8 条 無期の停学の処分を下された学生が所属する部局等の教授会（教授会としての運営委員会等を含む。以下同じ。）は、当該学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、前条第3項の規定による指導の結果、停学の解除が妥当であると認めるときは、学長に停学の解除を発議することができる。

2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(登校の停止)

第 9 条 部局等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に当該学生に対して登校の停止を命ずることができる。この場合において、登校停止の期間は、停学期間に算入することができる。

2 登校停止期間中の措置は、第7条の規定に準ずるものとする。

(部局等の長の指導)

第 10 条 学生による事件事故等が懲戒に至らない程度のものである場合は、部局等の長は、学生に対し、教育的措置として文書又は口頭により嚴重注意その他の指導を行うことができる。

(自主退学・休学)

第 11 条 部局等の長は、懲戒の対象となる行為を行ったとされる学生が、懲戒処分の決定前に退学を願い出た場合は、これを受理しないものとする。

2 部局等の長は、懲戒処分の決定後は、休学期間が停学期間と重複する休学の願い出は、受理しないものとする。

(懲戒の発議)

第 12 条 部局等の長は、懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、速やかに学長に報告するものとする。

2 前項の行為を行った学生の所属する部局等の教授会は、当該行為に係る事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

3 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成18年1月24日制定。以下「規程」という。）第2条第1号に規定する行為を行った場合は、規程第6条第8項に定める調査報告をもって事実関係の調査に代えるものとする。

4 学長が指名した理事は、第2項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べることができる。

5 教授会は、懲戒処分の必要があると認めるときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の部局等に係わる場合の懲戒手続)

第 13 条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる部局等に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁明)

第 14 条 教授会は、第12条第2項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を

提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第 15 条 学長は、第 12 条第 5 項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て、懲戒処分を決定する。

2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第 16 条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第 17 条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(懲戒に関する記録)

第 18 条 懲戒を行った場合は、当該学生の学籍簿にその内容を記録するものとする。

2 証明書その他修学状況に関する文書については、原則として懲戒の内容を記載しないものとする。

(異議申立て)

第 19 条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して 14 日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。

3 評議会が再審査の必要があると認めたとときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

(守秘義務)

第 20 条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を解かれた後も継続する。

(雑則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に神戸大学学則等を廃止する規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）の規定による廃止前の神戸大学学生懲戒規則の規定によりなされた処分その他の行為は、この規則の規定によりなされた処分その他の行為とみなす。

(中間附則略)

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

[平成 18 年 1 月 24 日制定]

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人神戸大学（以下「大学」という。）における全ての職員並びに幼児、児童、生徒、学生及び研究生等（以下「学生等」という。）が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、大学におけるハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の適切な対応（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関する事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次のイからへまでに掲げるものをいう。

イ セクシュアル・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、言葉、視覚、行動等により、就労、就学、教育又は研究上の関係を利用して、相手の意に反する性的な性質の言動等を行うこと及びそれに伴い、相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境（以下「教育研究環境等」という。）を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ロ アカデミック・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、優位な立場や権限を利用し又は逸脱して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ハ パワー・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、自らの地位若しくは権限又は事実上の上下関係を不当に利用して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ニ 妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、妊娠、出産、育児若しくは不妊治療を受けること、又は育児休業制度若しくは介護休業制度の利用等を理由として、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ホ その他のハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、飲酒の強要、誹謗、中傷、風評の流布、性的指向又は性自認に関する侮辱等により人格又は人権を侵害して、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うこと、又は障害を理由とする差別により障害者の権利利益を侵害することをいう。

ヘ 性暴力 次に掲げるものをいう。

(イ) 上記イを含め、職員又は学生等が他の職員又は学生等に、相手の意に反する性的な行為等（性交等、わいせつな言動等）を行うことをいう。

(ロ) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）第 2 条第 3 項に定める児童生徒性暴力等に該当する行為をいう。

(2) 被害を訴えた人 ハラスメントによる被害を受けたと訴えた職員又は学生等をいい、加害者として訴えられたことにより被害を受けたと訴えた職員又は学生等を含む。

(3) 加害者とされた人 被害を訴えた人がハラスメントを行ったとする職員又は学生等をいう。

(4) 部局 各機構、国際人間科学部、医学部、各研究科、高等学術研究院、経済経営研究所、附

属図書館，医学部附属病院，附属学校部，各学内共同教育研究推進組織，各学内共同管理・支援組織，戦略企画室，産官学連携本部，地域連携推進本部，DX・情報統括本部，カーボンニュートラル推進本部，ウェルビーイング推進本部，国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第18条第1項の規定により設置される室，事務局（監査室及び内部統制室を含む。），文理農等キャンパス事務部及び社会科学系事務部をいう。

（学長の責務）

第2条の2 学長は，職員及び学生等が個人として尊重されるとともに，就労上及び就学上の適正な環境を維持するため，ハラスメントの防止等に必要な措置を講じなければならない。

（担当理事の責務）

第2条の3 ハラスメント担当の理事（以下「担当理事」という。）は，学長の指示に基づき，ハラスメントの防止等に関し総括する。

2 担当理事は，ハラスメントの防止等のため，職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

3 担当理事は，ハラスメントの防止等のため，職員に対し，研修を実施しなければならない。

4 担当理事は，ハラスメントが生じた場合は，迅速かつ適切に対処しなければならない。

（部局の長の責務）

第2条の4 部局の長は，部局におけるハラスメントの防止等に関し総括する。

2 部局の長は，ハラスメントの防止等のため，職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

3 部局の長は，職員に対し，自ら実施することが適当と認められるハラスメントの防止等のための研修について計画を立て，その実施に努めるものとする。

4 部局の長は，ハラスメントが生じた場合は，迅速かつ適切に対処しなければならない。

（管理監督者の責務）

第2条の5 職員を管理若しくは監督又は学生等を指導する地位にある者（以下「管理監督者」という。）は，当該管理若しくは監督する職員又は指導する学生等に対し，次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止に努めるとともに，ハラスメントが生じた場合は，迅速かつ適切に対処しなければならない。

（1）ハラスメントに関し，注意を喚起し，認識を深めさせること。

（2）言動に十分な注意を払うことにより，ハラスメントが生じることがないように配慮すること。

（職員及び学生等の責務）

第2条の6 職員及び学生等は，ハラスメントを行ってはならない。

2 職員及び学生等は，この規程並びにこの規程に基づく部局の長若しくは管理監督者の指示又は指導に従い，ハラスメントの防止等に協力し，並びに次条第4項に規定するハラスメント調査委員会及び同条第6項に規定する全学ハラスメント調査委員会の調査等に協力しなければならない。

（ハラスメント防止・対策本部）

第3条 大学に，ハラスメントに関する相談に対応するため，ハラスメント防止・対策本部（以下「防止・対策本部」という。）を置く。

2 防止・対策本部は，次に掲げる者をもって組織する。

（1）担当理事

（2）学長が指名する理事（前号の理事を除く。）

（3）事務局長

(4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長

(5) その他学長が必要と認めた者

3 防止・対策本部に本部長を置き、担当理事をもって充てる。

4 防止・対策本部は、相談員等からのハラスメントに関する相談についての報告に対し、被害を訴えた人の意向を確認の上、相談の内容に応じた対処方法を決定するとともに、加害者とされた人が所属する部局（以下「特定部局」という。）の長にハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置等を指示する。

5 前項の規定により、防止・対策本部から調査委員会の設置以外の対応に係る指示を受けた特定部局の長は、適切に対処し、当該結果を速やかに防止・対策本部に報告するものとする。

6 前2項の規定にかかわらず、防止・対策本部は、ハラスメントに関する相談について審議した結果、必要と認めた場合は、学長へ全学ハラスメント調査委員会（以下「全学調査委員会」という。）の設置を要請することがある。

7 防止・対策本部は、必要に応じ、相談事項への対応等を、相談員に報告するものとする。

(防止委員会)

第 4 条 大学に、ハラスメントの防止等に関し、その対策等について審議し、その実施及び推進を図るため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。この場合において、学長は、委員が両性の委員で構成されるよう配慮するものとする。

(1) 担当理事

(2) 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科及び経済経営研究所から選出された教授各1人

(3) 事務局長

(4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長

(5) 事務局長が指名した事務系職員若干人

(6) その他学長が必要と認めた者

3 防止委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。

(2) ハラスメントに関する相談への対応状況に関すること。

(3) その他ハラスメントの防止に関すること。

4 第2項第2号、第5号及び第6号の委員は、学長が任命する。

5 第2項第2号、第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 防止委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

7 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

9 防止委員会において、ハラスメントに関する相談に対応するに当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意するものとする。

10 この条に定めるもののほか、防止委員会の運営に関し必要な事項は、防止委員会が定める。

(相談窓口)

第 5 条 ハラスメントに関する相談窓口として相談員を置き、次の各号に掲げる者をもって充て

る。

- (1) 部局の長及び部局選出の評議員
 - (2) 神戸大学学生委員協議会規程（平成16年4月1日制定）第2条に定める者
 - (3) 部局の長から指名された職員
 - (4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンターの保健管理医及び「こころの健康相談」のカウンセラー
- 2 前項第3号の相談員の部局毎の人数については、防止委員会が定めるものとし、部局の長は、相談員の指名に当たっては、女性の指名について配慮するものとする。
 - 3 相談員の責務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) ハラスメントに関する相談に応ずるとともに、自主的解決への支援等を行うこと。
 - (2) 関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意すること。
 - (3) ハラスメントに関する相談を受けた場合は、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の本部長に報告すること。
 - 4 相談員は、学長が委嘱する。
 - 5 相談員の主配置先又は所属並びに氏名及び連絡先については、毎年明示するものとする。
 - 6 第1項の規定にかかわらず、ハラスメントに関する相談は、相談員以外の職員に行うことができる。この場合において、相談を受けた者は相談内容に関し秘密保持に留意し、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の本部長に報告するものとする。

(調査委員会)

- 第6条** 第3条第4項の規定に基づく調査委員会は、特定部局以外の部局に所属する職員1人以上を含む3人以上の委員をもって組織する。
- 2 前項の特定部局に所属する委員については、特定部局の長が指名する。
 - 3 第1項の特定部局以外の部局に所属する委員については、特定部局の長が、当該部局の長に選出を依頼し、選出された者に委員を委嘱する。
 - 4 特定部局が複数ある場合は、特定部局の長が協議の上、委員の指名又は委嘱を行うものとする。
 - 5 前3項の規定により委員を指名又は委嘱することが適当でない場合は、本部長が委員を指名するものとする。
 - 6 第1項の規定にかかわらず、本部長が特に必要と認める場合には、学外者に委員を委嘱することができる。
 - 7 調査委員会の調査に関して、特定部局の長は、中立の立場を維持するものとする。
 - 8 調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、特定部局の長を通じて調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。
 - 9 前項の報告を受けた防止・対策本部は、調査結果を学長に報告するものとする。
 - 10 学長は、調査結果の内容に疑義があるときは、防止・対策本部を通じて当該調査委員会に再調査等を指示、又は全学調査委員会を設置することができる。
 - 11 調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。
 - 12 調査委員会は、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし、調査を行うに当たっては、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。

- 13 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 14 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めることができるとともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 15 調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 16 その他調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(全学調査委員会)

第 7 条 第 3 条第 6 項の規定に基づき学長が設置する全学調査委員会は、3人以上の委員をもって組織する。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合には、学外者に委員を委嘱することができる。
- 4 全学調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。
- 5 前項の報告を受けた防止・対策本部は、調査結果を学長に報告するものとする。
- 6 学長は、調査結果の内容に疑義があるときは、防止・対策本部を通じて当該全学調査委員会に再調査等を指示することができる。
- 7 全学調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。
- 8 全学調査委員会は、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし、調査を行うに当たっては、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。
- 9 全学調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 10 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めることができるとともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 11 全学調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 12 その他全学調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(調査結果への対処)

第 8 条 学長は、調査委員会及び全学調査委員会(以下「調査委員会等」という。)の調査結果により、ハラスメントの事実が明らかになった場合には、国立大学法人神戸大学職員就業規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)等の規定に基づき、ハラスメントの行為者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学長は、調査委員会等の調査結果を、被害を訴えた人及び加害者とされた人に通知するものとする。
- 3 学長は、調査委員会等の調査結果を、被害を訴えた人が所属する部局の長及び特定部局の長に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた部局の長は、必要な措置を講ずるものとする。

(啓発及び再発防止のための活動)

第 8 条の 2 担当理事及び防止・対策本部は、この規程の概要について周知させるため、定期的な啓

発活動を実施しなければならない。

- 2 担当理事及び防止・対策本部は、ハラスメントの発生状況を踏まえ、発生した原因を分析し、再発防止策を講ずるものとする。

(調査結果等の取扱い)

- 第 9 条 調査委員会等の調査資料及び調査結果は、特段の事情がない限り公開しないものとする。

(不利益取扱いの禁止)

- 第 10 条 相談員等及びハラスメントに起因する問題の対処に関わる者は、ハラスメントに関する相談者、相談に係る調査への協力その他の対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって就労上及び就学上不利益な取扱いをしてはならない。ただし、虚偽の申し出を行った場合はこの限りでない。

(関係者に対する規程の準用)

- 第 10 条の2 職員であった者、学生等であった者その他の関係者（学長が別に定める者に限る。）からのハラスメントに関する相談については、この規程を準用する。

- 2 前項の場合において、職員であった者は、在職しなくなったときから1年以内、学生等であった者は、在籍しなくなったときから1年以内に限り、相談することができるものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(事務)

- 第 11 条 ハラスメントの防止、対応等に関する事務は、総務部人事課又は学務部学生支援課において行う。

- 2 第3条第4項の規定に基づく調査委員会に関する事務は、特定部局の事務部において行う。

- 3 前項の特定部局が複数ある場合には、特定部局の長が協議の上、事務を行う事務部を決定する。

(雑則)

- 第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年1月24日から施行する。

- 2 国立大学法人神戸大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成16年4月1日制定。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

- 3 この規程施行の際現に旧規程第3条の規定により任命されているセクシュアル・ハラスメント防止委員会委員は、この規程第3条の規定により任命された防止委員会委員とみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、文学部、発達科学部、理学部、工学部、海事科学部、経済学研究科、自然科学研究科及び国際協力研究科の委員については平成18年10月31日まで、国際文化学部、農学部、経済経営研究所、法学研究科、経営学研究科及び医学系研究科の委員については平成19年10月31日までとする。

- 4 この規程施行の際現に旧規程第4条の規定により委嘱されている相談員は、この規程第5条の規定により委嘱された相談員とみなす。

(中間附則略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2. 研究科規則等

神戸大学大学院法学研究科規則

[平成 16 年 4 月 1 日制定]

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 入学及び進学（第 5 条－第 9 条）
- 第 3 章 授業及び研究指導（第 10 条－第 14 条）
- 第 4 章 履修及び修了要件（第 15 条－第 31 条）
- 第 5 章 留学（第 32 条）
- 第 6 章 休学（第 33 条）
- 第 7 章 研究生，特別聴講学生，特別研究学生及び科目等履修生（第 34 条－第 36 条の 2）
- 第 8 章 教員の免許状（第 37 条）
- 第 9 章 補則（第 38 条）
- 附 則

第 1 章 総 則

（趣 旨）

第 1 条 この規則は，国立大学法人神戸大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）及び神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。）に基づいて，神戸大学大学院法学研究科（以下「本研究科」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（課 程）

第 2 条 本研究科に博士課程及び専門職学位課程を置く。

- 2 博士課程は，これを前期課程及び後期課程に区分し，前期課程は，これを修士課程として取扱うものとする。
- 3 専門職学位課程は，学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 99 条第 2 項に規定する専門職大学院の課程とし，その課程は，専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 18 条第 1 項に規定する法科大学院とする。

（専攻及び講座）

第 3 条 博士課程に次の表に掲げる専攻及び講座を置く。

専 攻	講 座
法学政治学	理論公共法，理論取引法，基礎法理論，政治理論，国際政策分析，現代政治分析

2 専門職学位課程に次の表に掲げる専攻及び講座を置く。

専 攻	講 座
実務法律	実務公共法，実務取引法，先端領域法

(教育研究上の目的)

第3条の2 各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 法学政治学専攻

前期課程においては、法学・政治学の基礎的・応用的研究とともに、研究・教育に従事する国内外の次世代の法学・政治学研究者の養成、学部段階以上の法学・政治学の知識を有し、豊かな問題解決能力を備えた人材の養成、現代社会の法律、政治及び政策問題に対処しうる応用的・実地的・総合的な解決能力を有する社会人の教育、より専門性の高い分野で活躍できる職業法曹等の養成及び継続教育を目的とする。

後期課程においては、実務法律専攻を修了した者も含め、次世代研究者の研究・教育能力のさらなる深化、前期課程において行った研究を踏まえ、より高度な問題解決能力を有する専門職業人の養成を目的とする。

(2) 実務法律専攻(専門職学位課程)

法の応用的研究とともに、基本的な法領域に関して深い知識及び豊かな応用力を有する職業法曹並びに基本的な法領域に関する知識に加え、ビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識及び能力を有する職業法曹の2種類の法曹を中心としつつ、先端的な研究に裏打ちされた、国際性・専門性に富んだ職業法曹を養成することを目的とする。

(研究科長)

第3条の3 本研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、本研究科に関する事項を総括する。

(副研究科長)

第3条の4 本研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。

3 副研究科長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻長)

第3条の5 各専攻に、専攻長を置く。

2 専攻長は、専攻に関する事項を総括する。

3 専攻長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

(履修プログラム)

第4条 前期課程に研究者養成プログラム、高度社会人養成プログラム及びグローバル異分野共創プログラム(以下「KIMAP in Global Business Law」という。)を置く。

2 後期課程に研究者養成プログラム、高度社会人養成プログラム及び高度専門法曹養成プログラムを置く。

第2章 入学及び進学

(前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第5条 本研究科の前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (8) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (9) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (10) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (11) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（前期課程及び専門職学位課程への早期入学）

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、神戸大学大学院法学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

（後期課程の入学資格）

第7条 本研究科の後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者と

する。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国の大学において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）
- (8) 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同程度の学力があると認められた者で、24 歳に達したもの

(進 学)

第 8 条 本学大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程に進学を志望する者については、選考の上、進学させる。

(選 考)

第 9 条 大学院の入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 入学志願者に対する選考は、学力試験の結果並びに入学前の学習及び研究の成果等を総合して行う。

3 前項の選考の方法、その期日等については、教授会の議を経て、その都度定める。

(専門職学位課程の在学年限)

第 9 条の 2 専門職学位課程の学生は、6 年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、第 29 条第 2 項の規定の適用のある者は、5 年を超えて在学することはできない。

第 3 章 授業及び研究指導

(教育方法)

第 10 条 博士課程における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 専門職学位課程における教育は、授業科目の授業によって行う。

3 第 1 項の授業及び研究指導は、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

4 第 1 項及び第 2 項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(博士課程の授業科目等)

- 第 11 条 授業科目，単位数，科目区分及び要件は，別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。この場合の単位の基準は，15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 後期課程の学生は，別に定めるところに従い，前期課程の授業科目を選択履修することができる。
 - 3 博士課程の学生は，別に定めるところに従い，専門職学位課程の授業科目を選択履修することができる。
 - 4 他の研究科が開設する授業科目で，その選択履修により博士課程の履修単位とすることができるもの及びその単位数の計算については，別に定める。
 - 5 授業科目は，必要に応じて増設することがあり，その科目区分，授業科目の名称，単位数，要件その他必要な事項は，増設の都度定める。

(専門職学位課程の授業科目等)

- 第 12 条 専門職学位課程の授業科目，単位数，科目区分及び要件は，別表第 3 のとおりとする。この場合の単位の基準は，15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 授業科目は，必要に応じて増設することがあり，その授業科目の名称，単位数，科目区分，要件その他必要な事項は，増設の都度定める。

(実施基準)

- 第 13 条 博士課程前期課程における授業は，別表第 1 に掲げる授業科目を，博士課程後期課程における授業は，別表第 2 に掲げる授業科目を，原則として学期ごとに行う。
- 2 専門職学位課程における授業は，別表第 3 に掲げる授業科目を，原則として学期ごとに行う。

(研究指導の担当教員)

- 第 14 条 各学生の研究指導を担当する教員は，教授会の議を経て定める。

第 4 章 履修及び修了要件

(授業科目の履修)

- 第 15 条 学生は，履修しようとする授業科目を指定の期日までに，研究科長に届け出なければならない。
- 2 学生が各授業科目を履修するために必要な要件等は，別に定める。
 - 3 学生は，他の研究科の授業科目又は他の学部の授業科目を履修しようとするときは，別に定めるところに従い，研究科長を経て，当該研究科長又は学部長の許可を受けなければならない。

(専門職学位課程の履修科目登録の上限)

- 第 16 条 教学規則第 73 条の規定に基づく履修科目登録の上限は第 1 年次 36 単位，第 2 年次 36 単位，第 3 年次 44 単位とする。
- 2 第 1 年次において別表第 3 イ (1) 欄に掲げる科目のいずれかを履修し，第 2 年次において当該科目を再び履修する場合の当該科目の単位は，4 単位までに限り，前項に定める単位数の上限を超えて登録することができる。第 29 条第 2 項の規定の適用のある者が，第 1 年次において別表第 3 イ (1) 欄に掲げる科目のいずれかを履修する場合も同様とする。
 - 3 認定連携法曹基礎課程（本研究科の専門職学位課程以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。第 23 条第 3 項並びに第 29 条第 4 項及び第 5 項において同じ。）を修了して本研究科に入学した者その他登録した履修科目の単位を別に定める基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として教授会が認めた学生については，第

2年次（第29条第2項の規定の適用のある者は第1年次）において44単位まで履修科目として登録を認めることができる。

(進級の制限)

第17条 専門職学位課程の学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、進級を認めないこととし、当該年次に修得した単位（第2年次（第29条第2項の規定の適用のある者は第1年次）に履修した別表第3イ（1）欄に掲げる科目にかかるものを除く。）のうち第21条第2項に定める成績が「秀」、「優」及び「良上」であったものを除くすべての単位を無効とする。ただし、同条第3項に定める授業科目を履修して修得した単位の取扱いについては、別に定める。

(1) 第1年次において27単位以上又は第2年次において26単位以上修得しなかった場合

(2) 履修を登録した授業科目の成績が、別に定める進級の基準に達しない場合

(除籍)

第18条 前条の規定により進級を認められなかった学生が、翌年度において、当該年次に認定された単位と合わせて第1年次において27単位以上、第2年次において26単位以上を修得しなかった場合又は履修を登録した授業科目の成績が、別に定める進級の基準に達しない場合は、成業の見込みがないと認め、教学規則第46条の規定により除籍する。

(読替規定)

第19条 第29条第2項の規定に基づいて、在学したものとみなされる期間が1年とされた者についての第16条第1項の規定の適用については同項中「第1年次36単位、第2年次36単位、第3年次44単位」とあるのは「第1年次36単位、第2年次44単位」とし、第17条の規定の適用については同条中「第1年次において27単位以上又は第2年次において26単位以上」とあるのは「第1年次において26単位以上」とし、第18条の規定の適用については同条中「第1年次において27単位以上、第2年次において26単位以上」とあるのは「第1年次において26単位以上」とする。

(単位修得の認定)

第20条 各授業科目の単位修得の認定は、その授業の終了した学期末に行う。

2 前項の認定は、筆記試験、口頭試験、研究報告若しくは提出された論文により、又はこれらの併用により行うものとする。

(成績)

第21条 博士課程における各授業科目の成績は、100点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90点以上)

優 (80点以上90点未満)

良 (70点以上80点未満)

可 (60点以上70点未満)

不可 (60点未満)

2 専門職学位課程における各授業科目の成績は、100点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良上、良、可上及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90点以上)

優 (80点以上90点未満)

良上 (75点以上80点未満)

良 (70点以上75点未満)

可上 (65点以上70点未満)

可 (60点以上 65点未満)

不可 (60点未満)

- 3 前2項の規定にかかわらず、教授会の議を経て研究科長が特に必要があると認める場合の授業科目の成績は、別に定める。

(成績評価基準)

第21条の2 教学規則第73条の2に規定する成績評価基準については、別に定める。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第22条 学生は、教授会の議を経て、本研究科と協定している他大学(外国の大学を含む。以下同じ。)の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかずに外国の大学院の授業科目を履修することができる。

- 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、15単位を限度として本研究科において修得したものとみなし、第25条第1項第2号、第26条第1項第2号、第27条又は第30条第2号に規定する単位数に算入することができる。

- 4 専門職学位課程学生の他大学の大学院の授業科目の履修に関しては、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、36単位を限度として本研究科において修得したものとみなし、第29条第1項に規定する単位数に算入することができる。

(休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第22条の2 学生が休学期間中に本研究科と協定している外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本研究科において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本研究科において修得したものとみなすことができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項により修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を限度として、第25条第1項第2号、第26条第1項第2号、第27条又は第30条第2号に規定する単位数に算入することができる。

- 4 専門職学位課程学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について、第1項又は第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前項の規定にかかわらず、前条第4項により修得したものとみなす単位数と合わせて36単位を限度として、第29条第1項に規定する単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第23条 学生が本研究科に入学する前に履修した大学院(外国の大学の大学院を含む。)の授業科目の単位を修得した場合において、教授会の議を経て、別に定めるところに従い、15単位を限度(ただし、第22条第3項並びに前条第1項及び第2項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。)として、その単位数を本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 専門職学位課程学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、入学後の専門職学位課程における授業科目の履修により修得したものとみなし、第29条第1項に規定する単位数に算入することができる。

- 3 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、本研究科の専門職学位課程に

において修得した単位以外のものについては、第22条第4項及び第22条の2第4項の規定により本研究科の専門職学位課程において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を限度とする（第22条第4項又は第22条の2第4項の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して本研究科に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると教授会が認める者がその入学前に本研究科の専門職学位課程において修得した単位以外のものについては、第22条第4項及び第22条の2第4項の規定により本研究科の専門職学位課程において修得したものとみなす単位数と合わせて45単位を限度とする（第22条第4項又は第22条の2第4項の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）。

（前期課程修了の要件）

第24条 前期課程研究者養成プログラムの修了の要件は、前期課程に2年以上在学し、第25条の規定に従い、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 前期課程高度社会人養成プログラム及びKIMAP in Global Business Lawの修了要件は、前期課程に2年以上在学し、第26条から第27条までの規定に従い、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

3 前2項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第24条の2 学生は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは、研究科長の許可を得て、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を行うことができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

（前期課程研究者養成プログラムの単位修得の要件）

第25条 前期課程研究者養成プログラムの学生は、第24条に定める単位数を、次の区分に従い、修得しなければならない。

(1) 別表第1(イ)に掲げる演習16単位。ただし、教授会の議を経て特に認定したときは、別表第1(イ)に掲げる特殊講義及び外国文献研究（次号に掲げるものを除く。）の単位数を、8単位を限度として、この単位数に算入することができる。

(2) 別表第1(イ)に掲げる特殊講義及び外国文献研究のうち、14単位以上

2 前項の場合において、教授会の議を経て特に認定したときは、別表第1(イ)に掲げる特殊講義及び外国文献研究（前項第2号に該当するものとして修得されたものを除く。）の単位数を、8単位を限度として、前項第1号に規定する単位数に算入することができる。

3 前期課程研究者養成プログラムの学生が、別表第1(ニ)に掲げる授業科目又は他の研究科の授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところに従い、6単位を限度として、これらの授業科目の単位数を第1項第2号に規定する単位数に算入することができる。

4 前期課程研究者養成プログラムの学生が、別表第3に掲げる授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところに従い、これらの授業科目の単位数を第1項第2号に規定する単位数に算入することができる。

（前期課程高度社会人養成プログラムの単位修得の要件）

第26条 前期課程高度社会人養成プログラムの学生は、第24条に定める単位数を、次の区分に従

い、修得しなければならない。

- (1) 別表第1(ロ)に掲げる演習を、別に定めるところに従い、16単位
 - (2) 別表第1(ロ)に掲げる特殊講義及び外国文献研究のうち、14単位以上。ただし、別表第1(ロ)に掲げる特殊講義のうちから、少なくとも4単位以上を修得することを要する。
- 2 前項の場合において、教授会の議を経て特に認定したときは、別表第1(ロ)に掲げる特殊講義、外国文献研究(前項第2号本文に該当するものとして修得されたものを除く。)及び(二)に掲げる授業科目の単位数を、8単位を限度として、前項第1号に規定する単位数に算入することができる。
 - 3 前期課程高度社会人養成プログラムの学生が、別表第1(ロ)に掲げる演習(第1項第1号に掲げるものを除く。)又は(二)に該当するものとして修得された授業科目若しくは他の研究科の授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところに従い、8単位を限度として、これらの授業科目の単位数を第1項第2号本文に規定する単位数に算入することができる。
 - 4 前期課程高度社会人養成プログラムの学生が、別表第3に掲げる授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところに従い、これらの授業科目の単位数を第1項第2号本文に規定する単位数に算入することができる。

(KIMAP in Global Business Law の単位修得の要件)

第 27 条 KIMAP in Global Business Law の学生は、別表第1(二)に定めるところに従い、30単位以上を修得しなければならない。

第 28 条 削除

(専門職学位課程修了の要件)

第 29 条 専門職学位課程修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表第3に定めるところに従い、99単位以上を修得することとする。

- 2 専門職学位課程は、法学の基礎的な学識を有すると教授会の議を経て認める者に関しては、前項に規定する在学期間については、1年を超えない範囲で教授会の議を経て認める期間在学したものとみなす。
- 3 前項に定める者につき、第1項に規定する単位については、第22条、第22条の2及び第23条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて36単位を修得したものとみなす。
- 4 第2項に定める者で、第5条第1号の定める資格により入学したものであって、卒業した大学の在学期間が4年に満たないもの又は認定連携法曹基礎課程を修了して本研究科に入学したものと及び第6条第1号の定める資格により入学したものに関しては、別表第3イ(1)欄に掲げる科目のうちその履修を免除されないものがあると教授会の議を経てされるときは、前項の規定にかかわらず、36単位から当該科目の単位数を除いた単位数を修得したものとみなす。ただし、第22条、第22条の2及び第23条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて36単位を超えない範囲で修得したものとみなすことを妨げない。
- 5 前2項に定める者で、認定連携法曹基礎課程を修了して本研究科に入学したもの又はこれらのものと同等の学識を有すると教授会が認めるものに関しては、教授会の議を経て、第22条、第22条の2及び第23条並びに前2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて52単位を超えない範囲で第1項に規定する単位を修得したものとみなすことができる。

(博士課程修了の要件)

第 30 条 博士課程修了の要件は、修士課程、前期課程又は専門職学位課程修了後、後期課程に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以

上在学し、次の区分に従い20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

- (1) 研究者養成プログラムについては、別表第2（イ）、高度社会人養成プログラムについては、別表第2（ロ）に掲げる演習 16単位
- (2) 研究者養成プログラムについては、別表第2（イ）、高度社会人養成プログラムについては、別表第2（ロ）に掲げる特殊講義及び外国文献研究のうち、4単位以上
- (3) 高度専門法曹養成プログラムについては、別表2（ハ）に掲げる演習14単位及び同表（ハ）に掲げる特殊講義のうち、6単位以上

(学位の授与)

第 31 条 所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 前項の修士又は博士の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

法学又は政治学

第 5 章 留 学

(留 学)

第 32 条 学生は第22条第1項又は第2項の規定に基づき、外国の大学院に留学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により留学した期間は、標準修業年限に算入する。

第 6 章 休 学

(休学の許可)

第 33 条 学生の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、研究科長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

- 2 休学期間は、通算して、前期課程及び専門職学位課程にあつては2年、後期課程にあつては3年を超えることはできない。

第 7 章 研究生，特別聴講学生，特別研究学生及び科目等履修生

(研究生)

第 34 条 研究生については、別に定める。

(特別聴講学生)

第 35 条 本研究科と協定している他大学の大学院の学生で、本研究科の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところに従い、所属大学院を経由して、研究科長に願い出るものとする。

- 2 特別聴講学生の受入れの時期は、その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし、聴講期間は、当該授業科目の開講期間とする。

(特別研究学生)

第 36 条 本研究科と協定している他大学の大学院の学生で、本研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は、別に定めるところに従い、所属大学院を経由して、研究科長に願い出るものとする。

- 2 特別研究学生の研究期間は、1年以内とする。ただし、必要と認めるときは、教授会の議を経て、期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第 36 条の2 科目等履修生については、別に定める。

第 8 章 教員の免許状

第 37 条 削除

第 9 章 補 則

(補 則)

第 38 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者については、改正後の神戸大学大学院法学研究科規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、神戸大学学則等を廃止する規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 2 条の規定による廃止前の神戸大学大学院法学研究科規則（以下「旧規則」という。）の規定の例による。ただし、平成 16 年度以降に後期課程に進学する学生にあっては、後期課程について新規則の規定を適用する。
- 3 旧規則第 2 条第 1 項に規定する経済関係法専攻、公共関係法専攻及び政治社会科学専攻は、新規則第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が、当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 旧規則の規定により存続するものとされた私法専攻、公法専攻及び法政策専攻は、新規則第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が、当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(中間附則略)

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 8 年 3 月 31 日において現に在学する者は、なお従前の例による。

別表第1 (博士課程前期課程)

(イ) 研究者養成プログラム

科目区分		授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	
前 期 課 程	演 習	法学政治学論文指導	4			
		法学政治学論文作成	4			
	特 殊 講 義	方法論	方法論特殊講義 (法学リサーチデザイン)	2	方法論特殊講義Ⅱ	2
			方法論特殊講義 (政治学リサーチデザイン)	2	方法論特殊講義Ⅲ	2
			方法論特殊講義Ⅰ	2		
		実定法学	実定法学特殊講義 (憲法)	2	実定法学特殊講義 (労働法)	2
			実定法学特殊講義 (行政法)	2	実定法学特殊講義 (社会保障法)	2
			実定法学特殊講義 (民法)	2	実定法学特殊講義 (環境法)	2
			実定法学特殊講義 (商法)	2	実定法学特殊講義 (経済法)	2
			実定法学特殊講義 (民事手続法)	2	実定法学特殊講義 (国際民事法)	2
	実定法学特殊講義 (刑事法)		2	実定法学特殊講義 (国際経済法)	2	
	実定法学特殊講義 (租税法)		2	実定法学特殊講義 (国際法)	2	
	実定法学特殊講義 (知的財産法)	2				
	基礎法学	基礎法学特殊講義 (比較法)	2			
		基礎法学特殊講義 (法史)	2			
基礎法学特殊講義 (法システム)		2				
基礎法学特殊講義 (法理論)		2				
政治学	政治学特殊講義 (国際関係論)	2	政治学特殊講義 (政治過程論)	2		
	政治学特殊講義 (政治理論)	2	政治学特殊講義 (行政学)	2		
	政治学特殊講義 (政治外交史)	2	政治学特殊講義 (現代政治)	2		
	政治学特殊講義 (西洋政治史)	2	政治学特殊講義 (比較政治)	2		
法政策	法政策特殊講義 (憲法問題分析)	2	法政策特殊講義 (法文化)	2		
	法政策特殊講義 (行政法政策論)	2	法政策特殊講義 (法思想)	2		
	法政策特殊講義 (行政法過程論)	2	法政策特殊講義 (ADR 論)	2		
	法政策特殊講義 (労働・社会保障法政策論)	2	エコノリーガル概論	2		
	法政策特殊講義 (競争政策法)	2	ELS-M セミナー	1		
	法政策特殊講義 (国際法政策論)	2				
外国文献研究	法学文献研究	2				
第11条第5項による増設科目 (注1)						
(修士論文) (注2)						
(リサーチペーパー) (注2)						

注1: 科目区分, 授業科目の名称, 単位数, 要件その他必要な事項については, 増設の都度定める。

注2: 修士論文, リサーチペーパーは, 合格後に登録されるため, 学生による履修登録の必要はない。

(ロ) 高度社会人養成プログラム

科目区分		授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
前 期 課 程	演 習	法学政治学論文指導	4	法学政治学第2論文指導	4
		法学政治学論文作成	4	法学政治学第2論文作成	4
	方法論	方法論特殊講義（法学リサーチデザイン）	2	方法論特殊講義Ⅱ	2
		方法論特殊講義（政治学リサーチデザイン）	2	方法論特殊講義Ⅲ	2
		方法論特殊講義Ⅰ	2		
	実定法学	実定法学特殊講義（憲法）	2	実定法学特殊講義（労働法）	2
		実定法学特殊講義（行政法）	2	実定法学特殊講義（社会保障法）	2
		実定法学特殊講義（民法）	2	実定法学特殊講義（環境法）	2
		実定法学特殊講義（商法）	2	実定法学特殊講義（経済法）	2
		実定法学特殊講義（民事手続法）	2	実定法学特殊講義（国際民事法）	2
		実定法学特殊講義（刑事法）	2	実定法学特殊講義（国際経済法）	2
		実定法学特殊講義（租税法）	2	実定法学特殊講義（国際法）	2
		実定法学特殊講義（知的財産法）	2		
	基礎法学	基礎法学特殊講義（比較法）	2		
		基礎法学特殊講義（法史）	2		
基礎法学特殊講義（法システム）		2			
基礎法学特殊講義（法理論）		2			
政治学	政治学特殊講義（国際関係論）	2	政治学特殊講義（政治過程論）	2	
	政治学特殊講義（政治理論）	2	政治学特殊講義（行政学）	2	
	政治学特殊講義（政治外交史）	2	政治学特殊講義（現代政治）	2	
	政治学特殊講義（西洋政治史）	2	政治学特殊講義（比較政治）	2	
法政策	法政策特殊講義（憲法問題分析）	2	法政策特殊講義（法文化）	2	
	法政策特殊講義（行政法政策論）	2	法政策特殊講義（法思想）	2	
	法政策特殊講義（行政法過程論）	2	法政策特殊講義（ADR論）	2	
	法政策特殊講義（労働・社会保障法政策論）	2	エコノリーガル概論	2	
	法政策特殊講義（競争政策法）	2	ELS-M セミナー	1	
	法政策特殊講義（国際法政策論）	2			
外国文献研究	法学文献研究	2			
第11条第5項による増設科目（注1）					
（修士論文）（注2）					
（リサーチペーパー）（注2）					

注1：科目区分、授業科目の名称、単位数、要件その他必要な事項については、増設の都度定める。
 注2：修士論文、リサーチペーパーは、合格後に登録されるため、学生による履修登録の必要はない。

(ハ) 削除

(二) グローバル異分野共創プログラム (KIMAP in Global Business Law)

科目区分	授 業 科 目	単位数	要 件	
前 期 課 程	演習	法学政治学論文作成	4	必 修
	社会科学基礎科目	KIMAP Intermediate Microeconomics	2	2単位 選択必修
		KIMAP Intermediate Macroeconomics	2	
		Business Economics	2	
		KIMAP Introduction to Management	2	
		KIMAP Introduction to Accounting	2	
	法律英語科目	Introduction to Legal English 1	2	6単位 選択必修
		Introduction to Legal English 2	2	
		Advanced Legal English 1	2	
		Advanced Legal English 2	2	
	実務科目	Internship	2	10単位 選択必修 (法律英語科目]及び「実務科目」 の選択必修6単位を超える 修得単位を算入可能)
		Short-term Internship	1	
	先端法学専門科目	Japanese Legal System I	2	
		Japanese Legal System II	2	
Asian Law		2		
Introduction to Common Law I		2		
Introduction to Common Law II		2		
Private International Law		1		
International Arbitration		2		
International Business Transactions		1		
Public International Law		1		
WTO Law		1		
International Investment Law	2			
異分野共創科目	経済学研究科及び経営学研究科が提供する異分野共創科目		2単位 選択必修 (「社会科学基礎科目」の 選択必修2単位を超える 修得単位を算入可能)	
第11条第5項による増設科目(注1)				
(修士論文)(注2)				
(リサーチペーパー)(注2)				
修得すべき単位数			30単位	

注1：科目区分、授業科目の名称、単位数、要件その他必要な事項については、増設の都度定める。

注2：修士論文、リサーチペーパーは、合格後に登録されるため、学生による履修登録の必要はない。

別表第2（博士課程後期課程）

（イ）研究者養成プログラム

科目区分	授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	
後 期 課 程	演 習	法学政治学論文指導	4		
		法学政治学論文作成	4		
	方法論	方法論特殊講義Ⅰ	2	方法論特殊講義Ⅲ	2
		方法論特殊講義Ⅱ	2		
	実定法学	実定法学特殊講義（憲法）	2	実定法学特殊講義（労働法）	2
		実定法学特殊講義（行政法）	2	実定法学特殊講義（社会保障法）	2
		実定法学特殊講義（民法）	2	実定法学特殊講義（環境法）	2
		実定法学特殊講義（商法）	2	実定法学特殊講義（経済法）	2
		実定法学特殊講義（民事手続法）	2	実定法学特殊講義（国際民事法）	2
		実定法学特殊講義（刑事法）	2	実定法学特殊講義（国際経済法）	2
		実定法学特殊講義（租税法）	2	実定法学特殊講義（国際法）	2
		実定法学特殊講義（知的財産法）	2		
	基礎法学	基礎法学特殊講義（比較法）	2		
		基礎法学特殊講義（法史）	2		
基礎法学特殊講義（法システム）		2			
基礎法学特殊講義（法理論）		2			
政治学	政治学特殊講義（国際関係論）	2	政治学特殊講義（政治過程論）	2	
	政治学特殊講義（政治理論）	2	政治学特殊講義（行政学）	2	
	政治学特殊講義（政治外交史）	2	政治学特殊講義（現代政治）	2	
	政治学特殊講義（西洋政治史）	2	政治学特殊講義（比較政治）	2	
法政策	法政策特殊講義（行政法政策論）	2	法政策特殊講義（競争政策法）	2	
	法政策特殊講義（行政法過程論）	2	法政策特殊講義（国際法政策論）	2	
	法政策特殊講義（労働・社会保障法政策論）	2	エコノリーガル概論	2	
			ELS-D セミナー	1	
外国文献研究	法学文献研究	2			
	ジョブ型研究インターンシップ（注1）	2			
	第11条第5項による増設科目（注2）				
	（博士論文）（注3）				

注1：ジョブ型研究インターンシップは、修了要件外単位とする。

注2：科目区分、授業科目の名称、単位数、要件その他必要な事項については、増設の都度定める。

注3：博士論文は、合格後に登録されるため、学生による履修登録の必要はない。

(ロ) 高度社会人養成プログラム

科目区分		授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
後 期 課 程	演 習	法学政治学論文指導	4		
		法学政治学論文作成	4		
	方法論	方法論特殊講義Ⅰ	2	方法論特殊講義Ⅲ	2
		方法論特殊講義Ⅱ	2		
	実定法学	実定法学特殊講義（憲法）	2	実定法学特殊講義（労働法）	2
		実定法学特殊講義（行政法）	2	実定法学特殊講義（社会保障法）	2
		実定法学特殊講義（民法）	2	実定法学特殊講義（環境法）	2
		実定法学特殊講義（商法）	2	実定法学特殊講義（経済法）	2
		実定法学特殊講義（民事手続法）	2	実定法学特殊講義（国際民事法）	2
		実定法学特殊講義（刑事法）	2	実定法学特殊講義（国際経済法）	2
		実定法学特殊講義（租税法）	2	実定法学特殊講義（国際法）	2
		実定法学特殊講義（知的財産法）	2		
		基礎法学	基礎法学特殊講義（比較法）	2	
	基礎法学特殊講義（法史）		2		
基礎法学特殊講義（法システム）	2				
基礎法学特殊講義（法理論）	2				
政治学	政治学特殊講義（国際関係論）	2	政治学特殊講義（政治過程論）	2	
	政治学特殊講義（政治理論）	2	政治学特殊講義（行政学）	2	
	政治学特殊講義（政治外交史）	2	政治学特殊講義（現代政治）	2	
	政治学特殊講義（西洋政治史）	2	政治学特殊講義（比較政治）	2	
法政策	法政策特殊講義（行政法政策論）	2	法政策特殊講義（競争政策法）	2	
	法政策特殊講義（行政法過程論）	2	法政策特殊講義（国際法政策論）	2	
	法政策特殊講義（労働・社会保障法政策論）	2	エコノミーガル概論	2	
			ELS-D セミナー	1	
実務法律 専攻科目	法文化	2	ADR 論	2	
	法思想	2			
外国文献研究	法学文献研究	2			
	ジョブ型研究インターンシップ（注1）	2			
	第11条第5項による増設科目（注2）				
	（博士論文）（注3）				

注1：ジョブ型研究インターンシップは、修了要件外単位とする。

注2：科目区分、授業科目の名称、単位数、要件その他必要な事項については、増設の都度定める。

注3：博士論文は、合格後に登録されるため、学生による履修登録の必要はない。

(ハ) 高度専門法曹養成プログラム

科目区分		授 業 科 目	単位数
後 期 課 程	演 習	TLP 論文導入演習	2
		法学政治学論文指導	4
		法学政治学論文作成	4
	高度専門法曹 特殊講義	租税手続法・争訟法	2
		企業課税（国際租税）	2
		租税法判例・事例研究	2
		独占禁止法実務Ⅰ	2
		独占禁止法実務Ⅱ	2
		独占禁止法判例・事例研究	2
		知的財産訴訟	2
		知的財産契約	2
		知的財産法判例・事例研究	2
		労働法判例研究	2
		エンタテインメント法実務	2
Dispute Management for International Business 1	2		
Dispute Management for International Business 2	2		
	ジョブ型研究インターンシップ（注1）		
	第11条第5項による増設科目（注2）		
	（博士論文）（注3）		

注1：ジョブ型研究インターンシップは、修了要件外単位とする。

注2：科目区分、授業科目の名称、単位数、要件その他必要な事項については、増設の都度定める。

注3：博士論文は、合格後に登録されるため、学生による履修登録の必要はない。

別表第3 専門職学位課程 (法科大学院)

	科目区分	授業科目	単位	要件		
専門職学位課程	イ 法律基本科目	(1) 基礎科目	憲法基礎	4	未修者コースのみ履修可能	必修
			民法基礎 I	4		
			民法基礎 II	4		
			民法基礎 III	4		
			商法基礎	4		
			刑法基礎 I	4		
			刑法基礎 II	2		
			法解釈基礎 I	1		
			法解釈基礎 II	1		
			行政法基礎	2		
			民事訴訟法基礎	3		
			刑事訴訟法基礎	3		
			(2) 応用科目	対話型演習憲法		
		対話型演習行政法 I		2		
		対話型演習行政法 II		2		
		対話型演習民法 I (財産法 I)		2		
		対話型演習民法 II (財産法 II)		2		
		対話型演習商法 I		2		
		対話型演習商法 II		2		
		対話型演習民事訴訟法		2		
	対話型演習刑法 I	2				
	対話型演習刑法 II	2				
	対話型演習刑事訴訟法	2				
	家族法	2				
	応用憲法	1				
	応用民事訴訟法	1				
	応用刑事訴訟法	1				
	ロ 展開・先端科目	R&Wゼミ憲法		1	注 1	
		R&Wゼミ民法		1		
		R&Wゼミ商法	1			
		R&Wゼミ民事訴訟法	1			
		R&Wゼミ刑事法	2			
		商取引法	1			
		先端実務租税法判例・事例研究	2	自由選択		
		先端実務独占禁止法判例・事例研究	2			
	先端実務知的財産法判例・事例研究	2				
	ロ 展開・先端科目	倒産法 I	2	4単位 選択必修		
		倒産法 II	2			
		租税法 I	2			
		租税法 II	2			
		経済法 I	2			
経済法 II		2				
特許法		2				
著作権法		2				
労働法 I		2				
労働法 II		2				
環境行政法		2				
環境訴訟		2				
国際法 I		2				
国際法 II		2				
国際私法 I		2				
国際私法 II		2				
比較憲法		2				
上場会社法		2				
保険法		2				
民事執行・保全法		2				
刑事学		2				
商標不正競争法		1	12単位 選択必修			
国際経済法		2				
消費者法	2					
社会保障法	2					
ADR論	2					

	法学研究入門演習	2	
	法学研究論文演習	2	
	R&Wゼミ倒産法 I	1	注 1
	R&Wゼミ租税法 I	1	
	R&Wゼミ経済法 I	1	
	R&Wゼミ知的財産法 I	1	
	R&Wゼミ労働法 I	1	
	R&Wゼミ環境法	1	
	R&Wゼミ国際法	1	
	R&Wゼミ国際私法 I	1	
ハ 隣接科目 基礎法学・	法文化	2	
	法思想	2	
	英米法	2	
	ヨーロッパ法	2	
	アジア法	2	
	中国法	2	
ニ 法律実務基礎科目	ローヤリング	2	4単位 選択必修
	エクスターンシップ	2	
	海外エクスターンシップ	2	
	公法系訴訟実務基礎	1	
	民事裁判演習	2	
	刑事裁判実務	2	
	実務刑事法総合	2	
	ワークショップ企業内法務	2	
	R&Wゼミ企業法務	2	
	対話型演習法曹倫理	2	必修
	対話型演習民事裁判実務	2	
	対話型演習刑事手続実務	2	
	法律文書作成演習 I	1	
	法律文書作成演習 II	1	
第12条第2項による増設科目（注2）			
修得すべき単位数		99単位（既修者コースは第29条第3項，第4項又は第5項により修得したとみなされる単位を含む。）	

注1：全R&Wゼミから2単位選択必修

注2：授業科目の名称，単位数，科目区分，要件その他必要な事項については，増設の都度定める。

神戸大学学位規程法学研究科細則

[平成16年4月1日制定]

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、神戸大学学位規程（平成16年4月1日制定。以下「規程」という。）第24条の規定に基づき、本研究科において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

(修士論文の提出期限及び論文題目の届出)

第 2 条 規程第7条第1項に規定する修士論文の提出期限は、3月修了予定者については1月31日、9月修了予定者については7月31日とする。ただし、当該提出期限が、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下これらを「休日」という。）に当たるときは、その次の平日をもってその提出期限とする。

2 前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、特別の理由があると認めるときは、提出期限を変更することができる。

3 修士論文を提出しようとする者は、前2項に定める論文提出期限の3月前までに指導教員の承認を得て、論文の題目及び学位授与を希望する専攻分野名を研究科長に届け出なければならない。

(博士論文の提出期間)

第 3 条 規程第7条第1項に規定する博士論文の提出期間は、3月修了予定者については、10月11日から翌年1月10日（ただし、その日が休日に当たるときは、その次の平日）まで、9月修了予定者については、4月11日から7月10日（ただし、その日が休日に当たるときは、その次の平日）までとする。ただし、教授会の議を経て、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 規程第7条第1項に規定する博士論文は、前項に定める論文提出期間の最終日の3月前までに指導教員の承認を得て、論文の題目及び学位授与を希望する専攻分野名を研究科長に届け出なければならない。

3 規程第10条及び第13条第1項に規定する学位論文は、随時提出することができる。

(審査委員)

第 4 条 規程第8条第1項及び第2項に規定する審査委員は、2人とする。

2 前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、審査のため必要があると認めるときは、前項の審査委員のほか、本研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(最終試験及び試験の実施期日)

第 5 条 規程第9条に規定する最終試験は、2月11日から3月10日まで、及び8月21日から9月10日までの期間内に行うものとする。ただし、教授会の議を経て、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 規程第11条に規定する試験は、論文審査の終了後1月以内に行うものとする。

(試問委員)

第 6 条 規程第12条第2項に規定する試問（以下「試問」という。）については、教授会の議を経て、5人以上の試問委員を選定する。

2前項の場合において、教授会の議を経て、必要があると認めるときは教授以外の者にも試問を委嘱することができる。

3 試問委員は、論文審査委員であることを妨げない。

(試問の範囲)

第 7 条 試問は、本研究科における授業科目のうち、教授会の議を経て定めるもの及び外国語について行う。

2 前項の規定にかかわらず、教授会は、学位申請者の経歴、論文の内容等を考慮して、必要があると認めるときは、本研究科における授業科目以外の科目について、試問を行うことができる。

3 外国語についての試問は、学位申請者の願出により、英語、ドイツ語及びフランス語のうち2種類について行う。ただし、学位申請者が本文指定の外国語に代えて、その他の外国語による試問を願い出るときは、教授会の議を経て、1種類に限り承認することができる。

4 学位申請者が外国人である場合には、教授会の議を経て、試問する外国語の種類を決定する。

(試問の範囲の決定及び通知)

第 8 条 研究科長は、規程第 10 条第 1 項に規定する学位論文の提出があったときは、速やかに試問する科目及び外国語の種類を決定し、学位申請者に通知する。

(試問の実施期日)

第 9 条 試問は、原則として論文審査の終了後 1 月以内に行うものとし、実施期日はその都度学位申請者に通知する。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 3 年 3 月 31 日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 5 年 3 月 31 日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

神戸大学大学院法学研究科博士課程学生の履修等に関する細則

平成16年4月1日制定
令和4年12月21日最終改正

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、神戸大学大学院法学研究科規則（以下、「規則」という。）に基づき、同研究科博士課程法学政治学専攻の授業、履修、修了要件等に関する必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の重複履修・規則第11条関係)

第 2 条 前期課程の学生は、規則別表第1に掲げる演習及び外国文献研究に限り、同一名の授業科目を重複して履修し、単位を修得することができる。規則第14条に定める研究指導の担当教員（以下、「指導教員」という。）が特に認めた場合には、別表第1に掲げる特殊講義を重複して履修し、単位を修得することができる。ただし、教授会で別の定めをした場合には、この限りでない。

2 後期課程の学生は、規則別表第2に掲げる演習及び外国文献研究に限り、同一名の授業科目を重複して履修し、単位を修得することができる。指導教員が特に認めた場合には、規則別表第2の(イ)、(ロ)及び(ハ)に掲げる特殊講義を重複して履修し、単位を修得することができる。ただし、教授会で別の定めをした場合には、この限りでない。

3 学生は、演習の単位を、次の各号に掲げる区分に応じ、各号に掲げる単位数を超えて履修し、単位を修得することができない。

イ 研究者養成プログラム及び高度社会人養成プログラム

「法学政治学論文指導」12単位及び「法学政治学論文作成」4単位

ただし、高度社会人養成プログラムの学生は、指導教員が特に認めた場合に限り、指導教員担当の演習に加えて2つ目の演習（以下、「第2演習」という。）「法学政治学第2論文指導」及び「法学政治学第2論文作成」を履修し、次のいずれかのおり単位を修得することができるものとする。

① 規則第26条第3項の適用がある場合

「法学政治学論文指導」12単位、「法学政治学論文作成」4単位、「法学政治学第2論文指導」4単位及び「法学政治学第2論文作成」4単位

② その他の場合

「法学政治学論文指導」4単位、「法学政治学論文作成」4単位、「法学政治学第2論文指導」4単位及び「法学政治学第2論文作成」4単位

ハ 高度専門法曹養成プログラム

「TLP 論文導入演習」2単位及び「法学政治学論文指導」8単位及び「法学政治学論文作成」4単位

(演習を履修すべき学期・規則第11条第1項関係)

第 3 条 前期課程の学生は、「法学政治学論文作成」を、原則として、規則第24条第1項に定める学位論文又は同2項に定める特定の課題についての研究の成果を提出する学期に履修し、修得しなければならない。

2 後期課程研究者養成プログラム学生は規則別表第2(イ)、後期課程高度社会人養成プログラム学生は規則別表第2(ロ)、に掲げる演習のうち、「法学政治学論文作成」を、原則として、学位論文又は別に定めるところにより提出を要求される論文（以下、「単位修得論文」という。）を、提出する学期に履修し、修得しなければならない。

3 後期課程高度専門法曹養成プログラムの学生は、規則別表第2（ハ）に掲げる演習について、原則として、「TLP 論文導入演習」を、入学直後の学期に、「法学政治学論文作成」を、学位論文又は別に定めるところにより提出を要求される論文（以下、「単位修得論文」という。）を提出する学期に、それぞれ履修し、修得しなければならない。

（後期課程学生の前期課程科目の履修・規則第11条第2項関係）

第4条 後期課程の学生は、規則別表第1（イ）に掲げる特殊講義及び外国文献研究の授業科目を履修することができる。

（専門職学位課程授業科目の履修・規則第1条第3項関係）

第5条 規則別表第3に掲げる授業科目のうち、博士課程の学生が履修できるものは、年度ごとに別に定める。

2 博士課程の学生が前項の授業科目を履修するには、個別の科目ごとに、指導教員及び当該授業科目を担当する教員の許可を得なければならない。

3 前項の指導教員及び授業科目を担当する教員は、当該授業が終了するまでの期間、前項の許可をいつでも取り消すことができる。許可が取り消された場合、学生が行った授業の履修登録は無効とする。

（他の研究科が開設する授業科目の履修・規則第11条第4項関係）

第6条 規則第11条第4項に定める他の研究科が開設する授業科目は、演習及び本研究科の授業科目と合併で行われる授業科目を除く、他の研究科が開設する授業科目とし、修得する単位数は同研究科における当該授業科目の単位数とする。

（提出すべき書類・規則第15条第1項関係）

第7条 学生は、学期ごとに、指導教員の承認を得て、定められた期日までに、当該学期に履修する授業科目を届け出なければならない。

2 学生は、入学直後の学期の定められた期日までに、指導教員の承認を得て、研究計画書を提出しなければならない。

3 学生は、学位論文を提出しようとする場合には、指導教員の承認を得て、論文の提出期限の3ヶ月前までに、論文題目・専攻分野届を提出しなければならない。

（他プログラム科目の履修・規則第15条第2項関係）

第8条 本研究科のKIMAP in Global Business Lawの学生以外の学生が規則別表第1（ニ）に掲げる授業科目を履修する場合には、研究上の必要性を明らかにして、指導教員の承認を得なければならない。ただし、教授会で別の定めをした場合には、この限りでない。

（他の研究科等の授業科目の履修・規則第15条第3項関係）

第9条 学生が、他の研究科の授業科目又は他の学部の授業科目を履修する場合には、研究上の必要性を明らかにして、指導教員の承認を得なければならない。

（成績を合、否とする授業科目・規則第21条第3項関係）

第10条 在外研究特殊講義の成績は、合、否とし、合をもって合格とする。

（外国大学院における既修得単位の認定・規則第23条関係）

第11条 学生が本研究科に入学する前に、本研究科と協定している外国の大学の大学院の授業科目を履修し、単位を修得した場合は、15単位を限度として、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす。

（前期課程に在籍する学生の単位の充当・規則第25条第3項関係、第26条第4項関係）

第12条 前期課程学生は、修得した規則別表第3に掲げる授業科目の単位数を、規則第25条第1

項第2号及び第26条第1項第2号本文に規定する単位数に充当することができる。

(第2演習・規則第26条第1項関係)

第13条 「法学政治学第2論文作成」は「法学政治学第2論文指導」を履修し、単位を修得した後でなければ、履修し、単位を修得することができない。

2 「法学政治学第2論文作成」は、原則として、別に定めるところにより提出を要求される特定の課題についての研究の成果（以下、「第2論文」という。）を提出する学期に履修し、単位を修得しなければならない。

3 「法学政治学第2論文指導」及び「法学政治学第2論文作成」の単位を規則第26条第1項又は規定する修了要件に充当するには、第2論文を提出しなければならない。

4 第2演習を担当する教員の決定及び第2論文の要件については、別に定める。

(他大学の大学院学生が本研究科の特別聴講学生を志願する手続・規則第35条関係)

第14条 他大学の大学院学生が本研究科の特別聴講学生を志願する場合には、当該大学と本学との協定に基づき、当該大学を経て、願書を提出しなければならない。

(他大学の大学院学生が本研究科において特別研究学生として研究指導を受ける手続・規則第36条関係)

第15条 他大学の大学院学生が本研究科において特別研究学生として指導を受けることを志願する場合には、当該大学と本学との協定に基づき、当該大学を経て、願書を提出しなければならない。

(前期課程学生による法学部科目の履修・規則第38条関係)

第16条 高度社会人養成プログラムの学生は、神戸大学法学部において開設されている専門科目（基礎科目、演習科目、応用研究科目、応用法律科目、外国書講読科目を除く。）を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の許可を得るためには、学生は、当該科目を履修する研究上の必要性を明らかにして、指導教員の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

修士論文及びリサーチ・ペーパーに関する内規

平成16年4月1日確認
令和6年1月24日最終改正

- 1 神戸大学大学院法学研究科規則第24条第1項に定める修士の学位論文（以下、「論文」という。）及び同2項に定める特定の課題についての研究の成果（以下、「リサーチ・ペーパー」という。）は、に掲げる日を提出期限とする。
3月修了予定者：1月31日
9月修了予定者：7月31日
上記に示された日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たる場合には、その次の平日を提出期限とする。なお、論文及びリサーチ・ペーパーを提出する場合は、指導教員の承認を得て、論文の提出期限の3ヶ月前までに、論文題目・専攻分野届を提出しなければならない。
- 2 論文及びリサーチ・ペーパーは日本語で論述するものとする。論文は30,000字以上、リサーチ・ペーパーは20,000字以上であることを要するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、指導教員の承認を得て、日本語以外の言語で論述することができる。この場合、英語による論文は10,000語以上、リサーチ・ペーパーは、7,500語以上を要するものとする。他の言語の場合は日本語又は英語の場合に準じる。
- 3 前項の規定にかかわらず、KIMAP in Global Business Lawの論文及びリサーチ・ペーパーは、英語で論述するものとし、論文は、12,000語以上、リサーチ・ペーパーは、7,500語以上であることを要するものとする。
- 4 論文及びリサーチ・ペーパーを提出する場合には、同時に、日本語1,000字程度又は英語500語程度の論文要旨を提出しなければならない。
- 5 学位規程第8条に規定する審査委員は、指導教員を含め2名とする。ただし、後期課程研究者養成プログラムへ進学を希望するものについては、指導教員を含め3名とする。指導教員を主査とし他の審査委員を副査とする。
- 6 最終試験は、提出された学位論文を中心として、審査委員による口頭試問を行う。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

課程博士論文に関する内規

平成 30 年 1 月 24 日制定

平成 30 年 5 月 16 日最終改正

- 1 神戸大学大学院法学研究科規則第 30 条第 1 項に定める博士の学位論文（以下、「論文」という。）は、次に掲げる日を提出期限とする。

3 月修了予定者：1 月 10 日

9 月修了予定者：7 月 10 日

上記に示された日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日に当たる場合には、その次の平日を提出期限とする。

なお、論文を提出する場合は、指導教員の承認を得て、論文の提出期限の 3 ヶ月前までに、論文題目・専攻分野届を提出しなければならない。

- 2 論文は日本語で論述するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、指導教員の承認を得て、日本語以外の言語で論述することができる。
- 3 論文を提出する場合には、同時に学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに日本語又は英語による論文要旨を提出しなければならない。
- 4 学位規程第 8 条に規定する審査委員は、本研究科の教員から指導教員を含め 3 名とする。ただし、審査のため必要のある場合には、審査委員 3 名のうち 1 名を、他研究科若しくは他大学院・研究所等の教授等とすることができる。指導教員を主査とし他の審査委員を副査とする。
- 5 審査委員は、提出された学位論文について、別に定める学位論文評価基準に基づき審査を行う。最終試験は、提出された学位論文を中心として、審査委員による口頭試問を行う。

附 則

この内規は、平成 30 年 5 月 16 日から施行する。

修士号及び博士号上位表彰実施要領

[令和元年9月11日 決定]

(趣 旨)

第 1 条 修士号及び博士号の上位表彰の実施に関し必要な事項を定める。

(表彰対象)

第 2 条 この要領における表彰の対象者は、次の各号に掲げる教育プログラム又はコースを修了するものとする。

(1) 平成29年度以前の入学者

- ①博士課程前期課程研究者コース
- ②博士課程前期課程専修コース
- ③博士課程後期課程研究者コース

(2) 平成30年度以降の入学者

- ①博士課程前期課程研究者養成プログラム
- ②博士課程前期課程高度社会人養成プログラム（社会人特別入試による入学者を除く）
- ③博士課程後期課程研究者養成プログラム

(表彰基準)

第 3 条 次の各号に掲げる要件を満たした場合に各号に該当する表彰を行うものとする。

(1) 秀逸 3名以上が論文審査委員を担当する場合で、すべての論文審査委員が90点以上の成績をつける場合

(2) 優秀 すべての論文審査委員が85点以上の成績をつける場合

(表彰方法)

第 4 条 前条の表彰は、研究科長名義の証明書 (certificate) を発行する形で行うものとする。

(表彰の日本語及び英語表記)

第 5 条 前条の証明書における表彰の日本語及び英語表記は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 秀逸

- ①修士号での日本語表記 修士（法学）秀逸，又は
修士（政治学）秀逸
- ②修士号での英語表記 Master in Laws, *summa cum laude*, or
Master in Political Science, *summa cum laude*
- ③博士号での日本語表記 博士（法学）秀逸，又は
博士（政治学）秀逸
- ④博士号での英語表記 Doctor of Philosophy in Law, *summa cum laude*, or
Doctor of Philosophy in Political Science, *summa cum laude*

(2) 優秀

- ①修士号での日本語表記 修士（法学）優秀，又は
修士（政治学）優秀
- ②修士号での英語表記 Master in Laws, *magna cum laude*, or
Master in Political Science, *magna cum laude*
- ③博士号で日本語表記 博士（法学）優秀，又は

博士（政治学）優秀

④博士号での英語表記

Doctor of Philosophy in Law, *magna cum laude*, or

Doctor of Philosophy in Political Science, *magna cum laude*

（表彰の利用）

第 6 条 表彰を受けた者は、履歴書等においてこれを表示することができる。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から実施する。

法学研究科博士課程後期課程の演習の単位修得等に関する内規

平成16年4月1日制定

平成30年5月16日最終改正

- 1 指導教員は、神戸大学大学院法学研究科博士課程学生の履修に関する細則第3条第2項及び第3項に規定する単位修得論文の評価につき、教授会が指定する1名の教員の意見を聞くものとする。この場合、同論文の評価に関して面接を行うことがある。
- 2 学生は後期課程第2年次以降、「法学政治学論文作成」を履修登録した学期に単位修得論文を提出することができる。
なお、単位修得論文を提出する場合は、指導教員の承認を得て、論文の提出期限の3ヶ月前までに、論文題目を提出しなければならない。
- 3 単位修得論文は、日本語で論述するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、指導教員の承認を得て、日本語以外の言語で論述することができる。
- 4 単位修得論文は、日本語の場合は30,000字以上、英語の場合は10,000語以上であることを要する。他の言語の場合は日本語又は英語の場合に準じる。
- 5 単位修得論文を提出する場合には、日本語1,000字程度又は英語500語程度の論文要旨を提出しなければならない。
- 6 後期課程に3年以上在学し、かつ本研究科所定の単位を修得した学生が本研究科を退学する場合には、その学生に対して、別表の様式による修学証書を授与する。

(別表)略

附 則

この内規は、平成30年5月16日から施行する。

エコノリーガル大学院プログラムに関する申合せ

〔令和4年3月7日制定〕

(趣 旨)

第1 エコノリーガル大学院プログラム（以下「プログラム」という。）は、法学研究科及び経済学研究科教員による指導体制の下に、高度な専門的研究能力と法学政治学・経済学の複眼的問題解決能力を国際的に発揮し得る人材の育成を目的とする。

(構成と対象)

第2 プログラムは、博士課程前期課程プログラム（以下「ELS-Mプログラム」という。）及び博士課程後期課程プログラム（以下「ELS-Dプログラム」という。）により構成する。

2 ELS-Mプログラムにおいては、法学研究科及び経済学研究科の博士課程前期課程に在学する者を、ELS-Dプログラムにおいては、全研究科の博士課程後期課程（博士課程を含む。）に在学する者を対象とする。

(定 員)

第3 プログラムの定員は、ELS-Mプログラム及びELS-Dプログラムの各学年につき4名程度、総定員は20名程度とする。

(アドバイザー)

第4 法学研究科及び経済学研究科に在学する履修者の指導は、所属研究科の指導教員に加えて、他方の研究科の教員がアドバイザーとなり、履修者に助言する。法学研究科及び経済学研究科以外の研究科に在学する履修者の指導は、法学研究科又は経済学研究科の教員がアドバイザーとなり、履修者に助言する。

(運営会議)

第5 プログラムに、エコノリーガル大学院プログラム運営会議（以下「運営会議」という。）を置き、プログラムに関する事項を総括する。

2 運営会議は、法学研究科及び経済学研究科に配置された教員若干名から構成され、運営会議の構成員については両研究科教授会の議を経るものとする。

3 運営会議の構成員の互選により議長を選出する。議長は、運営会議を主宰する。

4 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない、運営会議の議事は、出席した構成員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 運営会議は、以下に掲げる事項について審議する。

- ① プログラム履修者の決定及び辞退に関する事項
- ② カリキュラムに関する事項
- ③ プログラムの修了認定に関する事項
- ④ その他プログラムの運営に関し必要な事項

(プログラム履修者の募集及び決定等)

第6 履修者の募集は、原則として、ELS-Mプログラムは6月～7月頃に、ELS-Dプログラムは4月頃に行う。履修者が定員に満たない場合は、追加募集を行うことがある。

2 履修希望者は、所定の期日までに所属研究科の指導教員の承認を得た上で、所属研究科長を経て、所定の申込書を運営会議へ提出しなければならない。

(ELS-M プログラムの修了要件)

第7 ELS-M プログラムの修了要件は、①～⑤の要件をすべて満たすこととする。

- ① 「エコノリーガル概論」2単位を修得すること。
- ② 「ELS-M セミナー」を2単位（1単位×2回）以上修得すること。なお、継続して3回受講することが望ましい。
- ③ 海外において、英語による研究報告を1回以上行うこと。ただし、状況によって、国内又はオンラインで開催する国際ワークショップ等における英語による研究報告で替えることができる。
- ④ 英文による研究成果を1篇以上提出すること。
- ⑤ ③に定める研究報告又は④に定める研究成果には、法学政治学と経済学の複眼思考が含まれていなければならない。

(ELS-D プログラムの修了要件)

第8 ELS-D プログラムの修了要件は、①～⑤の要件をすべて満たすこととする。なお、ELS-D プログラムは、海外の大学等の教員による指導を受ける機会を履修者に提供するよう努めるものとする。

- ① 「エコノリーガル概論」2単位を修得すること。ただし、博士課程前期課程で修得している場合は不要とする。
- ② 「ELS-D セミナー」を3単位（1単位×3回）以上修得すること。
- ③ 海外において、英語による研究報告を1回以上行うこと。ただし、状況によって、国内又はオンラインで開催する国際ワークショップ等における英語による研究報告で替えることができる。
- ④ 英文による研究成果を1篇以上提出すること。
- ⑤ ③に定める研究報告又は④に定める研究成果には、法学政治学と経済学の複眼思考が含まれていなければならない。ただし、法学研究科又は経済学研究科以外に所属する履修者の場合は、所属する研究科の専門分野と法学政治学又は経済学のいずれかとの複眼思考が含まれていればよい。

(修了証書)

第9 ELS-M プログラムを修了した者及びELS-D プログラムを修了した者には、法学研究科長と経済学研究科長の連名による修了証書及びオープンバッジを授与する。

(各研究科規則の適用関係)

第10 この申合せに定めるもののほか、修学上の必要な事項については、所属研究科が定める研究科規則の規定によるものとする。

(その他)

第11 この申合せに定めるもののほか、このプログラムの実施に関し必要な事項は、運営会議が定める。

別記様式（略）

附 則

- 1 この申合せは、令和4年4月1日から施行する。
- 2 神戸大学エコノリーガル大学院プログラム実施要項（令和元年9月18日制定）、神戸大学エコノリーガル大学院プログラム運営会議要項（令和元年9月18日制定）及びエコノリーガル大学院

プログラム修了要件の代替措置に関する申し合わせ（令和3年7月13日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この申合せは、令和6年4月1日から施行する。

末延財団グローバル比較法サーティフィケートに関する内規

[令和7年2月19日制定]

(趣 旨)

- 第 1 条 公益財団法人末延財団の寄附に基づく寄附講座である末延財団グローバル比較法講座の教育プログラムの一環として、神戸大学大学院法学研究科（以下「法学研究科」という。）において、末延財団グローバル比較法サーティフィケート（以下「サーティフィケート」という。）を発行する。
- 2 本内規は、サーティフィケートの発行に関し必要な事項を定める。

(対 象)

- 第 2 条 サーティフィケートの発行は、法学研究科博士課程前期課程の研究者養成プログラム及び高度社会人養成プログラムに在学する者を対象とする。

(取得登録)

- 第 3 条 サーティフィケートの取得を希望する者は、第1年次前期初めの指定した期間内にサーティフィケート取得登録の申請を行うものとする。

(サーティフィケート発行要件)

- 第 4 条 サーティフィケートの発行は、神戸大学大学院法学研究科規則別表第1（二）のグローバル異分野共創プログラム「法律英語科目」及び「先端法学専門科目」並びに大学院教務委員会が指定する科目から10単位以上を修得することを要件とする。

(サーティフィケートの発行)

- 第 5 条 サーティフィケートの発行は、各学期末に行う。
- 2 サーティフィケートの発行を受けようとする者は、発行を受けようとする学期の指定された期間内に、神戸大学大学院法学研究科長（以下「研究科長」という。）に対し、発行の申請をしなければならない。この申請は、発行を受けようとする者が法学研究科に在学している間でなければならない。
- 3 研究科長は、前項の申請をした者が前条に定める修了要件を満たしていると認めるときは、法学研究科教授会の議を経て、当該申請をした者についてサーティフィケートを発行する。
- 4 前項の発行があったときは、神戸大学オープンバッジの発行に関する申合せ（令和4年11月2日大学教育推進委員会決定）の定めるところにより、当該発行を受けた者に当該学期末にオープンバッジを発行する。

(その他)

- 第 6 条 本内規に定めるもののほか、本プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 本内規は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 本内規が施行されている間、KIMAP in Global Business Law サーティフィケートに関する内規は、その施行を停止する。ただし、本内規の施行の際現に法学研究科博士課程前期課程の研究者養成プログラム又は高度社会人養成プログラムに在学する者については、この限りでない。

神戸大学准認証アーキビスト養成プログラムに関する申合せ

[令和6年11月20日制定]

人文学研究科，法学研究科，地域連携推進本部，DX・情報統括本部情報基盤センター及び大学文書史料室は，神戸大学准認証アーキビスト養成プログラムの実施について，下記のとおり申し合わせる。

(目 的)

第1 神戸大学准認証アーキビスト養成プログラム（以下「プログラム」という。）は，プログラムを履修する者に，独立行政法人国立公文書館が認定する准認証アーキビストの資格取得に必要な知識・技能等を修得させるため，大学院博士課程前期課程の科目を履修させることを目的とする。

(対 象)

第2 プログラムを履修することができる者は，神戸大学大学院に在籍する学生（特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生及び研究生を除く。）とする。

(協力部局等)

第3 プログラムの運用に当たっては，次に掲げる部局等（以下「協力部局等」という。）が協力する。

(※建制順)

- ① 人文学研究科
- ② 法学研究科
- ③ 地域連携推進本部
- ④ DX・情報統括本部情報基盤センター
- ⑤ 大学文書史料室
- ⑥ その他連絡会議が必要と認めた部局等

2 プログラムの運用に係る全体の調整は，大学文書史料室が担当する。

(連絡会議)

第4 協力部局等の連携を密にし，情報交換及び意見交換を行うことでプログラム運用の実効性を高めるため，神戸大学准認証アーキビスト養成プログラム連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は，次に掲げる事項について情報交換及び意見交換を行う。

- ① カリキュラムに関する事項
- ② その他プログラムの運営に関し必要な事項

3 連絡会議の構成員は，大学文書史料室長，及び協力部局等に配置された教員各1名とする。ただし，議長は，必要があると認めるときは，その他の者の出席を求めることができる。議長は，大学文書史料室長をもって充てる。

(資格申請)

第5 プログラムの履修者が准認証アーキビストの資格を得るにあたっては，別表に掲げるプログラム提供科目（計12単位）をすべて履修し単位を修得した上で，自ら必要書類を揃え国立公文書館に認定を申請するものとする。

(各研究科規則の適用関係)

第6 この申合せに定めるもののほか，修学上の事項については，プログラムの各履修者が所属する研究科が定める研究科規則の規定によるものとする。

(その他)

第7 この申合せに定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、協力部局等の協議により定める。

附 則

この申合せは、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5関係）

授業科目名	開設部局	単位数	必修・選択	科目分類	開講に協力する部局等
アーカイブズ学特殊研究	人文	2	必修	M	大学文書史料室(※)、 地域連携推進本部
アーカイブズ活用研究	人文	2	必修	M	人文学研究科
アーカイブズ活用演習	人文	2	必修	M	人文学研究科
アーカイブズ古文書特殊研究	人文	2	必修	M	人文学研究科
アーカイブズ情報管理特殊研究	人文	2	必修	M	DX・情報統括本部情報 基盤センター
法学基礎論特殊講義	法学	1	必修	M	法学研究科
アーキビストと法特殊講義	法学	1	必修	M	法学研究科

人文：人文学研究科、法学：法学研究科、M：博士課程前期課程、(※)：主担当

神戸大学大学院法学研究科博士課程学生の 試験等における不正行為に関する内規

〔平成 19 年 10 月 17 日制定〕

〔令和元年 7 月 17 日改正〕

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、博士課程における法学研究科規則第 20 条第 2 項に定める筆記試験等に関し、その不正行為の取扱いについて定める。

(不正行為の取扱い)

第 2 条 学生が、単位認定に関する筆記試験、レポートの提出、その他の場合において不正行為を行った場合には、当該学期に履修登録した全科目の成績を不可とする。ただし、法学研究科規則別表第 1 及び別表第 2 に掲げる演習については、教育上の配慮に基づき、不可としないことができる。

2 前項の学生は、反省文を提出しなければならない。

(懲戒との関係)

第 3 条 前条の適用は、神戸大学学生懲戒規則に基づく懲戒を妨げない。

附 則

この内規は、平成 19 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年 7 月 17 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

神戸大学大学院法学研究科博士課程学生の成績評価基準等に関する細則

[平成 26 年 2 月 10 日制定]

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、法学研究科規則第 21 条の 2 の規定により、博士課程におけるその評価基準を定める。

(成績評価の基準)

第 2 条 成績評価の基準は、秀を 90 点以上 100 点以下、優を 80 点以上 90 点未満、良を 70 点以上 80 点未満、可を 60 点以上 70 点未満、不可を 0 点以上 60 点未満とする。

(成績評価の方法)

第 3 条 各授業科目の成績評価の方法は、当該授業科目を担当する教員が、受講生に明示するものとする。

(成績評価の確認)

第 4 条 各学期の成績評価終了後、適切な時期に、教務委員会及び教授会において、成績評価の分布状況を確認するものとする。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

神戸大学大学院法学研究科博士課程学生の成績評価 不服申立に関する内規

〔平成19年12月19日〕
教授会決定

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、法学研究科規則第 21 条第 1 項に定める成績評価に関し、不服がある場合の取扱いについて定める。

(不服申立ができる場合)

第 2 条 学生は、授業科目の成績評価につき不服がある場合には、不服申立を行うことができる。

(不服申立の理由)

第 3 条 学生が前条の不服申立を行う場合には、不服の理由を具体的に示さなければならない。

(不服申立の手続)

第 4 条 学生は第 2 条の不服申立を行う場合には、不服申立を行う授業科目名、担当教員名、不服の内容及び前条の不服の理由を記載した書面を教務グループに提出しなければならない。

2 前項の書面は、当該成績が通知された日から 2 週間以内に提出しなければならない。ただし、当該期間内に書面を提出できなかったことにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、学生は、修了を予定する学期の授業科目に限り、第 1 項の書面を当該成績が通知された日から 1 週間以内に提出しなければならない。

4 追試験の実施又は集中講義等により通常の期末試験期間以外の時期に試験等が行われた場合であって、やむを得ない事由があると研究科長が認めるときには、第 2 項または第 3 項に定める期間を短縮することができる。

(不服申立への対応)

第 5 条 第 2 条の不服申立が行われた場合、当該成績評価を行った教員は、当該不服申立を行った学生に対して、成績評価について教務グループを通じ、遅滞なく説明しなければならない。また、その結果については、書面で研究科長に報告することとする。

附 則

この内規は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 25 年 11 月 20 日から施行する。

神戸大学大学院法学研究科博士課程学生の追試験に関する内規

令和2年3月5日制定

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、博士課程における法学研究科規則第20条第2項に定める筆記試験に関し、その追試験の取扱いについて定める。

(追試験を受験することができる場合)

第 2 条 授業科目の試験に欠席した者は、次の各号に該当する理由により試験を欠席した場合に限り、当該授業科目の追試験を受験することができる。

- (1) 二親等以内の親族の死亡による忌引き
- (2) 病気や怪我で入院を伴うもの
- (3) 公共交通機関の運休または大幅な遅延
- (4) 就職試験で受験日の証明できるもの
- (5) その他止むを得ない理由で(1)ないし(4)に準じるもの

2 前項第1号の忌引きの期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 父母、配偶者又は子 死亡の日から7日以内
- (2) 配偶者の父母 死亡の日から3日以内
- (3) 二親等の親族 死亡の日から3日以内

(手 続)

第 3 条 追試験を受験しようとする者は、前条による理由が生じた後、直ちにその旨を法学研究科教務グループに届け出なければならない。

2 前項の場合には、指定された期日までに、所定の追試験受験願を、当該理由を証明する書類を添えて、法学研究科長に提出しなければならない。

(追試験の日時等)

第 4 条 追試験の実施の可否及び実施する場合の日時及び場所については、追試験受験願提出後、法学研究科教授会の議を経て掲示により通知する。なお、追試験は、原則として当該学期内に速やかに行う。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

神戸大学大学院法学研究科研究生規程

[平成16年4月1日制定]

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学大学院法学研究科規則（平成16年4月1日制定）第34条の規定に基づき神戸大学大学院法学研究科研究生（以下「研究生」という。）に関し、特定の研究題目を定め、神戸大学大学院法学研究科（以下「本研究科」という。）において、これを研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(資 格)

第 2 条 研究生として入学することのできる者は、学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者とする。

(出願手続)

第 3 条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院法学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 入学願書（所定の用紙）
- (2) 研究計画書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書
- (4) 最終出身学校の成績証明書
- (5) 振替払込受付証明書（所定の用紙）

2 日本に居住している外国人にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(入学の時期)

第 4 条 研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、神戸大学大学院法学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、認められたときは、この限りでない。

(入学手続)

第 5 条 選考に合格した者は、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授 業 料)

第 6 条 研究生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(研究期間)

第 7 条 研究生の研究期間は1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度による研究生の研究期間については、1年6カ月以内とする。

3 特別の事情により、本人の願い出があるときは、研究成績の良好な者に対し、教授会の議を経て、1年を限度として第1項の研究期間の延長を許可することができる。

(研 究)

第 8 条 研究生は、教授会の議を経て定める指導教員の指導を受けるものとする。

2 研究生は、本研究科の学生に準じて本学の施設を利用することができる。ただし、講義を聴講し、研究指導に参加するには、あらかじめ当該科目の担当教員の許可を受けなければならない。

(準 用)

第 9 条 研究生の退学、除籍及び懲戒については、本研究科の学生に準ずる。

(雑 則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 8 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 3 日から施行し、改正後の神戸大学大学院法学研究科研究生規程の規定は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の履修等に関する細則

平成16年4月1日制定
平成17年3月2日改正 平成18年3月8日改正
平成19年1月17日改正 平成19年3月7日改正
平成20年2月13日改正 平成20年4月9日改正
平成21年2月18日改正 平成22年2月10日改正
平成22年12月15日改正 平成23年12月14日改正
平成24年1月11日改正 平成25年2月27日改正
平成26年2月26日改正 平成26年6月11日改正
平成26年12月10日改正 平成27年7月8日改正
平成28年4月13日改正 平成28年10月12日改正
平成29年2月8日改正 平成29年3月1日改正
平成29年6月14日改正 平成30年1月17日改正
平成30年3月13日改正 令和元年12月18日改正
令和3年3月3日改正 令和3年12月15日改正
令和4年1月19日改正 令和5年3月1日改正
令和5年7月5日改正 令和6年12月4日改正
令和7年6月4日改正 令和7年9月3日改正
令和8年3月4日改正

(趣旨)

第1条 この細則は、神戸大学大学院法学研究科規則(以下、「規則」という。)に基づき、同研究科専門職学位課程の授業、履修、修了要件等に関する必要な事項を定めるものとする。

(履修コース)

第2条 専門職学位課程に法学未修者コース及び法学既修者コースを置く。

- 2 規則第29条第2項により法学の基礎的な学識を有すると教授会が認める者を法学既修者コース学生とし、それ以外の者を法学未修者コース学生とする。
- 3 規則第9条に基づく入学志願者に対する選考を各コースを区分して行う場合には、規則第29条第2項の適用については、実務法律専攻法学既修者コース入学者選抜の最終合格者を同項の教授会が認める者とする。

(学年の読み替え)

第3条 本細則において第2年次、第3年次とあるのは、法学既修者コース学生の学生においては第1年次、第2年次と読み替える。

- 2 第1年次に関する規定は、法学既修者コースの学生には適用しない。

(進級制限の適用)

第4条 規則第17条の規定により第1年次において進級が認められない学生は翌年度も第1年次に在籍するものとし、第2年次において進級が認められない学生は、翌年度も第2年次に在籍するものとする。

- 2 規則第17条の規定の適用により進級が認められない学生の翌年度における同条の適用においては、当該進級が認められない年度に修得し同条後段の規定により修得が無効とされなかった単位は、当該翌年度において修得した単位として扱う。

(授業科目の学年配当)

第5条 授業科目の学年及び学期配当は別表のとおりに定める。

- 2 規則別表第3に必修と記載した授業科目については、専門職学位課程学生(以下、「学生」という。)は、原則として、それぞれ別表に掲げる学年及び学期に当該授業科目を履修するものとし、当該科目の単位を修得できない場合には、翌年度以降に開講される授業科目を履修するものとする。
- 3 前項以外の授業科目については、学生はそれぞれ別表に掲げる学年及び学期に当該授業科目を履修するものとする。

(他研究科等の授業科目の履修禁止)

第6条 学生は、他研究科、法学研究科博士課程及び学部の授業科目を履修することができない。

(授業科目の重複履修の禁止)

第7条 学生は、同一名の授業科目を重複して履修することができない。ただし、規則第17条により進級が認められなかった場合において、同条後段の規定により単位の修得が無効とされた授業科目については、この限りではない。

第8条 削除

(授業への出席)

第9条 学生は、規則第15条第1項に定める届出を行っていない授業科目に出席することができない。ただし、専攻長が特に必要と認める場合には、別に定めるところに従い、聴講できるものとする。

第10条 削除

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に在学する第3年次の者については、第10条第2項の規定にかかわらず、改正後の第3年次配当に係る授業科目及び、改正後の別表第1中、「対話型演習行政法Ⅰ」と「対話型演習行政法Ⅱ」に係る改正は適用する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に在学する第3学年次の者については、第10条の規定にかかわらず、改正後の別表中、「R&Wゼミ倒産法」に係る改正は適用する。
- 3 この細則施行の際規則第17条の定めるところにより第2学年次から第3学年次に進級することができなかった者については、改正後の別表中「対話型演習刑事手続実務」を改正前の別表第1中の「対話型演習刑事事実認定」と読み替えて第2学年次において履修するものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成20年2月13日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に第2年次に在学する者については、第10条の規定にかかわらず、改正後の定めを適用する。ただし、改正後の別表中「対話型演習契約法Ⅰ」を改正前の別表中「対話型演習契約法」に、改正後の別表中「対話型演習契約法Ⅱ・不法行為法」を改正前の別表中「対話型演習不法行為法」にそれぞれ読み替える。

附 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に在学する第3年次の者については、第10条の規定にかかわらず、改正後の別表中、「R&Wゼミ環境法」及び「R&Wゼミ医事法」に係る改正は適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に第3年次に在学する者については、第10条の規定にかかわらず、改正後の定めを適用する。ただし、改正後の別表中、「対話型演習契約法Ⅰ・不法行為法」を改正前の別表中「対話型演習契約法Ⅱ・不法行為法」に、改正後の別表中、「対話型演習契約法Ⅱ」を改正前の別表中「対話型演習契約法Ⅰ」にそれぞれ読み替える。

附 則

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月13日から施行し、改正後の神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の履修等に関する細則の規定は、平成28年4月1日に入学した者（平成28年4月1日において第2年次に進級した法学未修者コース学生を含む。）から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日において現に在学する者（専門職学位課程の第1年次に在学する者のうち神戸大学院法研究科規則第29条第2項の適用を受けない者を除く。）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日において現に在学する者（法学未修者コース第1年次に在学する者を除く。）が、「対話型演習刑事実体法Ⅱ」の単位を修得できなかった場合には、第5条第3項にかかわらず、翌学期以降に開講される当該授業科目を履修することができる。

- 3 令和4年3月31日において現に在学する者(法学未修者コース第1年次に在学する者を除く。)については、前項の定めを除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日において現に在学する者(法学未修者コース第1年次に在学する者を除く。)については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和5年7月5日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。ただし、未修者コース学生のうち、令和7年4月1日に第2年次に進級した者については改正前の第10条の規定にかかわらず令和6年4月1日における定めを適用する。
- 3 令和7年4月1日に入学する既修者コース学生については、令和6年4月1日における定めを適用する。
- 4 令和8年3月31日において現に在学する者(法学未修者コース第1年次に在学する者を除く。)が、「家族法」の単位を修得できなかった場合には、第5条第3項にかかわらず、翌学期以降に開講される当該授業科目を履修することができる。

附 則

- 1 この細則は、令和7年6月4日から施行し、改正後の神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の履修等に関する細則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年9月3日)

この細則は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度に限り、第5条別表に定める「法思想」を後期開講、「英米法」を前期開講とする。

附 則 (令和8年3月4日)

この細則は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度に限り、第5条別表に定める「社会保障法」を後期開講、「租税法Ⅱ」を前期開講とする。

別表

授業科目	学年	学期	授業科目	学年	学期
憲法基礎	①	前期	環境行政法	②③	前期
民法基礎Ⅰ	①	前期	環境訴訟	②③	後期
民法基礎Ⅱ	①	前期	国際法Ⅰ	②③	前期
民法基礎Ⅲ	①	後期	国際法Ⅱ	②③	後期
商法基礎	①	後期	国際私法Ⅰ	②③	前期
刑法基礎Ⅰ	①	前期	国際私法Ⅱ	②③	後期
刑法基礎Ⅱ	①	後期	比較憲法	③	前期
法解釈基礎Ⅰ	①	前期	上場会社法	③	前期
法解釈基礎Ⅱ	①	後期	保険法	③	前期
行政法基礎	①	後期	民事執行・保全法	②③	前期
民事訴訟法基礎	①	後期	刑事学	③	後期
刑事訴訟法基礎	①	後期	商標不正競争法	③	前期
対話型演習憲法	②	前期	国際経済法	③	後期
対話型演習行政法Ⅰ	②	前期	消費者法	③	後期
対話型演習行政法Ⅱ	②	後期	社会保障法	③	前期
対話型演習民法Ⅰ(財産法Ⅰ)	②	前期	ADR論	③	後期
対話型演習民法Ⅱ(財産法Ⅱ)	②	後期	法学研究入門演習	②③	後期
対話型演習商法Ⅰ	②	前期	法学研究論文演習	③	前期・後期
対話型演習商法Ⅱ	②	後期	R&Wゼミ倒産法Ⅰ	③	前期
対話型演習民事訴訟法	②	後期	R&Wゼミ租税法Ⅰ	③	前期
対話型演習刑法Ⅰ	②	前期	R&Wゼミ経済法Ⅰ	③	前期
対話型演習刑法Ⅱ	②	後期	R&Wゼミ知的財産法Ⅰ	③	前期
対話型演習刑事訴訟法	②	後期	R&Wゼミ労働法Ⅰ	③	前期
家族法	②	後期	R&Wゼミ環境法	③	前期
応用憲法	②	後期	R&Wゼミ国際法	③	前期
応用民事訴訟法	②	前期	R&Wゼミ国際私法Ⅰ	③	前期
応用刑事訴訟法	③	前期	法文化	③	前期
R&Wゼミ憲法	③	前期	法思想	③	前期
R&Wゼミ民法	③	前期	英米法	③	後期
R&Wゼミ商法	③	前期	ヨーロッパ法	③	後期
R&Wゼミ民事訴訟法	③	前期	アジア法	③	後期
R&Wゼミ刑事法	③	前期	中国法	③	前期
商取引法	③	前期	ローヤリング	③	前期
先端実務租税法判例・事例研究	③	前期	エクスターンシップ	③	前期
先端実務独占禁止法判例・事例研究	③	前期	海外エクスターンシップ	③	前期・後期
先端実務知的財産法判例・事例研究	③	前期	公法系訴訟実務基礎	③	前期
倒産法Ⅰ	②③	前期	民事裁判演習	③	後期
倒産法Ⅱ	②③	後期	刑事裁判実務	③	後期
租税法Ⅰ	②③	前期	実務刑事法総合	③	後期
租税法Ⅱ	②③	後期	ワークショップ企業内法務	②③	後期
経済法Ⅰ	②③	前期	R&Wゼミ企業法務	③	後期
経済法Ⅱ	②③	後期	対話型演習法曹倫理	③	後期
特許法	②③	後期	対話型演習民事裁判実務	②	前期
著作権法	②③	前期	対話型演習刑事手続実務	②	前期
労働法Ⅰ	②③	前期	法律文書作成演習Ⅰ	②	前期
労働法Ⅱ	②③	後期	法律文書作成演習Ⅱ	②	後期

神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の成績評価基準に関する細則

[平成 16 年 4 月 1 日制定]

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、法学研究科規則第 21 条の 2 の規定により専門職学位課程におけるその評価基準を定める。

(成績評価の方法)

第 2 条 授業科目の成績評価は、期末試験、中間試験、随時の小テスト、レポート、平常点その他の方法のうちの一つにより、又はそのうち複数の方法を組み合わせて行い、授業を担当する教員が、その評価の方法を受講生に明示するものとする。

(成績評価の基準)

第 3 条 成績評価の基準は、秀を 90 点以上 100 点以下、優を 80 点以上 90 点未満、良上を 75 点以上 80 点未満、良を 70 点以上 75 点未満、可上を 65 点以上 70 点未満、可を 60 点以上 65 点未満、不可を 0 点以上 60 点未満とする。

2 秀、優、良上、良、可上、可、及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

良上 学修の目標を達成し、良好な成果を収めているもののうち、一定程度優れた成果を収めている。

良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

可上 学修の目標を達成しているもののうち、一定程度良好な成果を収めている。

可 学修の目標を達成している。

不可 学修の目標を達成していない。

(成績評価の割合)

第 4 条 成績評価の対象者（以下、「履修登録者」という。）が 21 名以上いる場合の成績評価は、秀の評価をする学生数を履修登録者数の 10 パーセント以内、秀及び優の評価をする学生数を合わせて履修登録者数の 30 パーセント以内、秀、優及び良上の評価をする学生数を合わせて履修登録者数の 60 パーセント以内とする。ただし、1 年次にのみ配当されている科目及び R&W ゼミ科目は、この限りではない。

2 不服申立に関する内規に基づく不服申立により実務法律専攻長が成績の修正を行った場合であっても、第 1 項の割合を理由として公表済みの成績評価の修正を行うことを要しない。

3 実務法律専攻長は、第 1 項の割合が守られていることを実務法律専攻会議において報告し、必要に応じて改善の指示を行う。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則施行の際現に在学する者及び平成 20 年 4 月 1 日において法学研究科規則第 29 条第 2

項の規定に基づき在学したものとみなされる期間が1年とされた者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の成績評価に関する細則

[平成16年12月28日制定]

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、法学研究科規則（以下、規則という。）第17条ただし書きに定める単位の取扱い、ならびに、同第21条第3項に定める授業科目の成績について定める。

(成績を合、否とする授業科目)

第 2 条 次に掲げる授業科目の成績は、合、否とし、合をもって合格とする。

エクスターンシップ

海外エクスターンシップ

ワークショップ企業内法務

法解釈基礎Ⅰ

法解釈基礎Ⅱ

2 規則第12条第2項に定める増設科目のうち、教授会の議を経て特に必要があると認めるものの成績についても、前項と同様とする。

(進級制限の場合の単位の取扱い)

第 3 条 学生が修得した前条に掲げる授業科目の単位は、規則第17条本文前段の適用にあたり修得した単位数に含めるものとし、同条本文後段の適用にあたり無効としないものとする。

附 則

この細則は、平成16年12月28日から施行し、平成16年10月1日より適用する。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この細則施行の際現に専門職学位課程の第2年次（第29条第2項の規定に基づき在学したものとみなされた期間が1年とされた者）及び第3年次に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年2月7日から施行する。

神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の 試験等における不正行為に関する内規

[平成16年4月1日制定]

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、専門職学位課程における法学研究科規則第20条第2項に定める筆記試験等に関し、その不正行為の取扱いについて定める。

(不正行為の取扱い)

第 2 条 学生が、単位認定に関する筆記試験、レポートの提出、その他の場合において不正行為を行った場合には、当該学期に履修登録した全科目の成績を不可とする。

2 前項の学生は、反省文を提出しなければならない。

(懲戒との関係)

第 3 条 前条の適用は、神戸大学学生懲戒規則に基づく懲戒を妨げない。

神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の成績評価不服申立に関する内規

[平成16年4月1日制定]

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、法学研究科規則第21条第2項に定める成績の評価に関し、不服がある場合の取扱いについて定める。

(不服申立ができる場合)

第 2 条 学生は、授業科目の成績評価に不服がある場合には、不服申立を行うことができる。

(不服申立の理由)

第 3 条 学生が前条の不服申立を行う場合には、不服の理由を具体的に示さなければならない。

2 前項の理由は、採点基準が公表される科目においては採点基準に照らして、採点基準が公表されない科目においてはシラバスに記載された到達目標に照らして、記載しなければならない。

(不服申立の手続)

第 4 条 学生は、第2条の不服申立を行う場合には、授業科目名、担当教員名、不服の内容及び前条の不服の理由を明確にして、所定の方法により、法学研究科教務グループに申し立てなければならない。

2 前項の不服申立は、当該成績が通知された日（成績が通知された日の後に採点基準が公表された場合には採点基準が公表された日）から3日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に不服申立を行えなかったことにつき正当な理由がある場合は、この限りではない。

3 追試験の実施又は集中講義等により通常の期末試験期間以外の時期に試験等が行われた場合、やむを得ない事由があると実務法律専攻長が認めるときには、第2項に定める期間を短縮することができる。

(不服申立への対応)

第 5 条 第2条の不服申立が行われた場合、当該成績評価を行った教員（以下、「成績評価教員」という。）は、速やかに当該不服申立に対する回答及び成績評価の修正の要否に関する意見を、所定の方法により、法学研究科教務グループに提出しなければならない。

2 成績評価教員は、前項の意見を作成するに際し、必要と認めるときは学生と面談を行うことができる。

3 実務法律専攻長又はその指定する者（成績評価教員を除く。）は、第4条1項及び本条1項による学生の不服申立理由及び成績評価教員の回答に基づき、成績評価の修正を行うか否かを決定する。

4 実務法律専攻長又はその指定する者は、前項の成績評価の修正の要否の判断に際し、学生及び成績評価教員と意見を交換することができる。

5 第3項の規定に基づく決定に対しては、学生は異議を申し立てることができない。

6 実務法律専攻長又はその指定する者は、第2条の不服申立に明らかに理由がないと認める場合には、第1項の意見を求めることなく、不服申立を退けることができる。

附 則

この申合せは、平成17年11月16日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 22 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 25 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 5 年 2 月 1 日から施行し、令和 4 年度後期開講科目から適用する。

神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の追試験に関する内規

平成16年4月1日制定
令和7年9月3日改正

(趣旨)

第1条 この内規は、専門職学位課程における法学研究科規則第20条第2項に定める筆記試験に関し、その追試験の取扱いについて定める。

(追試験を受験することができる場合)

第2条 授業科目の試験に欠席した者は、次の各号に該当する理由により試験を欠席した場合に限り、当該授業科目の追試験を受験することができる。

- (1) 「神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の忌引に関する内規」に定める忌引
 - (2) 病気や怪我で入院を伴うもの
 - (3) 公共交通機関の運休または大幅な遅延
 - (4) その他止むを得ない理由で(1)ないし(3)に準じるもの
- 2 前項にかかわらず、海外エクスターンシップその他の理由により授業科目(集中講義を除く)の試験を欠席することについて、あらかじめ授業担当教員の許可を得た者は、当該授業科目の追試験を受験することができる。

(手続)

第3条 追試験を受験しようとする者は、前条による理由が生じた後、直ちにその旨を法学研究科教務グループに届け出なければならない。

- 2 前項の場合には、指定された期日までに、所定の追試験受験願を、当該理由を証明する書類を添えて、法学研究科長に提出しなければならない。

(追試験の日時等)

第4条 追試験の実施の可否及び実施する場合の日時及び場所については、追試験受験願提出後、実務法律専攻会議の議を経て掲示により通知する。なお、追試験は、原則として当該学期内に速やかに行う。

神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の進級基準に関する細則

[平成20年3月5日制定]

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、神戸大学大学院法学研究科規則第17条第2号に基づき、同研究科専門職学位課程学生の進級基準に関するグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）制度について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この細則において GPA とは、対象科目の7段階の成績評価に対応して、当該科目にグレード・ポイント（以下「GP」という。）を付与して算出する1単位あたりの評定平均値をいう。

(G P)

第 3 条 GP は次の各号による。

- (1) 秀 (90～100点) GP 5
- (2) 優 (80～89点) GP 4.5
- (3) 良上 (75～79点) GP 4
- (4) 良 (70～74点) GP 3
- (5) 可上 (65～69点) GP 2
- (6) 可 (60～64点) GP 1
- (7) 不可 (0～59点) GP 0

(GPA 算出の対象科目)

第 4 条 GPA 算出の対象科目は、神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の履修等に関する細則に定める第1年次については、第1年次配当の必修科目（成績評価を合又は否により表示する授業科目を除く。）とし、第2年次については、第2年次配当の必修科目とする。

(GPA の値)

第 5 条 GPA は、成績評価を受けた各必修科目の GP に当該科目の単位数を乗じた合計を、必修科目の単位数の合計で除して得た値（端数は小数点以下第3位を切り上げたもの。）とする。

(GPA による進級制限)

第 6 条 第1年次については、第1年次配当の必修科目の GPA が1.5未満、第2年次については、第2年次配当の必修科目の GPA が2.0以下のときは進級を認めない。
2 第1年次については、第1年次配当の必修科目の GPA が1.5以上2.0以下のときは、当該年度の共通到達度確認試験を受験し、同試験において、専攻会議が定める最低基準点を上回る得点を得ていないかぎり、進級を認めない。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日において現に在学する者（専門職学位課程の第1年次に在学する者のうち第29条第2項の適用を受けない者を除く。）については、なお従前の例による。
- 3 平成23年3月31日において現に在学する者（専門職学位課程の第1年次に在学する者のうち第29条第2項の適用を受けない者に限る。）の、第1年次から第2年次への進級については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成27年3月4日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例による。

神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生における 成績優秀者表彰に関する内規

平成18年3月8日制定

平成27年11月11日改正

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、専門職学位課程を優秀な成績（法学研究科規則第21条第2項に定める成績）で修了した者の表彰に関して必要な事項を定める。

(表彰対象者の決定)

第 2 条 実務法律専攻会議は、同会議において修了判定を受けた学生（以下、「修了者」という。）のうちから、年度ごとに、次条に定める席次並びに第4条に定める種別及び基準によって、表彰の対象とする者（以下、「表彰対象者」という。）を決定する。ただし、神戸大学教学規則第72条において準用する神戸大学教学規則第55条の2の規定により懲戒処分を受けた者は、表彰対象者たる資格を有しない。

(席 次)

第 3 条 修了者の席次は、修了者が単位を修得した各授業科目の成績評価に対して、次の各号に定める換算率に基づき割り当てた数の合計を、当該修了者が単位を修得した授業科目（第1年次に配当される授業科目、及び成績評価を合又は否により表示する授業科目を除く。）の数の合計によって除した商（小数点以下第3位を切り上げて算出するものとする）が大きい順によって定める。

- (1) 秀 GP 5
- (2) 優 GP 4.5
- (3) 良上 GP 4
- (4) 良 GP 3
- (5) 可上 GP 2
- (6) 可 GP 1

(表彰対象者の種別及び基準)

第 4 条 表彰対象者は、次の各号に定める種別ごとに、当該各号に掲げる基準によって決定する。

- (1) 特別成績優秀者 修了者数の上位5パーセント以内の席次（小数点未満は切り捨て。次号において同じ。）を有する者
- (2) 成績優秀者 修了者数の上位20パーセント以内の席次を有する者（ただし、特別成績優秀者を除く。）

(表彰の方法)

第 5 条 前条に定める特別成績優秀者及び成績優秀者に対する表彰は、法学研究科長が、別に定める様式による書面を交付することによって行う。

附 則

この内規は、平成18年3月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成 18 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 20 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日において現に在学する者（専門職学位課程の第 1 年次に在学する者のうち第 29 条 2 項の適用を受けない者を除く。）については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成 24 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 11 月 11 日から施行する。

神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の休学及び留学に関する内規

[平成 16 年 4 月 1 日制定]

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、専門職学位課程学生が法学研究科規則第 33 条により休学する場合及び法学研究科規則第 32 条により外国の大学院に留学する場合の取扱いについて定める。

(休学理由)

第 2 条 学生が、病気その他勉学を継続しがたい止むを得ない理由により、3 か月以上修学を休止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。学生が、外国の大学院に留学しようとするときは、研究科長の許可を得て、前期開始時または後期開始時に休学することができる。

(休学期間と復学の時期)

第 3 条 学生は、休学開始の時期に応じ、それぞれ次に掲げる時期に復学するものとする。

(1) 前期開始以後学期終了までに休学した場合 翌年度の前期開始時

(2) 後期開始以後学期終了までに休学した場合 翌年度の後期開始時

2 前項の規定にかかわらず、神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の履修等に関する細則に定める第 3 年次に在学した期間が 1 年（休学期間を除く）以上の者が休学した場合には、次に掲げる時期に復学することができる。第 2 条後段に定める理由により休学した場合も同様とする。

(1) 前期開始時に休学した場合 当該年度の後期開始時

(2) 後期開始時に休学した場合 翌年度の前期開始時

3 本条及び次条の適用にあたっては、学期の期末試験終了後、当該学期終了までの期間に休学した場合には、次の学期の開始時に休学したものとみなす。

4 第 1 項及び第 2 項に掲げる復学時に特別な理由がある場合には、学生は、研究科長の許可を得て、さらに 1 年間の休学をすることができる。

(履修登録上限、進級制限との関係)

第 4 条 学生が休学する場合の研究科規則第 16 条に定める履修科目登録の上限及び同第 17 条に定める進級の制限については、以下のように取り扱う。

(1) 第 3 条第 1 項第 1 号の場合 休学を開始した年度（前期を含む）の履修登録をすべて無効とし、復学した年度について、単位数を計算する。

(2) 第 3 条第 1 項第 2 号の場合 休学を開始した年度における前期の履修登録及び修得単位数と、復学した年度における後期の履修登録及び修得単位数とを通算して、単位数を計算する。

2 前項の規定にかかわらず、学生が第 2 条後段に定める理由により休学し、第 3 条第 2 項各号に掲げる場合において当該各号に定める時期に復学するときは、研究科規則第 16 条に定める履修科目登録の上限については、休学期間を含む年度とその翌年度のそれぞれについて単位数を計算し、研究科規則第 17 条及び法学研究科専門職学位課程学生の進級基準に関する細則に定める進級の制限については、休学期間を含む年度とその翌年度を通算して修得単位数及び GPA の値を計算する。ただし、同一の必修科目について成績評価を複数回受けたときは、GPA の値の計算において、最後に受けた成績評価に対応する GP のみを算入する。

(手 続)

- 第 5 条 休学しようとする学生は、休学の理由を明らかにした休学願を法学研究科教務グループに提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、学生は、研究科長が指名する教員に対して休学の理由を説明しなければならない。ただし、専攻会議が特に認める場合はこの限りではない。
- 3 学生は、第 2 条後段に定める理由により休学し、第 3 条第 2 項各号に掲げる場合において当該各号に定める時期に復学しようとするときは、休学期間を含む年度とその翌年度の授業の履修について、研究科長が指名する教員の指導を受けるものとする。

(休学を伴わない留学)

- 第 6 条 第 3 条第 1 項、第 2 項後段、第 3 項及び第 4 項、第 4 条並びに第 5 条第 3 項の規定は、学生が法学研究科規則第 32 条により研究科長の許可を受けて外国の大学院に留学する場合に準用する。この場合において、これらの規定中、「休学」および「第 2 条後段に定める理由により休学」とあるのは「留学」と、「復学」とあるのは「復帰」と読み替えるものとする。

附 則

この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の欠席届に関する内規

平成 16 年 4 月 1 日制定

平成 20 年 1 月 16 日改正

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、専門職学位課程における法学研究科規則第 20 条に定める単位の認定に関し、欠席の場合の取扱いについて定める。

(欠席届の提出)

第 2 条 学生は、授業科目を欠席する場合には、理由を明らかにした欠席届を提出することができる。

(止むを得ない理由による欠席)

第 3 条 欠席届が提出された場合において、欠席の理由が入院を伴う病気その他の止むを得ないものと実務法律専攻長が認めた場合には、欠席した授業科目の単位認定については、以下のよう
に取扱う。

(1) 授業科目の単位認定につき授業科目への出席または出席回数が要件となっているものについては、当該科目の当該学期の総授業回数の 2 分の 1 を超えない範囲で、欠席期間中の欠席は出席したものとみなす。ただし、授業科目の性質上、実際の出席が不可欠と認められるものについてはこの限りではない。

(2) 授業科目の単位認定に関するレポート等で提出期限を遵守することが困難であると認められるものがある場合には、授業担当教員の判断により、適切な措置を講じるものとする。

(手 続)

第 4 条 前条の取扱いを受けようとする学生は、欠席の理由が生じた後速やかに、第 2 条の欠席届を法学研究科教務グループに提出しなければならない。

2 前項の場合には、欠席する理由の終了後、直ちに、欠席理由を証明する書類を提出しなければならない。

神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の忌引に関する内規

[平成16年4月1日制定]

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、専門職学位課程における法学研究科規則第20条に定める単位の認定に関し、忌引の取扱いについて定める。

(忌引が認められる日数)

第 2 条 学生は、次の各号に掲げる者が死亡した場合には、それぞれ各号に掲げる日数の範囲内の忌引が認められるものとする。

(1) 父母、配偶者又は子 死亡の日から7日

(2) 配偶者の父母 死亡の日から3日

(3) 二親等の親族 死亡の日から3日

(忌引期間中の出欠の扱い)

第 3 条 授業科目の単位認定につき授業科目への出席または出席回数が必要となっているものについては、忌引期間中の欠席は出席したものとみなす。ただし、授業科目の性質上、実際の出席が不可欠と認められるものについてはこの限りではない。

(忌引期間中の提出課題等)

第 4 条 授業科目の単位認定に関するレポート等で忌引により提出期限を遵守することが困難であると認められるものがある場合には、授業担当教員の判断により、適当な措置を講じるものとする。

(手 続)

第 5 条 忌引をしようとする学生は、第2条に掲げる者が死亡した後、速やかに忌引をする旨及び忌引により欠席する授業科目・担当教員名を、法学研究科教務グループに届け出なければならない。

2 忌引をした学生は、忌引期間終了後、第2条の忌引に該当することを証明する書類を提出しなければならない。

神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻における グローバル・ビジネスロー・プログラム修了者の認定に関する内規

平成 28 年 3 月 2 日
専攻会議決定
令和 5 年 4 月 5 日改正

(趣 旨)

第 1 条 この内規は実務法律専攻におけるグローバル・ビジネスロー・プログラム修了者の認定に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程を修了した者（修了判定を受けた学生を含む。）であって、次の各号のすべてに該当するものを、グローバル・ビジネスロー・プログラム修了者として認定し、修了証書を授与する。

(1) 「ワークショップ企業内法務」の単位を修得したこと

(2) 専門職学位課程において、外国法の授業又は外国語で行われる授業を履修し、2 単位以上を修得したこと

(3) 海外の法律事務所等におけるインターンシップ又は海外の大学院における交換留学に参加したこと

(修了証書の授与)

第 3 条 前条に定める修了証書の授与は、法学研究科長が、別に定める様式による書面を交付する方法により行う。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 5 年 4 月 5 日から施行する。

演習に関する申合せ

[平成 16 年 5 月 12 日制定]

法学研究科実務法律専攻における演習について申合せを制定する。

1. 対話型演習及び法律文書作成演習

- (1) 履修すべき年次の学生全員が履修するものとし、履修すべき科目の担当教員をクラス制により決定する。但し、法学研究科規則（以下「規則」という。）第 29 条第 2 項に定める者であって規則別表第 3 に掲げる法律基本科目の基礎科目のうち入学時に履修を免除されない科目があるもの又は規則第 29 条第 2 項の適用を受けない者であって法律基本科目の基礎科目のうち単位を修得できなかったものがあるものが、規則第 16 条の定めにより対話型演習及び法律文書作成演習の授業科目の全てを履修すべき年次に履修することができない場合には、当該年次に履修すべき科目を専攻長が決定する。
- (2) 履修すべき年次に単位を修得できなかった学生が再度当該科目の履修をする場合のクラスについては、当該学生が選択できるものとする。

2. ローヤリング及び民事裁判演習

- (1) ローヤリング及び民事裁判演習は、開講学期の直前の学期に募集を行う。
- (2) 原則としてローヤリングの定員は 18 名、民事裁判演習の定員は 30 名とする。
- (3) 応募数が定員を超えた場合は、担当教員が前学期までの成績により選考を行う。
- (4) 担当教員は、学生の募集に際して、特定の授業科目の単位修得を要件とすることができる。

3. リサーチ・アンド・ライティング・ゼミ

- (1) リサーチ・アンド・ライティング・ゼミ（以下「R&W ゼミ」という。）は、開講前年度後期に募集を行う。但し、後期に開講される科目は、開講年度の前期に追加募集を行う。
- (2) R&W ゼミの定員は、原則として 20 名とする。
- (3) R&W ゼミの募集は、複数のクラスが開講されている場合には全クラスについて同時に行い、履修すべきクラスは担当教員が決定する。
- (4) 対象学期に法律基本科目の R&W ゼミを履修する予定の学生は、順位を付けて応募する。展開・先端科目の R&W ゼミを履修しようとする場合も、同様とする。
- (5) 応募数が定員を超えた場合には、担当教員が選考を行う。
- (6) 学生が、第 1 順位の演習に採用されず、第 2 順位の演習の定員に空きがある場合には、第 2 順位の演習を履修できるものとする。第 3 順位以下も同様とする。同順位の応募数が空き定員を超えた場合の選考方法は前項の場合に準じる。
- (7) 展開・先端科目に属する R&W ゼミの単位を修得した場合は、研究科規則別表第 3 の「全 R&W ゼミから 2 単位選択必修」と「展開・先端科目の 12 単位選択必修」の単位数のいずれにも重複して算入される。法律実務基礎科目に属する R&W ゼミの単位を修得した場合は、「全 R&W ゼミから 2 単位選択必修」と「法律実務基礎科目から 4 単位選択必修」の単位数のいずれにも重複して算入される。いずれの場合も、法学研究科規則第 29 条第 1 項に定める修了に要する単位には、重複しては算入されない。

- (8) 展開・先端科目に属する R&W ゼミは、1 学期に 1 科目しか履修できない。法律基本科目に属する R&W ゼミの履修は、1 学期に 2 科目までとする。

4. 法学研究論文演習

- (1) 前期の法学研究論文演習は、開講前年度後期の成績発表後に、後期の法学研究論文演習は、当該年度の前期の成績発表後に募集を行う。
- (2) 担当教員は、開講年度に法科大学院において授業を担当する教員（法学研究科に所属する専任教員であり、かつ、実務法律専攻会議の構成員である者。ただし、実務家教員を除く。）とする。
- (3) 担当教員は、応募者の成績等により選考を行う。

5. 法学研究入門演習

- (1) 法学研究入門演習は、開講年度の前期開始直後に募集を行う。
- (2) 担当教員は、法学研究科に所属する専任教員（ただし、実務家教員を除く。）とする。
- (3) 担当教員は、応募者の成績等により選考を行う。

6. 先端実務科目

- (1) 先端実務科目は、開講学期の直前の学期に募集を行う。
- (2) 応募数が定員を超えた場合は、担当教員が応募者の成績等により選考を行う。
- (3) 担当教員は、学生の募集に際して、特定の授業科目の単位修得を要件とすることができる。

附 則

1. この申合せは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 27 年度に開講される R&W ゼミについては、改正後の 3（2）の規定を除き、なお従前の例による。

附 則

この申合せは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
2. 令和 4 年度に開講される必修とされない対話型演習、必修とされない法律文書作成演習及び R&W ゼミについては、なお従前の例による。

附 則

1. この申合せは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
2. 令和 5 年 3 月 31 日において現に在学する者（未修 1 年次生を除く。）であって、臨時増設科目として開講される R&W 刑事法の履修を希望しその履修を認められたものについては、3.（8）の規定にかかわらず、展開・先端科目に属する R&W ゼミを履修することはできない。

3 . 修学上の周知事項

授業時間及び授業時限について

法学部

1 時限	08 : 50 ~ 10 : 20
2 時限	10 : 40 ~ 12 : 10
3 時限	13 : 20 ~ 14 : 50
4 時限	15 : 10 ~ 16 : 40
5 時限	17 : 00 ~ 18 : 30
6 時限	18 : 50 ~ 20 : 20

大学院法学研究科 博士課程

1 時限	08 : 50 ~ 10 : 20
2 時限	10 : 40 ~ 12 : 10
3 時限	13 : 20 ~ 14 : 50
4 時限	15 : 10 ~ 16 : 40
5 時限	17 : 00 ~ 18 : 30

(夜間開講)

1 時限	17 : 50 ~ 19 : 20
2 時限	19 : 30 ~ 21 : 00

(高度専門法曹養成プログラム (TLP))

1 時限	19 : 10 ~ 20 : 40 又は 18 : 30 ~ 20 : 00
2 時限	20 : 10 ~ 21 : 40

大学院法学研究科 専門職学位課程(法科大学院)

1 時限	08 : 50 ~ 10 : 30
2 時限	10 : 40 ~ 12 : 20
3 時限	13 : 20 ~ 15 : 00
4 時限	15 : 10 ~ 16 : 50
5 時限	17 : 00 ~ 18 : 40

試験について

1. 試験は、通常授業終了後のクォーター末又は学期末に行う。ただし、通年の授業科目については学年末に行う。
2. レポートをもって試験を行う場合は提出期限を厳守すること。
3. 試験に関する注意
 - ① 受験者は必ず学生証を携帯すること。試験は指定された席で受験し、受験中は必ず写真面を表にした学生証を机上通路側に置くこと。学生証を忘れたときは、直ちに証明書自動発行機により発行する仮受験票を学生証のかわりに準備すること。
 - ② 試験開始後、第1～第6時限は、20分経過後、受験者の入室を許さない。
 - ③ 試験開始後、第1～第6時限は、20分間、現に受験している者の退室を許さない。
 - ④ 試験終了15分前から受験者の退室を許さない。
 - ⑤ 答案作成にはペン又はボールペン（黒色又は青色）を用いること。ただし、消せるボールペン・修正テープの使用は認めない。
 - ⑥ 答案用紙には解答以外の記載をしてはならない。もしこれを記載したときは不利益を受けることがある。
 - ⑦ 答案用紙は答案の成否にかかわらず各枚ごとに必ず学籍番号、氏名を記入すること。なお、答案用紙は白紙でも一切持ち出さないこと。
 - ⑧ 試験中、試験に不必要なものは、すべて所定の場所に置くこと。
 - ⑨ 定期試験の際「指定六法」の持ち込みが許可されている場合でも、特に指示のない限り、判例・解説付きの六法及び書き込みのある六法の持ち込みは許さない。
 - ⑩ いったん退室した者は、受験者全員の答案の回収が済むまで再入室を許さない。
 - ⑪ 携帯電話は電源を切り、鞆の中にしまっておくこと。時計としての使用は禁止する。

試験における不正行為に対する措置について

「全学共通授業科目または専門科目」の試験等に際し、不正を行った者に対しては次の措置をとります。ただし、全学共通授業科目の試験等における不正行為に対する措置については、高等教育推進機構教養教育院における申し合わせに従うものとする。

1. 反省文を提出させる。
 2. 当該学期の成績はすべて無効とする。
- 不正行為及び反省文等によっては、上記のほか、次の措置をとることがある。
3. 次学期の試験の受験等を認めない。
 4. 保証人に対し不正行為の事実とその措置について文書で通告する。
 5. 懲戒処分（訓告・停学または懲戒退学）の手續に付する。

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について

[平成 28 年 1 月 27 日全学教務委員会 決定]

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 交通機関の運休の場合

各地区において、次の<1>から<4>のとおり交通機関が運休した場合は、当日のその後に予定されている授業（定期試験を含む。以下同じ。）を休講とする。

ただし、交通機関が運行を再開した場合は、次のとおり授業を実施する。

- ① 午前 6 時までに、交通機関が運行を再開した場合は、1 時限目の授業から実施する。
- ② 午前 10 時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後 2 時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後 5 時以降に開始する授業から実施する。

<1>六甲台地区

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合

- （1）JR 西日本（神戸線（大阪駅～姫路駅））、阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））及び阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））のうち 2 線が同時に運休した場合
- （2）神戸市バス 16 系統及び 36 系統が同時に運休した場合

<2>楠地区

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合

- （1）JR 西日本（神戸線（大阪駅～姫路駅））、阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））、阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合
- （2）JR 西日本（神戸線（大阪駅～姫路駅））、神戸市営地下鉄（西神・山手線（谷上駅～西神中央駅））が同時に運休した場合

<3>名谷地区

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合

- （1）JR 西日本（神戸線（大阪駅～姫路駅））、阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））及び阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合
- （2）神戸市営地下鉄（西神・山手線（谷上駅～西神中央駅））が運休した場合

<4>深江地区

JR 西日本（神戸線（大阪駅～姫路駅））、阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））、阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））が全て同時に運休した場合

2. 気象警報の発表の場合

各地区において、次の<1>から<4>のとおり警報（ただし暴風，大雪，暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合，当日のその後に予定されている授業を休講とする。

なお，気象警報が広域に発表された場合は，神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。ただし，気象警報が解除された場合は，次のとおり授業を実施する。

- (1) 午前6時までに，気象警報が解除された場合は，1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに，気象警報が解除された場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに，気象警報が解除された場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

<1>六甲台地区

神戸市灘区に警報又は特別警報が発表された場合

<2>楠地区

神戸市中央区に警報又は特別警報が発表された場合

<3>名谷地区

神戸市須磨区に警報又は特別警報が発表された場合

<4>深江地区

神戸市東灘区に警報又は特別警報が発表された場合

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区（六甲台地区，楠地区，名谷地区，深江地区）の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合，当該地区で当日のその後に予定されている全ての授業を休講とする。ただし，午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は，1時限目の授業から実施する。

4. 休講措置の特例

上記1～3の場合にかかわらず，授業開講部局の長が，学生の安全確保のため必要があると判断した場合は，当該部局の授業等について，休講等の措置をとることがある。

5. 休講の周知方法

交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は，学内掲示板，うりぼーネット，各部局のホームページ等により，あらかじめ周知する。

- (注) 1. 交通機関の運休とは，事故，気象現象，地震，その他の理由により交通機関が運行休止となる場合をいう。
2. 気象警報は，「神戸地方気象台が発表する警報」による。
 3. 気象警報の発表及び解除，避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は，テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
 4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については，授業を行うことがある。ただし，避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。

5. このほか、必要な事項は各部局において別に定める。
6. この取扱いは、対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用する。
7. この取扱いは、令和8年3月17日から適用する。

GPAについて

I. GPAとは

GPAとは、下記「成績評価基準」(秀、優、良、可、不可)に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれのGP (Grade Point) を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、1単位あたりのGP 平均値 (Average) です。

「成績評価基準」

評語名 (和文)	評語名 (英文)	最小点	最大点	GP
秀	S	90	100	4.3
優	A	80	89	4
良	B	70	79	3
可	C	60	69	2
不可	F	0	59	0

※「可」以上が「合格」となり、単位が修得できる。

II. GPA計算について

$$\text{GPA} = \frac{\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目のGP} \text{ の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計 (不可を含む)}}$$

1. 履修登録した科目のうち、GPA計算式に入らない科目があります。

- ① 成績を「合格」で評価する科目
- ② 他大学等で単位修得し、神戸大学が「認定」とした科目
- ③ 履修取り消しをした科目 (以下「Ⅲ. 履修取消制度について」参照)
- ④ 資格免許のための科目 (教職科目、学芸員関連科目) (*)
(* 一部の学部・研究科では計算式に入る科目があります。所属学部、研究科毎にお知らせします。)
- ⑤ 所属学部・研究科で指定した科目 (所属学部・研究科毎にお知らせします。)

2. 再履修をした場合、過去の「不可」の成績は、原則としてGPA計算式に入りません。

- ・「不可」(不合格)と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可～秀」(GP =0~4.3)の成績がGPA計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」(GP=0)の成績が、再履修した学期以降のGPA計算式から除外されます。ただし、過去に計算されたGPA (学期)の値は変更されません。

※所属学部・研究科によっては「除外されない科目」がありますので注意してください。
(所属学部・研究科毎にお知らせします。)

Ⅲ. 履修取消制度について

学期初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、クォーター毎に設けられる履修取消期間中に、履修を取り消すことができます。

〔履修取消期間〕

各クォーターの履修取消期間は別途掲示等でお知らせします。

〔取消の対象となる科目〕

以下のとおり、授業が始まるクォーターの履修取消期間に取消が可能です。

	取消の対象となる開講科目
第1クォーター履修取消期間	第1クォーター開講科目、前期開講科目、通年開講科目
第2クォーター履修取消期間	第2クォーター開講科目
第3クォーター履修取消期間	第3クォーター開講科目、後期開講科目
第4クォーター履修取消期間	第4クォーター開講科目

☆履修登録や履修取消は、原則として学生自らが「うりぼーネット」(Web)で行います。

- ・取り消した科目は、「履修科目一覧表」や「学業成績表」で確認でき、GPA計算式に入りません。
- ・履修取消期間中に取り消さなかった科目は、成績評価の対象となります。取り消さずに途中で履修を中止した場合、**成績評価は「不可」(不合格)となり、GPA計算式に入ります**ので、注意してください。
- ・**取り消した科目も「履修登録単位の上限(CAP制)」(*)の単位数に入ります。**
履修登録前までに、各授業科目のシラバスで授業内容を必ず確認し、年間の履修計画をしっかりと立てた上で、履修登録と履修取消を行ってください。
(*「履修登録単位の上限(CAP制)」とは、年間又は学期毎に履修登録できる単位数の上限のことです。上限の単位数については、所属学部・研究科毎にお知らせします。)
- ・取り消した科目は、履修取消期間終了後、その開講期間中に再び受講(履修)することはできません。

※修学上の理由から、「履修取消ができない科目」と「履修取消期間中に取消ができない科目」があります。詳細については、所属学部・研究科毎にお知らせします。

IV. GPAの通知について(対象：学部生、一部の大学院生)

- ・成績評価及び「GPA」は学期毎に通知されます。併せて「科目GP(単位数×GP)」と「GPA(学期)」も通知されます。
- ・通知されたGPAにより、学期毎及び在学中の成績評価の平均値を確認し、学修成果の指標とすることができます。

☆成績評価とGPAは、学生自ら「うりぼーネット」(Web)で確認できます。

例えば、下記の成績照会画面(例)では、GPAは「3.11」です。2026年度前期のGPAは「3.00」でしたが、2026年度後期のGPAは「3.22」でしたので、後期の成績評価(平均)が、前期の成績評価(平均)より上昇したことがわかります。

成績照会画面(例)：「うりぼーネット」(Web) 単位修得状況照会

■GPA

GPA	科目GP合計	計算単位数	計算日
3.11	118.0	38	2027年3月5日

※GPAは小数点第3位を四捨五入して表示されます。

■GPA(学期)

年度	前期				後期			
	GPA(学期)	科目GP合計	計算単位数	計算日	GPA(学期)	科目GP合計	計算単位数	計算日
2026年度	3.00	60.0	20	2026年9月5日	3.22	58.0	18	2027年3月5日

No	区分	科目大区分	科目中区分	科目	単位数	修得年度	修得学期	評価	評語	科目GP	合否
1	全学共通授業科目	教養科目	総合系	〇〇〇〇	2.0	2026	前期	S	秀	8.6	合

法学研究科・法学部「GPA」について

1. 法学研究科博士課程における GPA の取扱いについて

(1) GPA の取扱いについて

法学研究科博士課程学生については、GPA 制度を導入していません。

(2) 履修取消制度について

学期初めの履修登録期間に履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、学期毎に設けられる履修取消期間中に履修を取り消すことができます。

ただし、法学研究科博士課程開講科目のうち、授業科目によっては、履修取消期間中であっても取消できない場合があります。

2. 法学研究科専門職学位課程における GPA の取扱いについて

(1) GPA の取扱いについて

法学研究科専門職学位課程学生については、全学の GPA 制度を導入していません。

(2) 履修取消制度について

学期初めの履修登録期間に履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、学期毎に設けられる履修取消期間中に、履修を取り消すことができます。

ただし、法学研究科専門職学位課程開講科目のうち、必修科目・事前募集型の科目については、履修取消期間中であっても取消はできません。

科目ナンバリングについて

神戸大学では、各学部および研究科における教育課程の系統性、順次性及び科目の水準を明らかにし、学生の履修計画、学修活動の手助けとなるように、平成 28 年度の入学者対象のカリキュラムから、科目ナンバリングを導入します。法学部・法学研究科の各授業科目のナンバリングコードは、以下の付番方針に基づき、7 桁の英数字で構成されています。

ナンバリング付番方針

		法学部	法学研究科		
			博士前期課程	博士後期課程	
			法学政治学専攻	法学政治学専攻	法科大学院
第 1・2 桁		J1	J2	J3	J4
第 3・4 桁		JJ	MC	DC	JL
第 5 桁	1	入門科目群の科目，初年次セミナー，初年次セミナーⅡ，1 年生のみが履修可能な特別講義等			
	2	基本法律科目群の科目，基礎科目群の科目，国際政治，政治過程論基礎，2 年生までが履修可能な特別講義等			
	3	上記 1，2 が付番される以外の科目			
	4	該当科目なし			
	5	高度教養科目(2024 年度以前生対象)			
	6		講義科目（特殊講義科目等），外国文献研究		未修者コースのみが履修可能な科目
	7		演習科目(論文指導)		上記 6 が付番される以外の科目
	8			全科目	
第 6・7 桁		専門科目：法学部規則別表第 1 口に科目名が掲載された科目は「00」，非常設科目（特別講義・プログラム講義等）は「11」	法学研究科規則の各別表に科目名が掲載された科目は「00」，非常設科目（臨時増設科目等）は「11」		

交換留学制度

本学部・研究科では、下記大学との部局間交換留学制度を有しています。本学に在籍したまま留学するため、神戸大学に授業料を納めますが、留学先では授業料が免除されます。募集は毎年4月・10月に「GEMs（神戸大学グローバル教育管理システム）」で行います。

「GEMs」ログイン：<https://gems.ofc.kobe-u.ac.jp/>（PC・スマートフォン共通）

本学部・研究科 交換留学 HP：<https://www.law.kobe-u.ac.jp/abroad.html>



また、応募に際しては、一定程度以上のIELTS・TOEFL等の英語能力試験スコアが要求される大学があります。事前に受験し、その基準以上のスコアを取得していなければなりません。外国語能力の要件は各協定大学によって異なるため、詳しくは「GEMs」で確認してください。

留学先で取得した単位については、一定限度で本学部・研究科の単位として認定されることがあります。認定を希望する場合は、必ず留学する前に教務グループに相談の上、関係規則を参照してください。

【法学部・法学研究科 部局間協定校】

《ヨーロッパ地域》

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1. ロンドン大学クイーンメアリ校（イギリス） | 2. ダンディー大学（イギリス * 授業料徴収） |
| 3. ミラノ大学（イタリア） | 4. ピサ大学（イタリア） |
| 5. インスブルック大学（オーストリア） | 6. オスナブリュック大学（ドイツ） |
| 7. ハンブルク大学（ドイツ） | 8. ベルリン経済法科大学（ドイツ） |
| 9. コルヴィヌス大学（ハンガリー） | 10. トゥール大学（フランス） |
| 11. ボルドー政治学院（フランス） | 12. ポワティエ大学（フランス） |
| 13. リール政治学院（フランス） | 14. リエージュ大学（ベルギー） |
| 15. ルーヴェン大学（ベルギー） | 16. コインブラ大学（ポルトガル） |
| 17. ボッコーニ大学（イタリア） | |

《アジア・オセアニア地域》

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| 18. インドネシア大学（インドネシア） | 19. シドニー大学（オーストラリア） |
| 20. 韓国カトリック大学校（韓国） | 21. 成均館大学校（韓国） |
| 22. 国立全南大学校（韓国） | 23. 国立政治大学（台湾） |
| 24. 国立台北大学（台湾） | 25. 東呉大学（台湾） |
| 26. 廈門大学（中国） | 27. 浙江大学（中国） |
| 28. 汕頭大学（中国） | 29. 中南財經政法大學（中国） |
| 30. 復旦大学（中国） | 31. 香港大学（中国） |
| 32. マカオ大学（中国）◆大学院のみ | 33. 蘭州大学（中国） |
| 34. ベトナム国家大学ホーチミン校経済法律大学（ベトナム） | |
| 35. マレーシア国民大学（マレーシア） | |

*交換留学を募集する協定校は変更が生じる可能性があります。最新の募集大学は「GEMs」で確認してください。

また、全学部・研究科の学生を対象とする大学間交換留学制度を有する協定校への留学も可能です。詳しくは「GEMs」を確認してください。

4 . 学生の心得・奨学及び福利厚生

学生の心得

1. 学生生活上の一般的諸注意

(1) 授業料の納付

授業料は、下表のとおりです。納付方法は、入学手続き時に神戸大学ホームページより Web 登録された授業料振替口座からの振替（自動引き落とし）となります。

区 分	授 業 料	備 考
学 部 大学院の研究科 法学研究科実務法律専攻	年額 535,800 円 × 535,800 円 × 804,000 円	授業料の詳細については、〈神戸大学ホームページ〉→〈教育・学生生活〉→〈入学料・授業料等について〉にてお知らせしています。 授業料の振替日は、年 2 回、4 月及び 10 月の各月 27 日（休日の場合は、翌営業日）に年額の半額を、年 1 回払いを希望された場合は、4 月に年額を振替えます。

注 授業料の額は、令和 7 年度実績です。

(2) 証明等の交付・手続

イ. 法学研究科教務グループで交付するもの

学生証は入学時に法学研究科教務グループで、通学定期乗車券の購入に必要な通学証明書は、「通学証明書交付願」を提出すれば法学研究科教務グループ又は学生センターの担当窓口で交付します。その他、証明書自動発行機で交付しない証明書については、法学研究科教務グループで所定の手続きにより交付を受けてください。

① 学生証

本学の学生であることを証明するものが学生証です。有効期間は、学部・大学院の最短修業年限までで、入学時にオリエンテーション等で交付します。

学生証は、定期試験を受けるとき、保健管理センターや附属図書館等を利用するとき、証明書自動発行機により証明書の交付を受けるとき、通学定期乗車券を購入するときなどに必要ですので、常に携帯してください。

なお、卒業・退学などにより学籍を離れるときは、直ちに返却してください。学生証の紛失・盗難により悪用されて被害を受けることがありますので、その管理は十分注意してください。

a. 再交付

学生証の紛失、破損、改姓、氏名漢字の変更等があったときは、法学研究科教務グループへ再交付願を提出してください。

b. 磁気データ消失

学生証の磁気データが消失した場合は、学務部学務課教育推進グループ〔鶴甲第 1 キャンパス K 棟事務室〕へ磁気データの書き込みを申し出てください。

ロ. 証明書自動発行機で交付するもの

次の証明書は、証明書自動発行機で交付していますので、「学生証」を通し、画面表示に従い操作を行ってください。

証 明 書 種 類	自動発行機設置場所等
通学証明書 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証） 在学証明書（和文・英文） 卒業見込証明書（和文・英文） 博士課程前期課程修了見込証明書（和文・英文） 学業成績証明書（和文・英文，博士課程後期課程は除く） 仮受験票（1学期5枚まで）	六甲台第一キャンパス第三学舎 1階学生コーナー 利用時間 午前8時30分～午後5時 月～土曜日（祝日を除く） ※その他のキャンパスについては 「学生生活案内」を参照のこと

ハ. 通学証明書

ア. 就学学舎に通学する場合

通学定期乗車券は、宿所（居住地）の最寄駅と大学（就学学舎）の最寄駅との間を順路により通学する場合にのみ購入できます。課外活動やアルバイト等のために通学定期乗車券を購入することはできません。

購入する際は、交通機関の定期券発売所に次のものを提出してください。

- ・学生証
- ・通学証明書（法学研究科教務グループ又は学生センターの担当窓口で交付）
- ・通学定期券購入申込書（交通機関の定期券発売所で交付）

※『通学証明書』の交付を受けるには、証明書自動発行機で『通学証明書交付願』を発行し、必要事項を記入の上、法学研究科教務グループ又は学生センターの担当窓口へ提出してください。

ただし、交通機関によっては、各交通機関所定の『通学証明書』を必要とする場合もありますので、この場合は、交通機関所定の『通学証明書』を法学研究科教務グループへ提出してください。

イ. 通学定期乗車券が無効となる場合

次の場合は、通学定期乗車券が無効となり、3倍に相当する普通運賃・増運賃を徴収されるだけでなく、大学が通学定期乗車券発行停止の措置を受ける可能性もあり、多くの学生に影響を及ぼしかねないので、不正な購入・使用は絶対に行わないようにしてください。

- ・使用資格、氏名、年齢、通学区間等を偽って購入し、使用したとき
- ・通学定期乗車券の券面表示事項を消し、又は改変して使用したとき
- ・使用資格喪失後使用したとき
- ・有効期間の開始前又は終了後に使用したとき
- ・学生証を携帯していないとき
- ・区画の連続していない2枚以上の通学定期乗車券、又は、通学定期乗車券と普通乗車券や回数乗車券を使用して、中間無札乗車（キセル乗車）をしたとき
- ・その他不正使用をしたとき

* 『通学証明書』の有効期限は1ヶ月です。通学定期乗車券は、『通学証明書』を発行してから1ヶ月以内に購入してください。

継続して定期を購入する場合、年度が替われば『通学証明書』を求められる交通機関があります。

二. 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

有効期間は、発行日から3ヶ月間です。1人年間15枚まで交付しますので、計画的に使用してください。

注1) 交付された学割証は、期限切れ又は計画変更等の理由で返却しても再交付は行いません。

2) 学割証は、記名本人に限って使用できるもので、他人に譲渡し使用させることはできません。

3) 学割証で購入した乗車券を、他人に譲渡し使用させることはできません。

4) 割引乗車券で乗車する際には、学生証を携帯しなければなりません。

5) 必ず本紙を使用し、カラーコピー等で作成した写し等は絶対に使用しないでください。

上記1)～5)の各項に違反した場合は、不正使用となり、追徴金を徴収されるだけでなく、神戸大学が発行停止の処分を受けることになり、神戸大学の信用を損なうとともに、多数の学生に迷惑を及ぼすこととなりますので十分に注意してください。

ホ. 博士課程後期課程学生の各種証明書

交付を受けようとする者は、所定証明書交付簿に必要事項を記入し、交付希望日の1週間前までに法学研究科教務グループに願い出てください。(申込日を除いて約1週間後の午後2時以降に発行。)

ヘ. 学業成績証明書

厳封が必要なときは、法学研究科教務グループへ申し出てください。

ト. 健康診断証明書

保健管理センターにより例年実施される健康診断受診者に限り交付することができます。交付を受けようとする者は、保健管理センターへ申し込んでください。

(3) 願出・届出等の手続

願出・届出等の手続及び提出書類は、次表のとおりとし、所定の用紙は担当係に備付けていますので、必要なときは請求してください。

願出・届出等一覧

種 類	提 出 時 期	注 意 事 項
身 上 異 動・ 住 所 変 更 届	改姓・改名・連絡先(住所等)変更時(保護者等を含む。)	緊急時や授業料等重要な連絡に用いるので変更があった場合は、直ちに届け出てください。
日本学生支援機構 在 学 猶 予 願	掲示及び神戸大学ホームページによりお知らせします。	前の大学、高等学校等で日本学生支援機構奨学生であった者はスカラネットより入力してください。
休 学 願	理由が発生したとき	3か月以上修学を休止しようとする場合(病気の場合は、医師の診断書を添付してください。)
復 学 願	休学理由が消滅したとき	病気で休学した場合は、所定の様式による「診断書(復学意見書)」(主治医が記入済のもの)を提出してください。
退 学 願	理由が発生したとき	病気の場合は、医師の診断書を添付してください。
欠 席 届	〃	2週間以上(法科大学院生は除く。)欠席しようとする場合に提出してください。(病気の場合は、医師の診断書を添付してください。)
学生証再発行願	〃	法学研究科教務グループに願い出てください。

通学証明書	〃	「通学証明書」の交付を受けるには、証明書自動発行機で「通学証明書交付願」を発行し、必要事項を記入の上、法学研究科教務グループ又は学生センターの担当窓口へ提出してください。
海外渡航届	海外へ渡航するとき (個人留学や私的な旅行含む)	「GEMs (神戸大学グローバル教育管理システム)」からオンラインで必ず提出してください。
団体旅行(割引)申込書	理由が発生したとき	法学研究科教務グループ又は学生支援課に願い出てください。 注)2参照
授業料免除申請書	掲示及び神戸大学ホームページによりお知らせします。	授業料免除を申請した者は、免除の決定があるまで授業料は納付しないでください。一度納付された授業料はいかなる理由があっても返還できません。なお、不許可又は一部免除の決定があった後、速やかに相当分の授業料を納付してください。 注)1参照
民間・地方奨学金の申請書類	募集の都度、掲示及び神戸大学ホームページによりお知らせします。	募集期間の短い奨学金がありますので、掲示等に注意してください。 注)1参照
学生団体設立届	設立するとき	構成員が法学部のみの場合は、責任者が法学研究科教務グループに願い出てください。 注)3参照
事故報告書	その都度	学内外で交通事故の当事者になったとき。暴行、傷害、盗難等の被害にあったとき。

注)1 学務部学生支援課(学生センター)に提出してください。

注)2 課外活動による旅行の場合は、学務部学生支援課(学生センター)に問い合わせてください。

注)3 構成員が2学部以上にわたる場合は、責任者が学務部学生支援課(学生センター)に願い出てください。

(4) 学生大会、学生集会ならびに掲示について

このことについては、「神戸大学学生大会開催に関する規則」及び法学部の「学生大会・学内集会・掲示について」を熟読してください。

掲示物については、所定の掲示板に掲示することとなっています。従って所定の掲示板以外の掲示物については、大学側で撤去します。

(5) 学生への通知及び連絡方法について

学生への連絡事項は、教務情報システム「うりぼーネット」の掲示板、法学部ウェブサイト、法学部掲示板により伝えることになっていますので、日ごろから掲示内容を必ず熟読してください。

また、電子メール(学籍番号@s.tu.kobe-u.ac.jp)にて連絡する場合があります。

なお、呼出しを受けた者は、掲示するところに従い遅滞なく内容を確認してください。

(6) 卒業(修了)年次学生の進路等調査票の提出について

学部、大学院の卒業(修了)年次学生は、進路等調査票の提出が必要です。所定の様式に遺漏のないよう記入して、提出してください。

本調査は貴重な統計データとなるので、就職を希望しない学生も必ず提出してください。

(7) 六甲台キャンパスへの車両入構規制について

課外活動等のための資材運搬等臨時で入構する必要がある場合は、入構する3日前までに法学研究科教務グループへ申し出てください。

なお、二輪車の入構は全面的に禁止されておりますので、最寄りの駐輪場に駐輪してください。

また、二輪車で通学する場合は、必ず、法学研究科教務グループ又は、学生センターで登録手続きを行ってください。

2. 学生アカウント利用上の注意

本学では、入学時に学生アカウントを全員に配付しています。このアカウントは必修の情報基礎（学部学生のみ）の受講のみならずネットワークを利用したメールのやりとりや、インターネット上の情報収集、成績確認や履修届の提出、休講・補講の照会等、学生生活に不可欠なものです。情報基盤センター（以下「センター」という。）からのアカウント通知書を紛失しないよう十分気を付けてください。また、使い方を間違えると他人に多大な迷惑をかけたり、管理義務を問われることとなりますので、下記の注意事項をよく読んで使用してください。

（1）学生アカウントの利用できる内容

- ① 学内の各所に設けられた無線アクセスポイントにおいては、自分のノートパソコンを接続してWEBページの閲覧、電子メールの送受信ができます。
- ② VPNサービスを利用して、学外（プロバイダ経由）から学内専用サイトを閲覧することもできます。

（2）ネットワーク利用上の注意事項

配付された「アカウント通知書」の封筒裏面及び以下に記載されている注意事項をよく読んで遵守してください。

・メールによる連絡

アカウント通知書に記載されているメールアドレスに対して、神戸大学からの事務的な連絡を行うことがあります。定期的にメールを読むようにしてください。

・配付されるアカウント通知書の管理義務

本学のアカウントは、神戸大学の全構成員に発行されています。本通知書は、本学に所属している間は、大切に保管・管理してください。本アカウントは、センターだけでなく、教務情報・図書館システム等において個人を認証するものであるため、複数人で共有することを禁止します。したがって、パスワードを他人に教えたり、本通知書やパスワードを書いたメモ等を人の目に触れるところに放置しないようにしてください。本通知書を紛失した場合は、速やかにセンター（本館・分館）にて、再交付の手続きをしてください。

・教育・学術・研究に関係のない利用の禁止

本学のネットワークは、学術情報ネットワークの一部です。営利目的など、教育・学術・研究目的及びそれを支援する目的以外の使用は禁止されています。

・迷惑メールの禁止

転送を強要する回覧メールや不特定多数対象のメール送信などは、禁止されています。

・ガイドラインの遵守

本学で定めている「学内ネットワーク及びサーバの利用に関するガイドライン」「インターネット上のサービス利用に関するガイドライン」の内容を遵守してください。（センターWEBページ<https://www.istc.kobe-u.ac.jp/>のセキュリティ関連>セキュリティ>情報セキュリティポリシー>ユーザー向け文書 で内容を確認できます。）

・安全保障輸出管理規制

国際的な平和と安全の維持を目的とする輸出管理（軍事転用可能な技術・ソフトウェア等の外国への提供防止等）を確実にを行うため、外国為替及び外国貿易法を遵守してください。

・WEB ページ作成時の注意

WEB ページはインターネットを通して広く一般の人に公開されるため、著作権、商標権、プライバシー等様々な注意が必要です。不用意な情報を掲載すると、場合によっては訴訟などの対象にされることもあり得ます。

(3) センターからのお知らせ

インターネット、電子メールを利用する場合の注意事項については、センター WEB ページ <https://www.istc.kobe-u.ac.jp/> に詳しく掲載していますのでよく読んでください。

なお、各システムやネットワーク機器等の利用停止日等のお知らせも上記 WEB ページ上で行いますので、定期的にチェックするようにお願いします。

3. 学生相談

(1) 学生センターと「学生なんでも相談」について

学生センターには、奨学金、授業料免除、学生教育研究災害傷害保険、学生寮、課外活動等に関する窓口があり、それぞれの相談に応じています。

また、学生センターには「学生なんでも相談」窓口があり、学生生活上のさまざまな問題についての相談に応じています。どうしたらいいのか、どこに相談すればいいのか分からないときは、いつでも気軽に利用してください。「学生なんでも相談」TEL 078-803-5227

(2) キャンパスライフ支援センター

障害があるなどの理由により、日常の勉学や学生生活になんらかの困難や不安を抱えている場合の相談や調整を行っています。専門家が相談にのり、講義に対する配慮や履修登録の支援、試験時の配慮等、必要に応じたサポートを検討します。 TEL 078-803-5258

URL <https://www.edu.kobe-u.ac.jp/ichc-center/SCCL/>

(3) 保健管理センター「からだの健康相談」と「こころの健康相談」について

保健管理センターでは、内科その他の医師による身体の不調に関する相談（「からだの健康相談」）を受け付けています。また、カウンセラーと精神神経科医が、あらゆる心の悩みや心配事の相談（「こころの健康相談」）に応じています。詳しくは「心身の健康管理」（202 ページ）を参照してください。 TEL 078-803-5245

(4) ハラスメントに関する相談について

各学部・研究科等には「ハラスメント相談窓口」があり、相談員が相談に応じています。所属する学部・研究科の相談員だけでなく、どの相談員にも相談することができます。ハラスメントの被害にあった時は、一人で悩みを抱え込まずに相談してください。相談することによってあなたが不利益を被ることはありません。ハラスメント相談窓口（相談員）については、次のホームページを参照してください。

URL <https://www.kobe-u.ac.jp/ja/about/action/harassment/>

就職に関する相談・情報収集について

(1) キャリアセンター

鶴甲第1キャンパス A 棟1階にあり、キャリア・就職ガイダンスの開催、インターンシップやキャリア形成・就職情報等の提供のほか進路・就職相談に応じています。また、求人票（企業、公務員等約4,000件）、会社案内、OBOG名簿や各種就職情報誌等及び就職情報検索用のパソコンが設置されています。利用時間は、月曜日から金曜日の8:30～17:15です。

(2) 六甲台就職相談センター TEL 078-803-7202

アカデミア館の2階にあり、社会科学系（法・経済・経営・国際協力研究科）の学部生・大学院生を対象に、就職活動とインターンシップを支援する業務を推進しています。相談には民間企業OB等の凌霄会会員が当たっており、利用時間は月曜日から金曜日の10:00～17:00（祝日は休み）で、次のような業務を行っています。

① 個別指導

○就職活動指導

- ・就職活動の仕方と流れ ・企業の絞り方・選び方 ・自己分析の仕方
- ・エントリーシートの指導及び添削 ・面接の留意点等

○その他全般の指導

- ・企業と仕事 ・大学生活の過ごし方等

② 備え付け資料・設備

- ・求人票及び募集要項 ・書籍や各種資料 ・セミナー等の案内やポスター掲示
- ・パソコン（1台）

[注] インターンシップについて

夏季休業中等を利用し企業や官公庁において就業体験を行う制度のことで、体験を通じて将来の進路に関する問題意識・目的意識が向上し、学生生活の充実につなげることが期待できます。六甲台就職情報センターでは、企業が学校窓口を通さずインターネットで直接応募するケースについて、学生からの相談に応じるとともに参加のための支援をしています。応募のルートは他に、各学部教務係が窓口となるもの及びキャリアセンター（学務部キャリア支援課）が窓口となるものがあります。

(3) 神戸大学東京オフィス

本学は、東京有楽町に東京オフィス／キャリアセンター分室を設置しています。卒業生スタッフが常駐し、東京方面で就職活動を行う学生のための情報提供や就職相談などを行っています。自由に使えるパソコンもありインターネット、フィッティングルームの利用も可能です。

住所：東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館ビル9階 901号室

電話：03-6269-9130 開所時間 月～金曜日 9:00～19:00（土・日・祝日を除く）

E-mail: tokyo-office@org.kobe-u.ac.jp

奨学制度

1. 神戸大学独自の奨学金

神戸大学独自の奨学金として、神戸大学基金による「神戸大学基金奨学金」（4月入学の学部新1年生対象）、「神戸大学基金緊急奨学金」（全学生対象）及びその他学部や研究科又は学年指定された奨学金があります。

神戸大学基金の奨学生採用の募集要項等は神戸大学ホームページの「奨学金制度」に掲載しています。

「神戸大学基金緊急奨学金」に応募する場合は、事前(申請書類準備以前)に学生支援課奨学支援グループ(学生センター内、TEL：078-803-5431)へ連絡してください。事前連絡なしに直接申請書類を提出されても受理いたしません。

2. 独立行政法人日本学生支援機構

独立行政法人日本学生支援機構(以下、日本学生支援機構)は、人材の育成と教育の機会均等の趣旨に従って、人物・学業とも優れた者であって、経済的理由により修学が困難な者に対して修学の援助を行う育英奨学事業機関です。

ここで説明する日本学生支援機構の奨学金は、外国人留学生は対象外となり、応募することはできません。

なお、日本学生支援機構奨学金は令和2年度より制度改正が行われました。下記の情報から更に変更になった場合は随時本学ホームページに更新するため、併せて確認してください。

URL <https://www.kobe-u.ac.jp/ja/campus-life/financial-aid/scholarships/jasso/>

問合せ先：学生支援課奨学支援グループ(奨学金担当) [e-mail:stdnt-shogakushien@office.kobe-u.ac.jp]

3. その他の奨学制度

以上のほか、家計の急変・災害等で学資に困った時や、民間団体・地方公共団体の奨学制度についての詳細は、学生支援課奨学支援グループに問い合わせてください。

授業料免除（授業料減免）

経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者については、申請に基づき選考のうえ、授業料の全額又は一部免除される制度があります。

免除者の選考は、各学期ごとに行われ、申請に関する手続き等の詳細は、各学部・各研究科、学生センターにおいて掲示及び神戸大学ホームページでお知らせします。

区 分	申請書類等の交付	申 請 受 付
前 期	2月上旬～	2月下旬～3月上旬 (新入生は4月初旬)
後 期	7月下旬～	8月下旬～9月上旬

申請受付は、当該学期が始まる前の春季（後期は夏季）休業中になるので注意してください。

なお、学資負担者の死亡、あるいは本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難な場合、別途免除を申請できることがあります。該当する学生は、学生支援課奨学支援グループに申し出てください。

心身の健康管理

本学には学生や職員の心身の健康に関する専門的業務を行う保健管理センターが設置されていて、諸種の健康診断や再検査・精密検査、日常の救急処置、健康相談（「からだの健康相談」、「こころの健康相談」）、保健指導、健康教育などを行っています。学生の皆さんも保健管理センターを大いに利用して、健康の保持・増進に役立ててください。なお、保健管理センターを利用される時は、学生証を持参してください。また、万一の病気や事故に備えて、健康保険証を手元に置かれることをお勧めします。

〔保健管理センターの利用方法〕

（１）健康診断

健康診断の日程等については所定の掲示板やインターネット保健管理センターホームページなどで予め連絡しています。疾病の予防と早期発見のため、必ず受検してください。健康診断を受けなかった時は、当該健康診断と同等の実施項目を含む（病・医院等での）健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければならない旨、神戸大学学生健康診断規程で定められています。〔社会人等で、職場における定期健康診断を毎年受検している方は、その結果のコピーを提出することによって、健康診断の一部または全部の受検に替えることができる場合があります。〕

（２）健康相談（「からだの健康相談」と「こころの健康相談」）

からだの健康相談……内科その他の医師が身体の不調に関する相談を受け付けています。

こころの健康相談……カウンセラーと精神神経科医があらゆる心の悩みや心配事の相談に応じています。例えばこんな時、一人でくよくよしないで気楽に相談してください。

- 心理について
 - ・対人関係で悩んでいる（友人・異性）。
 - ・自分の性格や能力について悩みがある。
 - ・ノイローゼ気味で毎日が不安である。
 - ・何もやる気がしない。
- 心身の状態について
 - ・最近睡眠が大変短くなっている。
 - ・食事が減ったり、逆に食べ過ぎたりしている。
- 学業について
 - ・学業に対する意欲がなく、身が入らない。
 - ・転学部・転学科・転学・休学・退学をしようと迷っている。
- 将来について
 - ・卒業後や今後のこと（進路や職業など）について悩んでいる。
- 日常生活について
 - ・サークルのことで悩んでいる。
 - ・家庭や下宿でうまくいかない。
 - ・ハラスメントやストーカーの被害にあっている。
 - ・人生の意義・目的がわからない。……などです。

『相談内容の秘密は厳守されます。』

(3) 健康相談日（「からだの健康相談」と「こころの健康相談」）

保健管理センターの開所時間は土・日・祝日を除く毎日9:00～12:00（受付は11:30まで）と13:00～17:00（受付は16:30まで）です。救急処置を必要とする方については9:00～17:00の間いつでも受け付けています。また保健管理センターでは、昼間時間帯に来所できない方について、17:00以降の時間外の相談にも応じています。詳しくは保健管理センターへお尋ねください。

健康相談を希望される方は保健管理センターへ直接来られるか、電話で申し込んでください。（待ち時間の緩和のために、できればお電話をください。特に午前中は健康診断や再検査・精密検査等で混雑している場合があります。）「こころの健康相談」については、手紙や電話での相談も受け付けています。

(4) その他

保健管理センターに関する詳しい案内や最新のお知らせはインターネット保健管理センターホームページ（<https://www.health.kobe-u.ac.jp/>）を御覧ください。

神戸大学学生健康診断規程

〔平成16年4月1日制定〕

（趣 旨）

第 1 条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

（実施機関）

第 2 条 健康診断は、インクルーシブキャンパス & ヘルスケアセンター保健管理部門（以下「保健管理部門」という。）が行う。

（健康診断の種類）

第 3 条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、インクルーシブキャンパス & ヘルスケアセンター保健管理部門長（以下「保健管理部門長」という。）が必要と認めたとときに行うものとする。

（受診の義務）

第 4 条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理部門長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理部門に提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理部門長に申し出て指示を受けなければならない。

（健康診断の結果の区分及び通知）

第 5 条 保健管理部門長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等（各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。）に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第 6 条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、保健管理部門長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第 7 条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理部門長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(証明書の発行)

第 8 条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することがある。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

※「保健管理センター」は、令和4年4月1日より『インクルーシブキャンパス & ヘルスケアセンター保健管理部門』へ組織名を変更しました。

別 表

判 定 区 分		
生活規正の面	A (要休業)	授業を休む必要のあるもの
	B (要軽業)	授業に制限を加える必要のあるもの
	C (要注意)	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D (健康)	全く平常の生活でよいもの
医療の面	1 (要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2 (要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3 (健康)	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

5 . 規 約 等

神戸法学会規約

昭和26年4月1日制定
平成23年2月2日最終改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は神戸法学会（Kobe Law Association）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、神戸市灘区六甲台町2-1 神戸大学法学部内神戸法学会に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の協力により、法学及び政治学の研究を促進し教育を支援するとともに、その研究・教育の成果を社会に還元することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の研究上の連絡及び協力の促進
- (2) 研究会・講演会の開催
- (3) 「神戸法学雑誌」(Kobe Law Journal) 及び「KOBE UNIVERSITY LAW REVIEW」(欧文紀要)の刊行
- (4) 法学部及び大学院法学研究科における教育に対する支援
- (5) 前各号のほか、評議員会において適当と認められた事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会は、次の者をもってその会員とする。

- (1) 神戸大学大学院法学研究科の教授、准教授、講師及び助教
- (2) 神戸大学法学部及び大学院法学研究科の学生
- (3) 神戸大学法学部及び大学院法学研究科の卒業生
- (4) 神戸大学大学院法学研究科の名誉教授その他評議員会において会員に推薦した者

(会 費)

第6条 会員は会費を納めなければならない。

- 2 会費については評議員会が別にこれを定める。
- 3 前条第4号の会員については、評議員会において特に会費の納入を免除することができる。

(神戸法学雑誌及び KOBE UNIVERSITY LAW REVIEW の配布)

第7条 「神戸法学雑誌」及び「KOBE UNIVERSITY LAW REVIEW」の配布については、評議員会が別にこれを定める。

第3章 会 員 総 会

(総会の決定事項)

第8条 本会の組織及び特に重要な会務は、会員総会においてこれを決定する。

(総会の開催)

第 9 条 総会は毎年1回及び必要に応じてこれを開催する。

2 総会は会長がこれを招集する。

(議決権)

第 10 条 総会における各会員の議決権は平等とする。

2 総会に出席しない会員は書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。

(議決方法)

第 11 条 総会の決定は、出席会員の過半数による。

第 4 章 運 営

(役員)

第 12 条 本会に次の役員をおく。

(1) 会 長

(2) 評議員

(3) 理 事

(4) 監 事

(会 長)

第 13 条 会長は法学研究科長がこれに当たる。

2 会長は本会の会務を掌理し、本会を代表する。

(評 議員)

第 14 条 評議員は教授、准教授及び講師がこれに当たる。

2 評議員は評議員会を組織し、重要な事項を審議する。

(理 事)

第 15 条 理事は評議員会がその員数を定め、評議員中からこれを選任する。

2 理事の任期は2年とする。

3 理事は本会の常務を執行する。

(監 事)

第 16 条 監事は1名とし、評議員会が評議員中からこれを選任する。

2 監事の任期は2年とする。

3 監事は本会の経理を監査する。

第 5 章 規約の改正等

(規約の改正)

第 17 条 本規約は会員総会において、出席会員の5分の3以上の同意がなければ、これを変更することはできない。

(通知、公告方法)

第 18 条 会員に対する通知及び本会の公告は、神戸大学法学部及び大学院法学研究科の掲示場に掲示してこれをなす。

附 則

この改正規約は、平成23年2月2日から施行する。

神戸大学大学院法学研究科学生協議会規約

昭和40年8月5日制定
平成16年11月10日最終改正

(名 称)

第 1 条 本会は、神戸大学大学院法学研究科学生協議会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、神戸大学大学院法学研究科の学生の研究活動の促進及び研究環境の整備、改善を目的とする。

(会 員)

第 3 条 本会は、神戸大学大学院法学研究科研究者コースの学生を会員とする。

(事務局)

第 4 条 本会の事務局は、神戸大学大学院法学研究科内におく。

(活 動)

第 5 条 本会は、2の目的を達成するために研究会その他必要な活動を行う。

(総 会)

第 6 条 総会は、本会の最高機関である。

2 総会の招集は委員長が行う。

3 定期総会を年2回開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

4 定期総会の定足数は、会員の3分の1とし、その表決数は出席会員の3分の2とする。ただし、臨時総会の定足数は、会員の2分の1とし、その表決数は出席会員の2分の1とする。

(委 員 長)

第 7 条 委員長は、総会の決定事項を実施する。

2 定期総会毎に委員長を選任する。

(専門委員)

第 8 条 特別の事項について、総会において、専門委員を選ぶことができる。

(会 費)

第 9 条 会員は、総会において定めるところの年会費を納入する。

(改 正)

第 10 条 会員総数の過半数により、この規約を改正することができる。

附 則

採択された後、委員長の指定する期日をもって施行することとする。

6 . 付 録

沿 革 略 史

明治35年 3月27日	神戸高等商業学校設置
昭和 4年 4月 1日	神戸高等商業学校廃止，神戸商業大学設置，当分の間附属商学専門部を併設
昭和 7年 4月 6日	附属商学専門部廃止
昭和19年10月 1日	神戸商業大学は神戸経済大学と改称
昭和24年 5月31日	神戸大学が兵庫県に設置され，学部は，法学部を含む6学部と定められた。学生定員（入学定員）1,430名，うち法学部学生定員 80名。神戸経済大学のほか7校（法学部は神戸経済大学の法学部門を母体とする）が神戸大学に包括された。
昭和28年 3月26日	大学院設置
昭和28年 3月31日	大学院は大学院法学研究科と定められ，博士課程及び修士課程が置かれた。
昭和28年 5月31日	大学院法学研究科の専攻（課程）が私法専攻（修士課程・博士課程），経済法専攻（修士課程・博士課程）と定められた。学生定員は次のとおり。

専 攻 名	入 学 定 員	
	修士課程	博士課程
私 法 専 攻	10	10
経 済 法 専 攻	10	

昭和29年 9月 7日	法学部における講座の名称が，次のとおり定められた。 憲法 1 講座，民法 3 講座，商法 2 講座，刑事法 1 講座，国際法 1 講座，海法 1 講座，民事訴訟法 1 講座，経済法・労働法 1 講座，国際私法 1 講座，法理学 1 講座，法史 1 講座，英米法 1 講座，行政法 1 講座，政治学 1 講座 計 17 講座
昭和30年 7月 1日	法学部第二課程設置 学生定員 80 名
昭和33年 3月20日	第二課程学生定員 60 名に改訂
昭和34年 3月31日	「労働法講座」増設 「経済法・労働法講座」が「経済法講座」と改称
昭和35年 3月31日	大学院法学研究科に公法専攻（修士課程・博士課程）増設 学生定員修士課程 10 名，博士課程 5 名 （なお，経済法専攻は昭和 35 年度より学生募集を停止し，在学者の修了をまって廃止することとなったが，同年 4 月 1 日から同専攻の学生全員が私法及び公法専攻に移ったので，同専攻は昭和 35 年 3 月 31 日限りで廃止された）
昭和37年 3月29日	神戸経済大学廃止
昭和39年 2月25日	国立大学の学科・課程及び講座・学科目に関する省令が公布され，本学部における講座の名称が次のとおり定められた。 第一課程・第二課程 法理学，法史，憲法，行政法，刑法，刑事訴訟法，民法第一，民法第二，民法第三，商法第一，商法第二，海法，国際私法，民事訴訟法，経済法，労働法，国際法，英米法，政治学
昭和39年12月26日	第二課程に夜間学部主事が置かれた。
昭和41年 5月 2日	法学部学生定員 160 名に改訂 大学院法学研究科の学生定員を次のとおりに改訂

専攻名	入学定員	
	修士課程	博士課程
私法専攻	22	11
公法専攻	14	7

昭和41年11月11日	法学部に法律学科設置
昭和42年4月22日	「西洋法史」及び「政治史」の2講座増設
昭和42年5月17日	公法専攻修士課程学生定員16名に改訂
昭和42年6月12日	「比較法講座」増設
昭和44年5月21日	「国際関係論講座」増設
昭和44年6月6日	公法専攻博士課程学生定員8名に改訂
昭和45年4月21日	公法専攻修士課程学生定員24名に改訂
昭和47年4月1日	公法専攻博士課程学生定員12名に改訂
昭和48年4月3日	法学部学生定員175名に改訂
昭和48年4月27日	「経済行政法講座」増設
昭和50年4月16日	「法社会学講座」増設
昭和50年7月17日	大学院法学研究科（修士課程・博士課程）の課程を、博士課程前期課程（2年）及び博士課程後期課程（3年）とした。
昭和52年4月1日	公法専攻前期課程学生定員26名に改訂
昭和54年4月1日	公法専攻前期課程学生定員28名に改訂
昭和55年3月31日	法学部に置かれる講座が「基礎法」、「法社会学」、「公法」、「刑事法」、「民事法」、「商事法」、「社会法」、「国際法」、「国際関係論」、「政治学」の大講座（10講座）に改組
昭和55年4月1日	法学部学生定員200名に改訂 第二課程編入学学生定員20名設定
昭和62年4月16日	法学部学生定員230名に改訂
昭和63年4月8日	「政治過程論講座」増設
平成4年10月1日	大学院法学研究科に法政策専攻（公共政策コース及び企業取引法コース）を増設
平成5年4月1日	私法専攻前期課程学生定員14名、公法専攻前期課程学生定員16名に改訂 法学研究科修士課程法政策専攻学生定員28名
平成6年4月1日	法学部第一課程、第二課程を昼間主コース、夜間主コースに改組 昼間主コース学生定員250名 夜間主コース学生定員40名
平成7年4月1日	法学部昼間主コース学生定員240名、夜間主コース学生定員40名 「私法総合講座」増設 法学研究科私法・公法専攻（博士課程前期課程）に研究者コース・総合研究コースの履修コースを設置 法学研究科法政策専攻（博士課程後期課程）設置 学生定員 私法専攻 前期課程 21名 後期課程 9名 公法専攻 〃 15名 〃 7名 法政策専攻 〃 28名 〃 14名

- 平成10年4月1日 法学部昼間主コース学生定員230名に改訂
- 平成11年4月1日 法学部昼間主コース学生定員220名に改訂
「公法総合講座」増設
法学研究科公法専攻（博士課程前期課程）学生定員22名，同専攻（博士課程後期課程）学生定員9名に改訂
- 平成12年4月1日 大学院重点化により，大学院の専攻・講座及び学部の学科目が，次のとおり整備した。
(大学院)
経済関係法専攻：民法，商法，社会法，経営法政策，金融法政策，国際経済法政策，私法総合の各講座
公共関係法専攻：基礎法，公法，刑事法，国際法，自治体法政策，比較法政策，公法総合の各講座
政治社会科学専攻：法社会学，政治学，国際関係論，政治過程論，政策過程分析，総合政策学の各講座
なお，履修コースとして，3専攻の博士課程前期課程には，研究者コース，社会人コース，専修コースを，また，博士課程後期課程には，研究者コース，高度専門職業人コースを設置した。
(学部)
法律学科：基礎法学，公法学，私法学，政治学・国際関係論の各学科目
大学院重点化に伴い，大学院の学生定員を，次のとおり改訂した。
経済関係法専攻：前期課程 33名，後期課程 15名
公共関係法専攻： 〃 31名， 〃 14名
政治社会科学専攻： 〃 22名， 〃 11名
- 平成15年11月27日 法科大学院の設置認可
- 平成16年4月1日 法科大学院の設置に伴い，大学院の専攻・講座・入学定員の改組及び学部の入学定員の改訂並びに夜間主コースの募集停止により，次のとおり整備した。
[大学院法学研究科]
◎博士課程
・理論法学専攻：理論公共法，理論取引法，基礎法理論の各講座
・政治学専攻：政治理論，国際政策分析，現代政治分析の各講座
履修コースとして，2専攻の前期課程に，研究者・社会人・専修の各コースを置き，理論法学専攻に法曹リカレントコースを，後期課程に，研究者・高度専門職業人の各コースを置いた。
また，入学定員を，次のとおり改訂した。
理論法学専攻：前期課程 28名，後期課程 14名
政治学専攻： 〃 12名， 〃 6名
◎専門職学位課程（法科大学院）
・実務法律専攻：実務公共法，実務取引法，先端領域法の各講座
法学未修者（3年），法学既修者（2年）のコースを設けた。
また，入学定員を次のとおり定めた。
実務法律専攻：専門職学位課程100名

[法学部]

法学部夜間主コース学生募集を停止した。

法学部夜間主コース第3年次編入学学生募集を停止した。

昼間主コース及び夜間主コースの区分を削除し、法学部入学定員を、次のとおり改訂した。

法律学科：入学定員180名

第3年次編入学定員20名

- 平成22年4月1日 実務法律専攻専門職学位課程（法科大学院）の学生定員を80名に改訂
- 平成27年4月1日 大学院法学研究科博士課程前期課程の理論法学専攻にGlobal Master Program (GMAP) in Law コースを設置した。
- 平成28年4月1日 大学院法学研究科博士課程後期課程の理論法学専攻に高度専門法曹コース（トップローヤーズ・プログラム（TLP））を設置した。
- 平成30年4月1日 大学院法学研究科（博士課程）の設置に伴い、法学研究科博士課程前期課程の理論法学専攻の入学定員を25名に改訂した。
- 令和3年3月31日 大学院法学研究科（博士課程）を法学政治学専攻の一専攻とし、引き続き6講座（理論公共法，理論取引法，基礎法理論，政治理論，国際政策分析，現代政治分析）を設置し、各課程の履修コースを次のとおりの履修プログラムに変更した。
- 前期課程：研究者養成プログラム，高度社会人養成プログラム，Global Master Program (GMAP)，法曹リカレントプログラム
- 後期課程：研究者養成プログラム，高度社会人養成プログラム，高度専門法曹養成プログラム（トップローヤーズ・プログラム（TLP））
- 科学技術イノベーション研究科（博士課程）の設置に伴い、博士課程後期課程の入学定員を18名に改訂した。
- 令和5年4月1日 大学院法学研究科博士課程前期課程の履修プログラムの法曹リカレントプログラムを廃止した。
- 令和5年4月1日 大学院法学研究科博士課程前期課程の履修プログラムのGlobal Master Program (GMAP) の後継プログラムとして、法学・経済学・経営学の3研究科の連携によるグローバル異分野共創プログラム（KIMAP in Global Business Law）を新設した。

大学院修了者数

区分	前期課程									後期課程									専門職 学位課程	
	専攻	私法	公法	法政策	経済関 係法	公共関 係法	政治社 会科学	理論 法学	政治学	法学 政治学	私法	公法	法政策	経済関 係法	公共関 係法	政治社 会科学	理論 法学	政治学		法学 政治学
昭和29年度	0	6																		
" 30 "	3	0																		
" 31 "	5	3																		
" 32 "	9	3								0	0									
" 33 "	4	2								0	0									
" 34 "	2	1								(1)	0									
" 35 "	4	0								(2)	(1)									
" 36 "	2	0								(1)	0									
" 37 "	3	2								(1)	0									
" 38 "	1	0								0	0									
" 39 "	1	4								(1)	0									
" 40 "	7	6								0	(1)									
" 41 "	4	3								1(0)	(1)									
" 42 "	3	3								0	(2)									
" 43 "	7	5								0	(1)									
" 44 "	8	4								0	(4)									
" 45 "	9	1								(1)	(2)									
" 46 "	2	1								0	(2)									
" 47 "	3	3								(1)	0									
" 48 "	3	1								(3)	0									
" 49 "	1	3								(2)	(3)									
" 50 "	5	2								(1)	(1)									
" 51 "	4	1								2(1)	(1)									
" 52 "	4	2								3(1)	(1)									
" 53 "	5	3								1	0									
" 54 "	2	2								(1)	(2)									
" 55 "	3	4								2(1)	(3)									
" 56 "	3	3								(4)	(1)									
" 57 "	1	3								(2)	1(0)									
" 58 "	3	1								1(5)	(1)									
" 59 "	10	4								1(2)	(6)									
" 60 "	2	3								1	1(2)									
" 61 "	3	2								(3)	(6)									
" 62 "	3	6								(4)	1(2)									
" 63 "	3	4								2(6)	(4)									
平成元年度	5	5								3(2)	(1)									
" 2 "	5	6								1(7)	1(3)									
" 3 "	8	6								1(2)	(1)									
" 4 "	6	9								4(5)	(1)									
" 5 "	7	10	6							1(4)	1(2)									
" 6 "	6	5	26							(2)	1(2)									
" 7 "	4	5	20							3(3)	1(7)									
" 8 "	12	10	23							1(3)	(4)									
" 9 "	9	9	28							2(3)	1(1)	(3)								
" 10 "	10	15	17							4(5)	1(2)	2(4)								
" 11 "	16	8	37							2(4)	2(4)	(3)								
" 12 "	17	13	16	4	1					1	3(1)	1(5)								
" 13 "	4	8	6	16	12	6				1	4(2)	1(8)								
" 14 "	1	3	2	30	21	4				2(5)	4(4)	(2)	(2)	1	(1)					
" 15 "	1	1	2	32	22	14				(2)	1(1)	(9)	6(2)	1	1(1)					
" 16 "				33	10	16	3			1	1(2)	2(5)	1(2)	(3)	1					
" 17 "				7	3	4	18	8			(2)	(4)	4(2)	2(2)	1					62
" 18 "				3	2	1	18	19			(1)	(1)	2(6)	1(2)		4	1(1)			80
" 19 "				1	2	1	27	7				(2)				(1)				91
" 20 "							21	5					1(2)	(1)		4(3)	1(1)			105
" 21 "							10	7						1	2	2(5)	1			92
" 22 "							23	8						(2)		4(3)				80
" 23 "							17	11							(1)	4(2)				86
" 24 "							17	19								4	(1)			68
" 25 "							16	12								4(6)	1(4)			65
" 26 "							13	17								5	5(1)			76
" 27 "							12	15								4(1)	6(2)			70
" 28 "							19	24								3	2(1)			79
" 29 "							19	15								9(3)	4			62
" 30 "							23	13	3							13(3)	4			67
令和元年							5	4	23							12(2)	4(1)	2		66
" 2 "									34							3	3(1)	4		57
" 3 "									25							(1)	(1)	9		64
" 4 "									23							2	(3)	14(1)		53
" 5 "									25							1		6(5)		63
" 6 "									38								9(2)			63
計	243	204	183	126	73	46	261	184	171	41 (90)	24 (92)	6 (46)	14 (16)	6 (10)	5 (3)	78 (30)	32 (17)	44 (8)		1449

後期課程の()内の数は所定の単位を修得して退学した者を外数で示す。

一般社団法人凌霜会定款(抄)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人凌霜会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

(従たる事務所)

第 3 条 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、会員相互の研修を行い、親睦を図るとともに、国立大学法人神戸大学(以下「神戸大学」という。)経済学部、経営学部、法学部及び大学院経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、国際協力研究科並びに経済経営研究所における教育及び研究の助成振興を図り、もって学術、教育、文化の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の整備と維持管理
- (2) 会員相互の連絡及び研修
- (3) 会報及び電子会報の発行
- (4) 経済、経営、法律に関する調査研究及び奨励に対する助成
- (5) 経済、経営、法律に関する知識の普及向上のための講習会及び研究会の開催に対する助成
- (6) 神戸大学の教育施設の整備拡充に対する助成
- (7) 前各号に定めるほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国で行うものとする。

第 3 章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、正会員、準会員、特別会員及び名誉会員の4種とする。

(正 会 員)

第 7 条 正会員になる資格をもつ者は、次のとおりである。

- (1) 神戸大学の前身たる元神戸高等商業学校の卒業者
- (2) 神戸大学の前身たる元神戸商業大学、同附属商学専門部の卒業者
- (3) 神戸大学の前身たる元神戸経済大学、同第二学部、同附属経営学専門部及び同経営計録講習所第一本科の卒業者
- (4) 神戸大学経済学部、経営学部及び法学部の卒業者
- (5) 神戸大学大学院経済学研究科、経営学研究科、法学研究科及び国際協力研究科の修了者

(6) 前各号の諸学校に在学した者

(準 会 員)

第 8 条 準会員になる資格をもつ者は、次のとおりである。

神戸大学経済学部、経営学部及び法学部の在学生並びに神戸大学大学院経済学研究科、経営学研究科、法学研究科及び国際協力研究科の在学生

(特別会員)

第 9 条 略

(名誉会員)

第 10 条 略

(入 会)

第 11 条 正会員、準会員及び特別会員になろうとする者は、理事会において定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第 12 条 正会員及び準会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会した時及び毎年、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

名誉会員及び特別会員は、会費の支払い義務を負わない。

(任意退会)

第 13 条 正会員、準会員及び特別会員は理事会において定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 14 条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 15 条 会員が、前2条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 第12条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき

(2) すべての社員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は会員である法人が解散したとき

2 前項第1号により資格を喪失した会員が、入会申込書を提出し、会費を納入したときは、会員の資格を回復する。

【第4章以下略】

(備考) 一般社団法人凌霜会の事務所は、神戸大学三木記念同窓会館内に置かれている。

法 学 研 究 科 教 員 名 簿

(令和8年4月1日)

職 名	氏 名	専 攻
研究科長・学部長	浦 野 由 紀 子	民 法
教 授	浅 野 博 宣	憲 法 学
〃	飯 田 文 雄	政 治 理 論
〃	池 田 千 鶴	経 済 法
〃	板 持 研 吾	英 米 法
〃	井 上 結 美 子	法 曹 実 務
〃 (兼務)	大 内 伸 哉	労 働 法
教 授	大 西 裕	行 政 学
〃	興 津 征 雄	行 政 法
〃	角 松 <small>なるふ</small> 生 史	行 政 法
〃	川 下 由 紀	法 曹 実 務
〃	川 島 富 士 雄	国 際 経 済 法
〃	木 下 昌 彦	憲 法
〃	栗 原 伸 輔	民 事 手 続 法
〃	栗 栖 <small>かおる</small> 薫 子	安 全 保 障 論
〃	兒 玉 圭 司	日 本 法 制 史
〃	榊 素 寛	商 法
〃	品 田 裕	選 挙 制 度 ・ 投 票 行 動 論
〃	柴 田 潤 子	独 占 禁 止 法 ・ 経 済 法
〃	島 並 良	知 的 財 産 法
〃	嶋 矢 貴 之	刑 事 法

職名	氏名	専攻
教授	砂原庸介	政治理論
〃	関根由紀	社会保障法
〃	高橋裕	法社会学
〃	竹内真理	国際法
〃	田中洋	民法
〃	富川雅満	刑法
〃	中川丈久	行政法・憲法(統治機構)・アメリカ公法
〃	仲谷仁志	法曹実務
〃	西上治	行政法
〃	幡野弘樹	民法
〃	八田卓也	民事手続法
〃	馬場健一	法社会学
〃	福田真希	フランス法制史
〃	福田泰親	法曹実務
〃	藤村直史	政治過程論
〃	堀口悟郎	憲法
〃	本元宏和	法曹実務
〃	松村尚子	国際政策分析
〃	箕原俊洋	政治外交史・情報史・日米関係
〃	安井宏樹	西洋政治史
〃	行澤一人	商法
〃	米倉暢大	民法

職 名	氏 名	専 攻
准 教 授	阿 部 光 利	知 的 財 産 法
〃	木 村 健 登	商 法
〃	熊 代 拓 馬	商 法
〃	瀬 戸 口 祐 基	民 法
〃	東 條 明 徳	刑 法
〃	中 村 知 里	国 際 私 法
〃	樋 口 拓 磨	刑 事 訴 訟 法
〃	平 野 実 晴	国 際 法
〃	増 村 悠 爾	国 際 関 係 論
〃	南 迫 葉 月	刑 事 手 続 法
〃	森 悠 一 郎	法 哲 学
〃	安 永 祐 司	民 事 手 続 法
〃	吉 見 洋 人	民 法

六甲台第1キャンパス建物配置図



2026年版 学生便覧
(2026年4月発行)

発行者 神戸大学大学院法学研究科
神戸大学法学部
〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1
TEL(078)803-7234(教務G)
FAX(078)803-7292

